

令和3年度

青梅市清掃事業概要



環境部清掃リサイクル課

目 次

第1章 総括

1	市の概要	1
2	市の財政	2
3	人口、世帯の推移	4
4	廃棄物行政の組織および事務分掌	5
5	一般廃棄物の処理計画（令和3年度・青梅市告示第63号の2）	6

第2章 ごみ収集処理

1	ごみの分別形態別排出方法	25
2	清掃手数料	26
3	ごみ収集の実績	27
4	ごみ処理の内訳	28
5	総資源化量の推移	28
6	ごみ収集車両等の推移	29
7	指定収集袋関係の実績	30
8	動物死体処理実績	32
9	粗大ごみ処理実績	32
10	不法投棄処理実績	32
11	リサイクルセンターにおける有価物等の処理状況	33
12	リサイクルセンターにおける容器包装リサイクル法処理状況	34
13	リサイクルセンターにおける有害ごみの処理状況	34
14	ごみ処理費	35
15	一般廃棄物処理手数料および清掃費	36
16	集団回収による資源回収量および報償金等交付状況	38

第3章 し尿処理

1	し尿処理の概要	40
2	し尿収集量および委託料の推移	40
3	し尿処理経費の推移	41
4	浄化槽清掃および設置に関する経費	41

第4章 資料

1	清掃事業のあゆみ	42
2	一般廃棄物収集・運搬委託の経過	59
3	一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧	61
4	刊行物資料	64

第1章 総括

1 市の概要

- (1) 市制施行 昭和26年4月1日（青梅町、調布村、霞村が合併）
- (2) 市域拡張 昭和30年4月1日（吉野村、三田村、小曾木村、成木村を合併）
- (3) 広 ば う 東西17.2キロメートル、南北9キロメートル
- (4) 地 形 関東平野と武蔵野台地の接する扇状台地を形づくる場所にあり、山地と平坦地とに分かれ、市の南部を貫流する多摩川を中心に河岸段丘を形成
- (5) 地 質 山地においては秩父古生層、丘陵と台地は、上層部を関東ローム層、その下を砂礫層が広がっている。
- (6) 面 積 103.31平方キロメートル
- (7) 人口と世帯 人 口 131,242人
 (男 65,893人 女 65,349人)
世 帯 64,186世帯
（令和3年10月1日現在）
- (8) 位 置 都心より約50キロメートル西方で、東経139度16分30秒、北緯35度47分16秒、海拔186.6メートルに位置する。
 （位置は市役所におけるもの）

2 市の財政

(1) 一般会計決算額（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1 市 税	20,299,090	40.5	19,841,468	38.6	19,735,461	38.1	19,720,189	28.8	19,400,365	31.3
2 地 方 譲 与 税	282,904	0.6	269,175	0.5	278,902	0.5	289,569	0.4	294,390	0.5
3 利 子 割 交 付 金	33,723	0.1	35,096	0.1	25,946	0.0	24,199	0.0	22,148	0.0
4 配 当 割 交 付 金	138,530	0.3	116,674	0.2	128,577	0.2	116,659	0.2	158,475	0.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	138,102	0.3	94,607	0.2	78,866	0.2	135,064	0.2	193,064	0.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	—	—	—	—	—	—	73,145	0.1	249,193	0.4
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,870,639	5.7	2,449,004	4.8	2,343,987	4.5	2,937,690	4.3	3,187,132	5.1
8 ゴルフ場利用税交付金	53,561	0.1	52,341	0.1	52,237	0.1	45,685	0.1	61,228	0.1
9 自動車取得税交付金	161,947	0.3	160,430	0.3	80,435	0.2	23	0.0	1	0.0
10 環境性能割交付金	0	0.0	0	0.0	28,423	0.1	48,754	0.1	62,732	0.1
11 地方特例交付金	98,454	0.2	111,188	0.2	250,604	0.5	156,261	0.2	274,701	0.4
12 地 方 交 付 税	2,654,030	5.3	2,926,777	5.7	3,467,556	6.7	3,528,799	5.2	4,974,109	8.0
13 交通安全対策特別交付金	18,965	0.0	17,651	0.0	17,722	0.0	19,644	0.0	18,986	0.0
14 分担金および負担金	955,064	1.9	1,089,564	2.1	717,136	1.4	440,987	0.6	473,110	0.8
15 使用料および手数料	1,039,523	2.1	1,049,477	2.0	1,008,681	1.9	967,238	1.4	966,188	1.6
16 国 庫 支 出 金	8,727,996	17.4	8,453,051	16.4	9,860,208	19.0	25,032,973	36.6	15,677,390	25.3
17 都 支 出 金	6,852,810	13.6	7,129,807	13.9	7,450,338	14.4	8,214,844	12.0	7,584,883	12.2
18 財 産 収 入	777,275	1.5	202,445	0.4	65,872	0.1	139,782	0.2	463,907	0.7
19 寄 付 金	35,419	0.1	44,964	0.1	43,323	0.1	101,369	0.2	37,930	0.1
20 繰 入 金	485,937	1.0	748,864	1.5	1,075,049	2.1	268,575	0.4	572,105	0.9
21 繰 越 金	866,586	1.7	1,561,561	3.0	926,411	1.8	841,805	1.2	1,814,044	2.9
22 諸 収 入	1,051,571	2.1	1,413,623	2.8	1,788,868	3.4	2,743,195	4.0	3,532,075	5.7
23 市 債	2,610,761	5.2	3,652,378	7.1	2,432,451	4.7	2,591,006	3.8	2,063,215	3.3
歳 入 合 計	50,152,887	100.0	51,420,145	100.0	51,857,053	100.0	68,437,455	100.0	62,081,371	100.0

(2) 一般会計決算額（歳出）

（単位：千円、％）

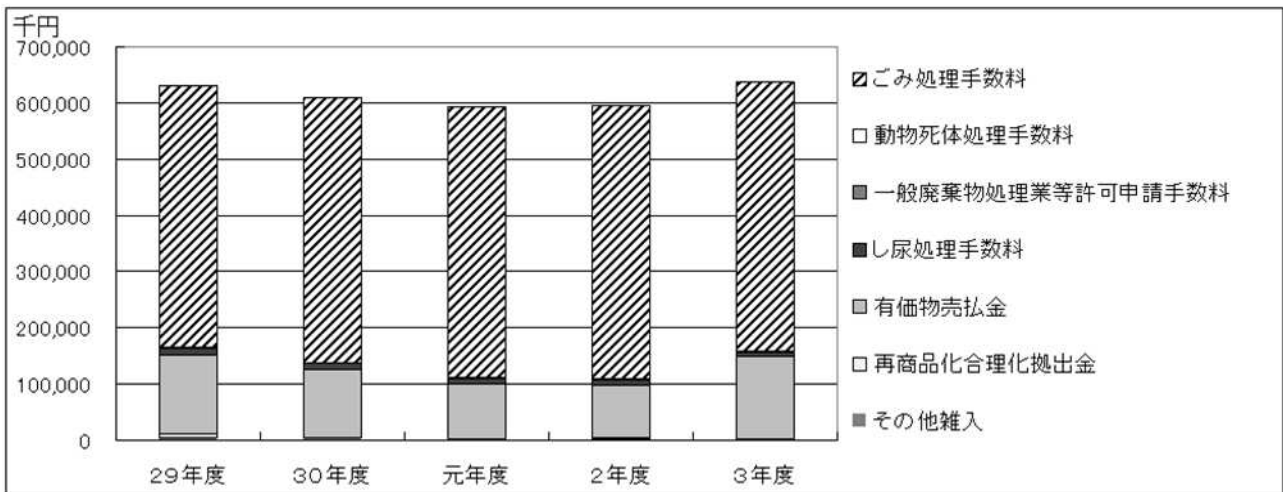
区 分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1 議 会 費	401,896	0.8	410,591	0.8	407,402	0.8	398,731	0.6	404,688	0.7
2 総 務 費	4,720,643	9.7	4,785,153	9.5	5,167,558	10.1	5,152,083	7.7	5,392,765	9.2
3 民 生 費	24,175,357	49.8	24,213,363	47.9	25,462,655	49.9	38,405,850	57.6	28,768,763	49.1
4 衛 生 費	4,619,997	9.5	5,056,968	10.0	4,743,204	9.3	5,530,734	8.3	6,321,949	10.8
5 労 働 費	19,538	0.0	10,360	0.0	11,224	0.0	10,906	0.0	10,435	0.0
6 農 林 水 産 業 費	360,897	0.8	348,470	0.7	340,813	0.7	363,232	0.5	241,222	0.4
7 商 工 費	474,614	1.0	487,977	1.0	420,473	0.8	933,459	1.4	541,861	0.9
8 土 木 費	3,595,633	7.4	3,264,377	6.5	3,566,603	7.0	3,276,143	4.9	2,786,575	4.7
9 消 防 費	1,748,238	3.6	1,754,268	3.5	1,778,489	3.5	1,765,118	2.7	1,747,949	3.0
10 教 育 費	4,420,032	9.1	5,626,948	11.1	4,848,447	9.5	6,300,944	9.5	5,614,920	9.6
11 災 害 復 旧 費	16,087	0.0	93,453	0.2	278,284	0.6	305,515	0.5	90,728	0.2
12 公 債 費	3,172,240	6.5	3,219,355	6.4	3,057,698	6.0	3,005,982	4.5	3,098,154	5.3
13 諸 支 出 金	866,154	1.8	1,222,451	2.4	932,398	1.8	1,174,964	1.8	3,595,454	6.1
歳 出 合 計	48,591,326	100.0	50,493,734	100.0	51,015,248	100.0	66,623,661	100.0	58,615,463	100.0

(3) 廃棄物処理の決算状況

ア 歳入（主な清掃手数料等）

（単位：円）

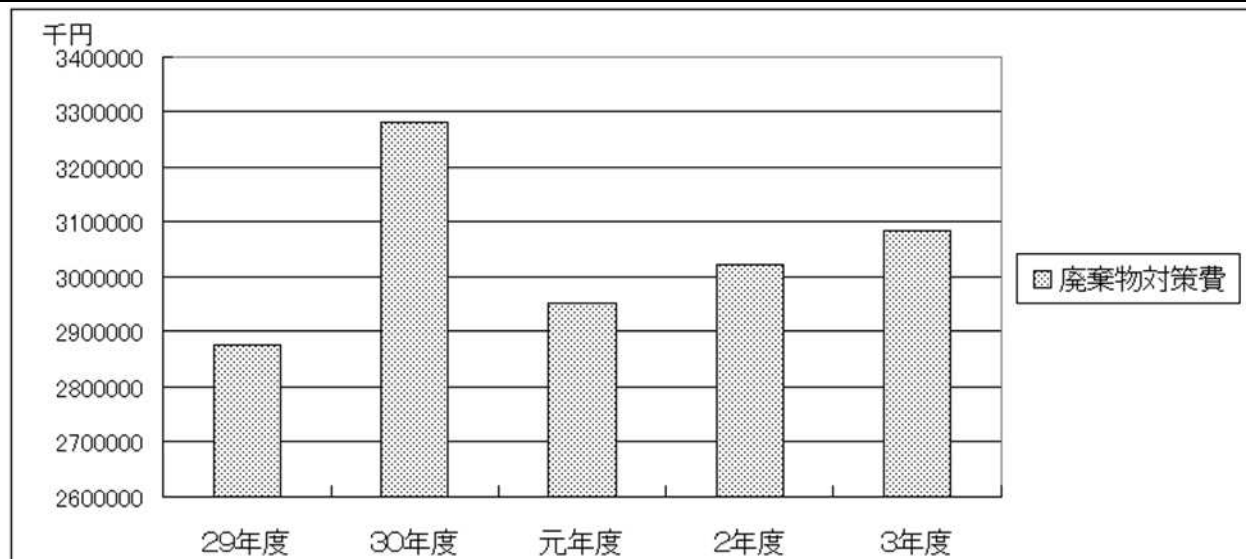
区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ごみ処理手数料	464,172,540	471,773,315	481,832,151	487,515,516	480,214,121
動物死体処理手数料	880,000	776,000	854,000	790,000	732,000
一般廃棄物処理業等許可申請手数料	495,000	270,000	480,000	255,000	480,000
し尿処理手数料	11,700,190	10,852,825	10,520,300	9,695,050	7,498,950
有価物売払金	141,820,271	122,284,653	96,634,907	95,458,799	146,908,739
再商品化合理化拠出金	7,378,687	82,386	0	184,614	0
その他雑入	2,912,046	3,535,861	2,348,320	2,376,897	2,064,384
計	629,358,734	609,575,040	592,669,678	596,275,876	637,898,194



イ 歳出（清掃費）

（単位：円、%）

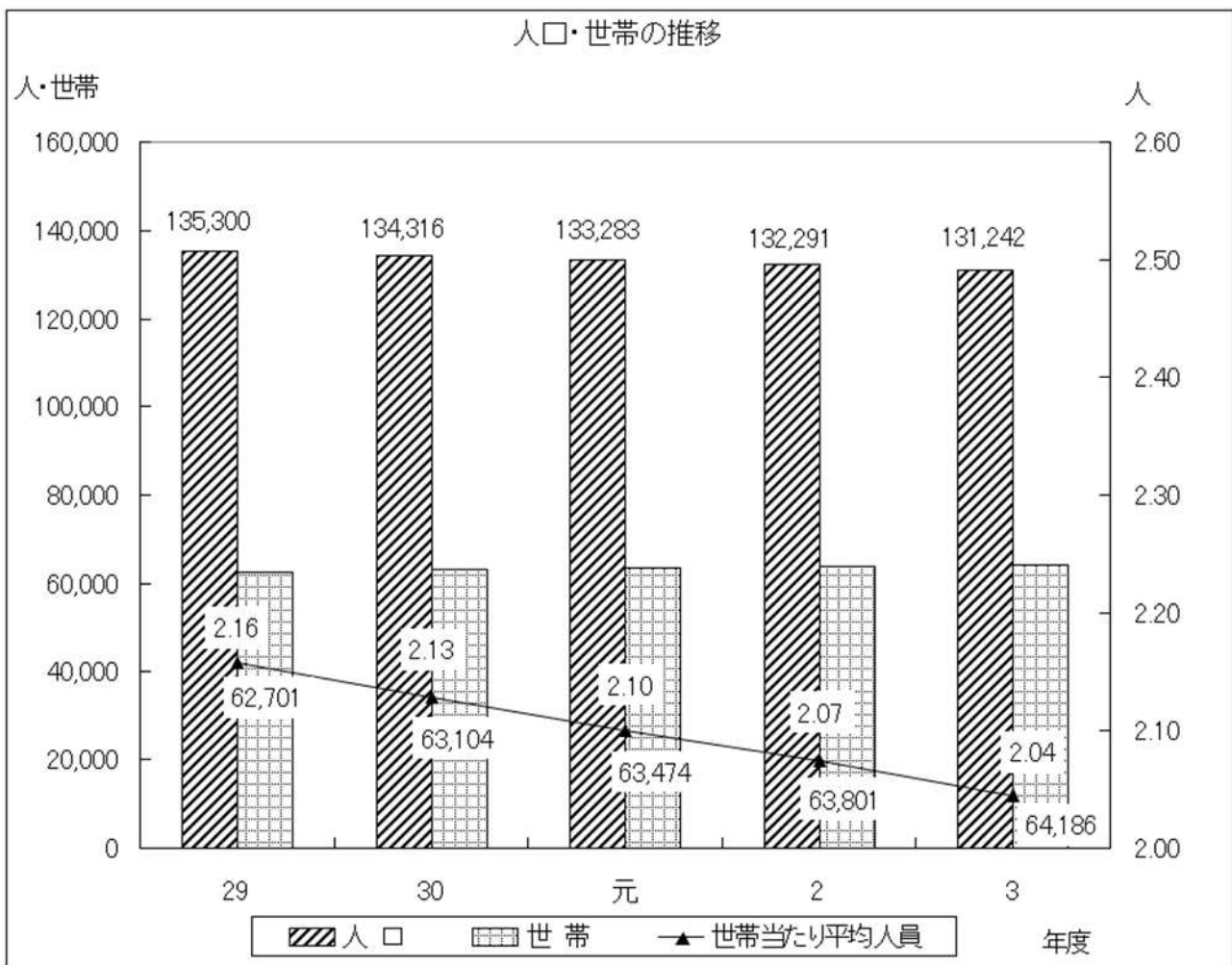
区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
廃棄物対策費	2,874,697,421	3,282,372,259	2,951,293,363	3,022,417,167	3,083,078,583
一般会計（歳出）	48,591,326,139	50,493,733,919	51,015,248,013	66,623,391,240	58,615,463,466
一般会計に占める 清掃費の割合	5.9	6.5	5.8	4.5	5.3



3 人口、世帯の推移（各年10月1日現在）

（単位：人、世帯）

年 度	人 口	世 帯	世帯当たり平均人員
29	135,300	62,701	2.16
30	134,316	63,104	2.13
元	133,283	63,474	2.10
2	132,291	63,801	2.07
3	131,242	64,186	2.04



4 廃棄物行政の組織および事務分掌

(単位：人)

環境部	環境政策課	清掃サイクル課	ごみ減量推進係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物（一般廃棄物に限る。以下同じ。）処理対策の企画、推進および啓もう等に関する事 ○廃棄物減量等推進審議会に関する事 ○環境美化指導員および環境美化推進員に関する事 ○廃棄物の共同処理に関する事 ○再生資源集団回収事業に関する事 ○美化デー等に関する事 ○課内の庶務に関する事 	一般事務 4	課長 1 一般事務 13 (うち係長 4) 技能労務 3 再任用事務系 2 再任用技能労務 11 合計 30
			清掃係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の処理に関する事 ○廃棄物の有料収集に関する事 ○廃棄物の処理手数料の調定および徴収に関する事 ○事業系廃棄物に対する清掃指導に関する事 ○大規模建築物等の廃棄物保管場所等の設置に関する事 ○一般廃棄物処理業に関する事 ○浄化槽の維持管理に関する事 ○し尿処理施設に関する事 	一般事務 5	
			収集指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の収集、運搬に関する事 ○家庭系廃棄物の排出指導に関する事 ○動物の死体の処理に関する事 ○不法投棄（他の所管に属するものを除く。）の処理に関する事 	一般事務 2 技能労務 1 再任用職員 11	
			リサイクルセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルセンターの管理、運営に関する事 ○燃やさないごみ等の処理と再資源化に関する事 ○資源有価物の処分に関する事 ○リサイクルセンターの事務全般に関する事 	一般事務 2 技能労務 2 再任用職員 2	
			公園緑地課			
	下水管理課					
	下水工務課					

(令和3年4月1日現在)

青梅市告示第63号の2

青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例（平成5年条例第15号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定にもとづき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

青梅市長 浜 中 啓 一

- 1 施行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 施行区域 青梅市全域
- 3 一般廃棄物の排出予定 (単位：トン)

区 分	排 出 予 定 量	
燃 や す ご み	27,265	
燃 や さ な い ご み	1,080	
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,595	
粗 大 ご み	1,727	
せ ん 定 枝	507	
有 害 ご み (乾 電 池 、 蛍 光 管)	54	
ペ ッ ト ボ ト ル	446	
ビ ン	674	
カ ン	308	
陶 磁 器	203	
ガ ラ ス	60	
新 聞	617	
雑 誌 ・ 雑 紙	1,283	
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	662	
織 維	667	
か ば ん ・ 靴 ・ む い ぐ る み ・ ベ ル ト	21	
廃 食 用 油	3	
小 型 家 電	4	
し 尿 お よ び	し 尿	1,205
浄 化 槽 汚 泥		2,166
動 物 の 死 体	705 (体)	
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	898	

4 一般廃棄物処理予定

(1) 収集運搬計画

(単位：トン)

区 分	処 理 予 定 量
燃 や す ご み	27,265
燃 や さ な い ご み	1,080
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	1,595
粗 大 ご み	1,727
せ ん 定 枝	507
有 害 ご み (乾 電 池 、 蛍 光 管)	54
ペ ッ ト ボ ト ル	446
ビ ン	674
カ ン	308
陶 磁 器	203
ガ ス	60
新 聞	617
雑 誌 ・ 雑 紙	1,283
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク	662
織 維	667
か ば ん ・ 靴 ・ む い ぐ る み ・ ベ ル ト	21
廃 食 用 油	3
小 型 家 電	4
し 尿 お よ び し 尿	1,205
浄 化 槽 汚 泥 浄 化 槽 汚 泥	2,166
動 物 の 死 体	705 (体)
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物	898

備考 処理予定量については、年間の予定量とした。

(2) 中間処理および処分計画

ア 燃やすごみ

(ア) 処理施設

- a 施設名 西多摩衛生組合
- b 所在地 東京都羽村市羽4235番地
- c 形式 全連続燃焼式流動床炉
- d 能力 480トン/日 (160トン/日×3炉)
- e 組織団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	21,298
自己搬入	5,967
合計	27,265

(ウ) 残さ予定量および処分方法

a 残さ(残灰等)予定量 2,295トン

b 処分方法 東京たま広域資源循環組合が設置した最終処分場でエコセメント化

(エ) 御岳山については、青梅市設置(3か所4台)の生ごみ処理機にて地元自治会に管理委託し処理

a 総処理量 19トン

b 機種 乾燥式 MS-N120G型

c 能力 約200キログラム/日

イ 燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみおよび粗大ごみ

(ア) 処理施設

a 施設名 青梅市リサイクルセンター

b 所在地 東京都青梅市新町6丁目9番地の1

c 能力 44.8トン/日

(イ) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
直営および委託業者	3,032
一般廃棄物収集・運搬許可業者	25
粗大ごみ持込み	1,345
合計	4,402

(ウ) その他

選別処理後のプラスチック容器包装類は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に定められた方法により処理する。

粗大ごみの中で再生可能なものは、シルバー人材センターリサイクル事業所において再生および販売する。

ウ せん定枝

粗大ごみおよび直接持込みとして回収 507トン

エ 有害ごみ

(ア) 廃棄物搬入者および搬入予定量 (単位：トン)

廃棄物搬入者	搬入予定量
委託業者	52
直接持込み	2
合計	54

(イ) 処理方法 (委託)

a 乾電池

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

b 蛍光管

施設名 野村興産株式会社 イトムカ鉱業所

所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

オ ペットボトル

資源物として回収 446トン

ペットボトルは、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。

カ ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維、かばん・靴・ぬいぐるみ・ベルト、廃食用油および小型家電

資源物として回収 4,502トン

ビンについては、容器包装リサイクル法に定められた方法により処理する。小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に定められた方法により処理する。

キ し尿

処理施設

(ア) 施設名 青梅市し尿処理場

(イ) 所在地 東京都青梅市黒沢1丁目697番地

(ウ) 処理方法 高負荷膜分離処理

(エ) 能力 18キロリットル／日

(オ) 搬入団体 青梅市、福生市、羽村市および瑞穂町

ク 動物の死体

処理施設

- (ア) 施設名 青梅市火葬場内動物炉
 (イ) 所在地 東京都青梅市長淵5丁目743番地
 (ウ) 形式 5号廃棄物焼却炉 富士式動物火葬炉
 直上再燃焼室付台車式 FBN00W1
 (エ) 能力 53キログラム/時間

ケ 市外に搬出処理される事業系一般廃棄物 (単位：トン)

処理施設名	所在地	一般廃棄物の種類	搬出予定量
オリックス資源循環(株)寄居工場	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地	木くず、紙くず、動物性残さ	1.2
バイオエナジー(株)	東京都大田区城南島3丁目4番4号	食品廃棄物	33
(株)Jバイオフードリサイクル	神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1-5	厨芥	7.38
(株)アイル・クリンテック	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地	給食残さ	208
(株)アクト・エア総合リサイクルセンター	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地	厨芥、紙くず	394.92
よりいコンポスト(株)	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山352番地	脱水汚泥	137
(株)エコ計画	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山262番地	脱水汚泥、し渣	74.5
(株)エコワスプラント	東京都西多摩郡日の出町平井34番地1	木くず	5.52
ニューエナジーふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1	食品廃棄物	36.6

5 分別収集する一般廃棄物の種類、収集方法等

区 分		対 象	収 集 方 法	収集回数 (地区別の収集日程は、別表第1のとおり)	備 考
燃 や す ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	(1) 戸別収集を原則とする。ただし、備考(1)に掲げる地域等においては、集積場所から収集する。 (2) 前号の収集方法にかかる排出方法および排出場所は、備考(2)のとおりとする。	土曜日および日曜日を除き週2回収集	届出は、必要としない。御岳山は週1回収集する。
	事 業 者	排出量が日量45リットル以下の事業者	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週2回収集	御岳山は、週1回収集する。
		排出量が日量45リットルを超える事業者	収 集 対 象 外		
燃 や さ	一 般 家 庭	全 世 帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き月1回収集	届出は、必要としない。

な い ご み	事 業 者	排出量が 日量45 リットル 以下の事 業者	一般家庭におけ る燃やすごみの 収集方法に同じ	土曜日お よび日曜 日を除き 月1回収 集	御岳山は、月 1回収集す る。
		排出量が 日量45 リットル を超える 事業者	収 集 対 象 外		一般廃棄物管 理票により、 自らまたは他 に委託してリ サイクルセン ターに搬入す る。
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	一 般 家 庭	全 世 帯	一般家庭におけ る燃やすごみの 収集方法に同じ	土曜日お よび日曜 日を除き 月3回～ 4回収集	届出は、必要 としない。
	事 業 者	排出量が 日量45 リットル 以下の事 業者	一般家庭におけ る燃やすごみの 収集方法に同じ	土曜日お よび日曜 日を除き 月3回～ 4回収集	御岳山は、月 3回～4回収 集する。
		排出量が 日量45 リットル を超える 事業者	収 集 対 象 外		
粗 大 ご み		全 世 帯	電話予約による 戸別収集または リサイクルセン ターへの直接搬 入	随 時	
せ ん 定 枝		全 世 帯	電話予約による 戸別収集または リサイクルセン ターへの直接搬 入	随 時	ごみ減量、資 源の有効利用 を図る。
有害ごみ 乾電池 蛍光管	一 般 家 庭	全 世 帯	一般家庭におけ る燃やすごみの 収集方法に同じ、 または、リサイ クルセンターへ の直接搬入	土曜日お よび日曜 日を除き 週1回収 集	

	事業者	全事業者	収集対象外		一般廃棄物管理票により、自らまたは他に委託してリサイクルセンターに搬入する。
ペットボトル		全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を除き週1回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ビン		全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
カン		全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日および日曜日を月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
陶磁器		全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を月に2回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
ガラス		全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ、または、リサイクルセンターへの直接搬入	土曜日および日曜日を月に2回～3回収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。

新聞 雑誌・雑紙 ダンボール・ 紙パック 繊維 かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベ ルト	全世帯	一般家庭における燃やすごみの収集方法に同じ	土曜日を除き 曜日ごと 1回 収集	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
廃食用油	全世帯	リサイクルセンターへの直接搬入	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
小型家電	全世帯	拠点回収 市役所、各市民センター、リサイクルセンター、住友金属鉦山アリーナ青梅（総合体育館）に設置した回収ボックスから回収する。	随時	資源物として分別収集することによりごみ減量、資源の有効利用を図る。
し 尿	占有者 （一般加入者）	市長に届出をしたもの	原則として20日に1回	山間部等で収集不可能な地域は、収集対象から除外する。
	特殊占有者（大口加入者）	市長に届出をしたもの	原則として30日に1回	浄化槽（放流式）は、収集対象から除外する。
動物の死体	全世帯	飼い主が自らの責任において処理するもののほか、申込みが認められる場合は、市が収集する。飼い主不明のものは、市が収集する。	随時	飼い主のいる場合は、市で手続後、指定の場所へ持ち込む。ただし、火葬炉に入るものに限る。
市外に搬出処理される事業系一般廃棄物		収集対象外		

備考

(1) 集積場所における収集を行う地域等

ア 地形的に戸別収集が困難な地域

イ 共同住宅、長屋、寄宿舍等2戸以上が集合する建築物（市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。以下「共同住宅等」という。）

ウ 条例第62条第1項に規定する大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）

(2) 戸別収集（粗大ごみ、せん定枝およびし尿を除く。）および集積場所による収集にかかる排出方法および排出場所

ア 排出方法

区 分	排 出 方 法
燃 や す ご み 燃 や さ な い ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	市の指定収集袋に入れて排出する。
有 害 ご み	透明または半透明の袋に入れて排出する。
ペ ッ ト ボ ト ル ビ ン ・ カ ン 陶 磁 器 ・ ガ ラ ス	バケツ、箱等の容器に入れて排出する。 割れたガラスは透明または半透明の袋に入れてから、バケツ、箱などの容器に入れて排出する。
新 聞 雑 誌 ・ 雑 紙 ダンボール・紙パッ ク	ひもで束ねて、または紙袋に入れて排出する。
織 維 か ば ん ・ 靴 ・ ぬ い ぐ る み ・ ベ ル ト	透明または半透明の袋に入れて排出する。

状況によっては、別記様式による文書を見やすい位置に添える方法等により、市が収集するものである旨を明示するものとする。

イ 排出場所

収 集 方 法		排 出 場 所
戸 別 収 集		民有地と公道との境界付近における民有地側の部分
集積場所における収集	地形的に戸別収集が困難な地域	該当居住者が協議の上位置を定め、市長が収集可能と確認した場所（別表第2のとおり）
	共同住宅等	当該共同住宅等の敷地である民有地と公道との境界付近の民有地側の部分で、市長と該当共同住宅等の居住者等が協議の上、市長が収集可能と確認した場所
	大規模建築物	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例（平成16年条例第38号）第21条の規定により市長と締結した協定の内容にもとづき、条例第62条第1項に規定する建設者が設置した同項に規定する廃棄物の保管場所等（別表第3のとおり）

(3) 条例第30条および第30条の3に規定する所定の場所は、前記(2)イの排出場所とする。

(4) 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することがある。

(5) 一般廃棄物の処理を市長に届出し、または申請したものであっても、条例第10条の規定にもとづき、当該一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、市長の指示する方法に従わなければならない。

(6) 市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要に応じて指示する。

(7) 適正処理困難物については、市では収集しない。

(8) 一般家庭については、市長が認めた施設を含む。

6 条例第30条の3に規定する特定資源物

条例第30条の3に規定する特定資源物は、ペットボトル、ビン、カン、陶磁器、ガラス、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトとする。

7 条例第30条の3に規定する市長が指定する者

条例第30条の3に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する特定資源物の収集または運搬を受託した者とする。

8 一般廃棄物の収集・運搬方式

処 理 の 区 分	収 集 ・ 運 搬 方 式	
燃 や す ご み	委 託	
燃 や さ な い ご み		
容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み		
粗 大 ご み	直 委 営 託	
せ ん 定 枝	委 託	
有 害 ご み		乾 電 池
		蛍 光 管
ペ ッ ト ボ ト ル		
ビ ン		
カ ン		
陶 磁 器		
ガ ラ ス		
新 聞		
雑 誌 ・ 雑 紙		
ダ ン ボ ー ル ・ 紙 パ ッ ク		
織 維		
か ば ん ・ 靴 ・ む い ぐ る み ・ ベ ル ト		
廃 食 用 油		直 営
小 型 家 電		直 営
し 尿	委 託	
	浄 化 槽	許 可
動 物 の 死 体	直 委 営 託	

別表第1（第5項関係）

1 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、有害ごみ、資源物（ビン・カン・ペットボトル・陶磁器・ガラス）の収集日

地区名	該 当 地 区	区 分	収 集 曜 日
青 梅 地 区	勝沼1～3丁目 西分町1～3丁目 住江町 本仲町 上森下町 裏宿町 天ヶ瀬町 滝ノ上町 大柳町 日向和田1～3丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
長 淵 地 区	駒木町1～3丁目 長淵1～9丁目 友田町1～5丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の火曜日
	千ヶ瀬町1～6丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
大 門	吹野上町1～4丁目 大門1～3丁目 大塩船	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1月曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の月曜日

地 区	谷 木野下 1・2 丁目 今寺 1～5 丁目	有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週 の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の月曜日
梅 郷 地 区	畑中 1～3 丁目 和田町 1・2 丁目 梅郷 1～6 丁目 柚木町 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週 の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の火曜日
沢 井 地 区	二俣尾 1～5 丁目 沢井 1～3 丁目 御岳本町 御岳 1・2 丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1火曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の火曜日
		有害ごみ	毎週火曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週火曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週 の火曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の火曜日
御 岳 山 地 区	御岳山	燃やすごみ	毎週金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週 の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週 の金曜日
小 曾 木	富岡 1～3 丁目 小曾木 1～5 丁目 黒沢 1～3 丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1水曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の水曜日
		有害ごみ	毎週水曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週水曜日

地区		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の水曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の水曜日
成木地区	成木1～8丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の金曜日
東青梅地区	東青梅1～6丁目 根ヶ布1・2丁目 師岡町1～4丁目	燃やすごみ	毎週月・木曜日
		燃やさないごみ	毎月第1金曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の金曜日
		有害ごみ	毎週金曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週金曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の金曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の金曜日
新町地区	新町1～9丁目 末広町1・2丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の木曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の木曜日
河辺地区	河辺町1～10丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1木曜日
		容器包装プラスチックごみ	毎月第2週目以降の木曜日
		有害ごみ	毎週木曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週木曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5週の木曜日

		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 木曜日
今 井 地 区	藤橋 1～3丁目 今井 1～5丁目	燃やすごみ	毎週火・金曜日
		燃やさないごみ	毎月第1月曜日
		容器包装プラスチック ごみ	毎月第2週目以 降の月曜日
		有害ごみ	毎週月曜日
		資源物（ペットボトル）	毎週月曜日
		資源物（カン・ガラス）	毎月第1・3・5 週の月曜日
		資源物（ビン・陶磁器）	毎月第2・4週の 月曜日

2 新聞、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維およびかばん・靴・ぬいぐるみ・ベルトの収集日

地 区 名	区 分	収 集 曜 日
御岳山地区を除く全地区	新聞	毎月第1水曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2水曜日
	ダンボール・紙パッ ク	毎月第3水曜日
	繊維、かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベルト	毎月第4水曜日
御 岳 山 地 区	新聞	毎月第1金曜日
	雑誌・雑紙	毎月第2金曜日
	ダンボール・紙パッ ク	毎月第3金曜日
	繊維、かばん・靴・ぬ いぐるみ・ベルト	毎月第4金曜日

3 前記1および2に規定する収集日において当該収集日程にかかる一般廃棄物を排出しようとする者は、午前8時までこれを排出しなければならない。

別表第2（第5項関係）

地形的に戸別収集が困難な地域における集積場所として市長が収集可能と確認した場所

地区名	集積場所
青梅地区	勝沼2丁目345番地、387番地 裏宿町733番地 天ヶ瀬町1070番地 日向和田1丁目113番地、日向和田2丁目930番地
長淵地区	駒木町1丁目732番地 友田町2丁目677番地、728番地
大門地区	吹上250番地の3 木野下2丁目281番地
小曾木地区	黒沢2丁目985番地の1
成木地区	成木7丁目668番地
東青梅地区	根ヶ布1丁目687番地 師岡町1丁目183番地

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

別表第3（第5項関係）

大規模建築物における保管場所等一覧表

地区名	所在地（名称）
青梅地区	住江町4番地の8（日神パレステージ青梅住江町） 住江町6番地（パテラスクエア青梅） 本町117番地の6（クレアメゾン青梅）
大門地区	大門3丁目4番地の1（モダンインプレス） 野上町2丁目17番地の1（レオパレスエスペランサ野上） 野上町3丁目26番地の5（フォレストフィールドのがみ） 野上町4丁目4番地の6（コスモス） 野上町4丁目5番地の4（グランツ河辺野上町） 野上町4丁目6番地の1（グランティアレ） 野上町4丁目14番地の3（レーヴステージ河辺） 今寺4丁目13番地の7（エスポワール） 今寺5丁目10番地の8（アンジュ東原Ⅰ・Ⅱ）
東青梅地区	東青梅3丁目11番地の10（アイディーコート東青梅） 東青梅4丁目12番地の3（レオパレスプラシード） 東青梅4丁目13番地の8（東青梅4丁目アパート） 東青梅4丁目20番地の3（アンブルールフェールグラ ンドキャスケード） 東青梅5丁目8番地の1（アンビシャス河辺） 東青梅5丁目13番地の1（クリオ河辺） 東青梅5丁目15番地の12（クレイノドミール青梅） 東青梅5丁目16番地の4（レオパレスことぶき）
新町地区	新町1丁目8番地の2（青梅学園） 新町1丁目25番地の14（センチュリー青梅新町） 新町3丁目49番地の1（レクセル小作パークス） 新町5丁目37番地の19（レオパレスフラックス） 新町8丁目6番地の25（クレーアーレ小作） 新町9丁目2016番地の12（ヴェレーナ青梅新町） 末広町2丁目8番地の1（カサーレ青梅末広町）
河辺地区	河辺町1丁目837番地の1（コンファール河辺シャイ ンテラス） 河辺町4丁目21番地の10（日神パレステージ河辺南） 河辺町5丁目18番地の4（サンクレイドル河辺） 河辺町9丁目7番地の6（アンビシャスアベニュー河辺） 河辺町10丁目4番地の2（サニーヴィラージュ河辺） 河辺町10丁目8番地の5（スカイガーデンタワー）
千ヶ瀬地区	千ヶ瀬町4丁目307番地の1（サンクレア）

備考 上記の場所は、青梅市環境部清掃リサイクル課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

持ち去り禁止

この資源物は、青梅市が回収するために排出したものです。

青梅市が指定した者以外の者は、収集したり運搬しないでください。

第2章 ごみ収集処理

1 ごみの分別形態別排出方法

区 分		排 出 方 法		有料・無料別	収 集 日
	燃 や す ご み	収集日の朝8時までに、家庭系指定収集袋に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。		有 料 (指定収集袋を購入し排出する)	週 2 回 (御岳山は週1回)
	燃 や さ ない ご み				月 1 回 第 1 週
	容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み				第 1 週 を 除 く 各 週 1 回
家 庭 系	有 害 廃 棄 物 蛍 光 管 球 乾 電 池 水 銀 体 温 計 ラ イ タ ー カ セ ッ ト 式 ガ ス ボ ン ベ ス プ レ ー 缶	収集日の朝8時までに、割れないよう箱、透明または半透明の袋に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。		無 料	週 1 回
		収集日の朝8時までに、透明または半透明の袋に入れて、自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。			
庭	粗 大 ご み	自 宅 回 収	電話で申し込みをし、収集日に自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。	有 料	随 時
		直 接 持 込	リサイクルセンターへ持ち込む。		平 日 月 曜 日 ~ 金 曜 日 お よ び 日 曜 日
ご み 資 源	カ ン ビ ン ペ ッ ト ボ ト ル ガ ラ ス 陶 磁 器	収集日の朝8時までに、バケツや箱などの容器に入れて自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。 ○割れたガラスは透明または半透明の袋に入れたうえでバケツや箱などの容器に入れる。		無 料	第 1・3・5 週
					第 2・4 週
					週 1 回
					第 1・3・5 週
					第 2・4 週
	新 聞 折 込 チ ラ シ 雑 誌 雑 紙 ダ ン ボ ー ル 紙 パ ッ ク 繊 維 類 (か ぱ ん 靴 ・ ベ ル ト ・ ぬ い ぐ る み 含 む)	収集日の朝8時までに、自宅敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。 ○新聞・折込チラシは一緒に紐で縛る。 ○雑誌・雑紙は紐で縛るか紙袋に入れ、口があかないよう紐で縛る。 ○ダンボール・紙パックは別々に紐で縛る。 ○繊維類は種類ごとに透明または半透明の袋に入れる。		無 料	第 1 水 曜 日
					第 2 水 曜 日
					第 3 水 曜 日
					第 4 水 曜 日
	廃 食 用 油	リサイクルセンターへ持ち込む。		無 料	平 日 月 曜 日 ~ 金 曜 日 お よ び 日 曜 日
小 型 家 電	市役所、住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）、リサイクルセンターまたは11市民センターに設置してある回収ボックスに入れる。		無 料	施 設 の 開 館 時 間 中	
事 業 系	少 量 排 出 事 業 所	排出量が日量450以下の事業者		有 料 (指定収集袋を購入し排出する)	家 庭 廃 棄 物 の 収 集 日 と 同 じ
ご み	燃 や す ご み 燃 や さ ない ご み 容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク ご み	収集日の朝8時までに、事業系指定収集袋に入れて事業所敷地内の道路に面した場所または決められた集積場所に出す。			
	多 量 排 出 事 業 所	排出量が日量450を超える事業者			
	燃 や す ご み 燃 や さ ない ご み	事業者自らまたは収集運搬許可業者が、市が指定した処理施設へ搬入する。		有 料	市 は 収 集 し ない

2 清掃手数料

(1) ごみ処理手数料

平成22年10月1日改訂

指定収集袋のサイズ ※手数料は1組10枚入りの金額		大 袋	中 袋	小 袋	特 小 袋
		400相当 (事業系は 450相当)	200相当	100相当 (事業系は 22.50相当)	50相当
家庭系 廃棄物	燃 や す ご み	600 円	300 円	150 円	70 円
	燃 や さ ない ご み	480 円	240 円	120 円	60 円
	容器包装プラスチックごみ	300 円	150 円	70 円	
事業系 一般廃棄物	排出量が日 量 450以下 の 事 業 者 (排出制限有)	燃 や す ご み	1,610 円	/	805 円
		燃 や さ ない ご み			
		容器包装プラ スチックごみ			
	排出量が日量 450 を 超 え る 事 業 者	1kg につき 30 円 (マニフェスト制度)			
粗大 ごみ	一般家庭から排出された も の に 限 る	品目別に定める			

(2) し尿処理手数料

事業活動等によるくみ取り ま た は 水 洗 式	1 リットルにつき 15 円 下水道未整備地区は月に 1800 まで無料
普 通 く み 取 り	1 人月額 600 円 下水道未整備地区は無料

(3) 動物死体処理手数料

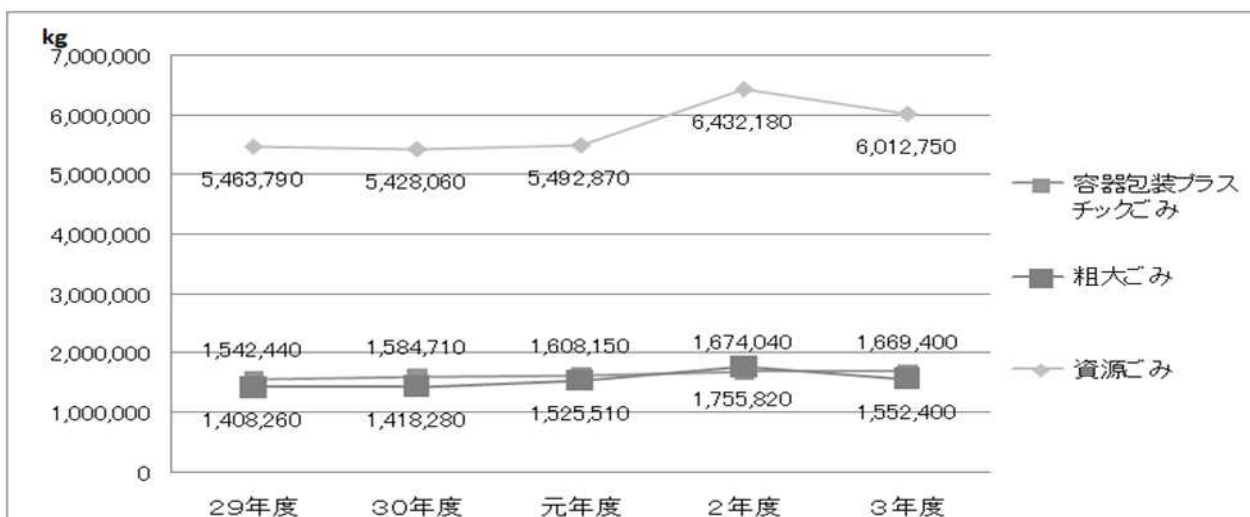
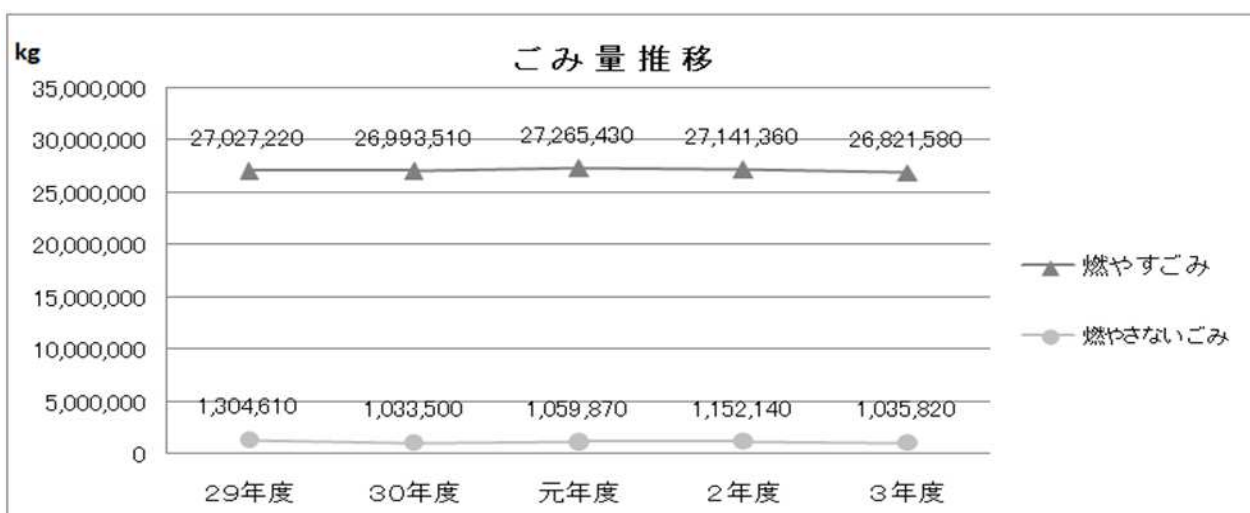
自 宅 収 集	1 体につき 4,000 円
持 ち 込 み	1 体につき 2,000 円

3 ごみ収集の実績

(単位：kg)

区	分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
燃やすごみ	収集量	21,514,350	21,312,740	21,297,720	21,647,700	21,239,120
	持込量	5,512,870	5,680,770	5,967,710	5,493,660	5,582,460
	小計	27,027,220	26,993,510	27,265,430	27,141,360	26,821,580
燃やさないごみ	収集量	1,276,320	1,011,100	1,027,300	1,136,070	1,016,290
	持込量	28,290	22,400	32,570	16,070	19,530
	小計	1,304,610	1,033,500	1,059,870	1,152,140	1,035,820
容器包装プラスチックごみ	収集量	1,542,440	1,584,710	1,608,150	1,674,040	1,669,400
粗大ごみ	収集量	352,820	321,390	337,290	355,720	339,350
	持込量	1,055,440	1,096,890	1,188,220	1,400,100	1,213,050
	小計	1,408,260	1,418,280	1,525,510	1,755,820	1,552,400
資源ごみ	収集量	4,886,830	4,892,330	4,973,340	5,867,930	5,527,365
	持込量	576,960	535,730	519,530	564,250	485,385
	小計	5,463,790	5,428,060	5,492,870	6,432,180	6,012,750
収集量計	29,572,760	29,122,270	29,243,800	30,681,460	29,791,525	
持込量計	7,173,560	7,335,790	7,708,030	7,474,080	7,300,425	
合計		36,746,320	36,458,060	36,951,830	38,155,540	37,091,950

※ 有害ごみは、燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみに含まれる。



4 ごみ処理の内訳

(単位：t)

年 度	中 間 処 理		最 終 処 分	
	西多摩衛生組合 環境センター	青梅市リサイクル セ ン タ ー	東京たま広域資源循環組合 (二ツ塚処分場)	
	焼 却 処 理	破 碎 選 別 資 源 化 処 理	エコセメント化 焼却残渣重量	埋め立て処理 不燃残渣重量
2 9	28,898	9,692	2,390	0
3 0	28,701	9,350	2,338	0
元	29,150	9,552	2,288	0
2	29,366	10,936	2,316	0
3	28,828	10,248	2,356	0

※ 西多摩衛生組合の焼却処理には、RCの破碎選別資源化処理の可燃性残渣を含む。

5 総資源化量の推移

(単位：t)

年 度	総ごみ量	集 団 回 収 量	資 源 化 量 内 訳			資 源 化 率 (%)	
			資源ごみ	容器包装 プラスチックごみ	収集後 資源化量	総資源化率	ごみ資源化率
2 9	36,746	3,811	5,444	1,303	3,689	35.1	28.4
3 0	36,458	3,611	5,090	1,329	3,880	34.7	28.2
元	36,950	3,363	5,110	1,288	3,931	34.0	28.0
2	38,156	2,415	6,074	1,332	3,977	34.0	29.8
3	37,092	2,484	5,624	1,397	3,756	33.5	29.1

※ 資源ごみ・容器包装プラスチックごみ

資源ごみ・容器包装プラスチックごみから焼却処理したものを除いたもの。また、焼却灰は収集後資源化量に含む。

※ 収集後資源化量

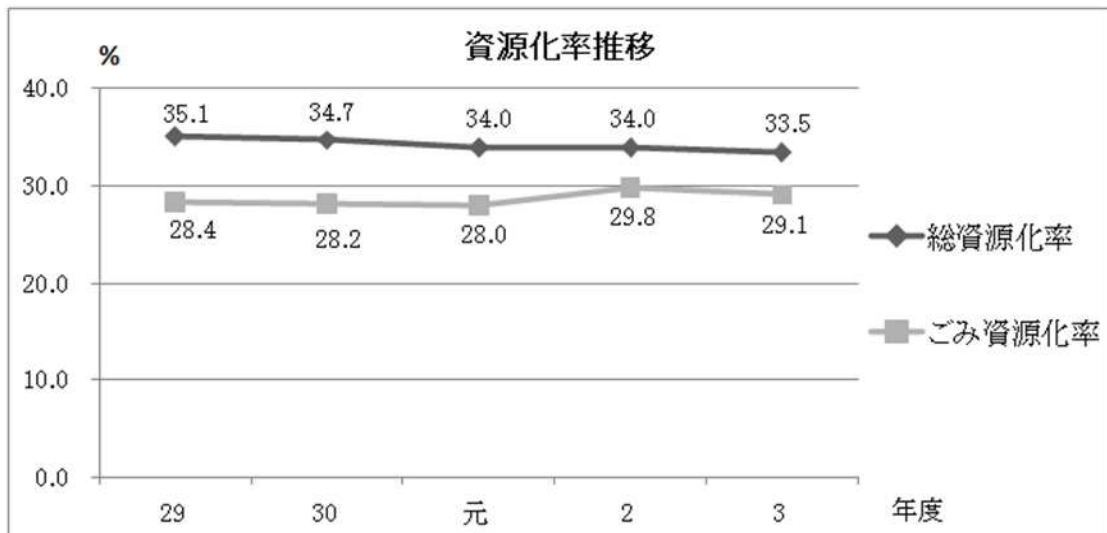
青梅市リサイクルセンターにおいて、燃やさないごみや粗大ごみ等から手選別などによって選別された資源物の量

※ 総資源化率

(集団回収量+資源ごみ+容器包装プラスチックごみ+収集後資源化量)÷(集団回収量+総ごみ量)

※ ごみ資源化率

(資源ごみ+容器包装プラスチックごみ+収集後資源化量)÷総ごみ量



6 ごみ収集車両等の推移

(1) 直営収集車両台数

年度	ダンプトラック	パッカー車	軽自動車	計
29	4	0	1	5
30	2	0	1	3
元	0	0	2	2
2	0	0	2	2
3	0	0	2	2

(2) 委託収集車両台数

年度	パッカー車	平ボディー車	計
29	39	16	55
30	39	16	55
元	39	16	55
2	39	16	55
3	39	16	55

(3) リサイクルセンター所有車両台数

年度	ホイールローダー車	バックホウ車	軽自動車	計
29	1	1	1	3
30	1	1	1	3
元	1	0	1	2
2	1	0	1	2
3	1	0	1	2

7 指定収集袋関係の実績

(1) 有料ごみ袋製作配送等委託

(単位：枚)

区		分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
家庭系	燃やすごみ	大	1,441,360	1,463,840	1,472,930	1,505,200	1,522,650	
		中	2,806,870	2,839,350	2,793,570	3,042,630	2,845,740	
		小	1,270,060	1,279,280	1,319,530	1,304,630	1,331,490	
		特小	280,780	313,700	345,980	366,520	382,390	
	燃やさないごみ	大	145,250	117,300	115,090	135,970	132,820	
		中	184,400	139,760	152,080	151,680	146,800	
		小	68,180	62,120	66,280	55,930	58,020	
		特小	29,810	26,330	23,320	30,610	23,120	
	容器包装プラスチックごみ	大	495,790	515,240	533,540	549,530	589,980	
		中	1,180,670	1,218,680	1,235,960	1,464,290	1,245,190	
		小	306,150	299,160	331,290	296,250	304,030	
	事業系	一般	燃やすごみ	大	108,000	113,400	105,430	98,610
小				16,200	14,100	14,230	11,000	13,830
燃やさないごみ			大	3,300	5,100	6,130	4,970	7,240
			小	600	300	900	350	2,300
容器包装プラスチックごみ		大	14,100	16,200	17,360	15,130	19,020	
		小	1,200	900	300	0	300	
福祉		燃やすごみ	大	190,800	194,700	197,890	204,910	196,530
			小	62,100	78,000	70,810	76,700	56,890
		燃やさないごみ	大	1,800	2,100	4,220	4,330	4,670
			小	600	0	0	0	640
		容器包装プラスチックごみ	大	5,400	9,600	13,600	8,750	15,240
			小	3,900	3,900	7,640	3,500	3,220
ボランティア	燃やすごみ	大	34,500	29,000	28,500	30,000	31,500	
	燃やさないごみ	大	1,000	3,500	1,500	3,500	5,500	

(2) 有料ごみ袋取扱事務委託

(単位：組)

区	分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	種	類 単価						
家庭系	燃やすごみ	大	600	146,510	141,549	151,570	171,762	151,863
		中	300	276,793	271,082	283,965	298,258	275,328
		小	150	124,817	122,455	133,580	144,930	132,625
		特小	70	29,334	31,872	34,037	42,337	38,148
	燃やさないごみ	大	480	13,869	11,711	14,154	20,434	13,142
		中	240	15,939	13,986	15,108	25,330	13,738
		小	120	6,668	5,814	6,505	14,031	5,618
		特小	60	2,675	2,863	2,961	7,322	2,261
	容器包装プラスチックごみ	大	300	50,936	50,737	55,002	66,912	58,987
		中	150	115,097	113,260	120,679	132,011	116,912
		小	70	29,119	29,490	31,357	41,427	30,165
	事業系	燃やすごみ	大	1,610	8,868	9,527	8,723	10,076
小			805	1,237	1,402	1,417	2,170	1,252
燃やさないごみ		大	1,610	638	512	618	1,634	564
		小	805	540	313	305	1,296	230
容器包装プラスチックごみ		大	1,610	1,467	1,619	1,618	2,580	1,715
		小	805	281	253	95	1,154	120

※ 令和4年3月末現在の指定収集袋取扱店は、150店舗。

8 動物死体処理実績

(単位：件)

区分		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
		収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込	収集	持込
有料	犬	27	165	20	149	14	126	21	147	17	124
	猫	23	129	21	114	27	168	16	118	17	126
	その他	4	38	8	27	5	41	5	46	4	40
計		386		339		381		353		328	
無料		559		478		554		360		480	
合計		945		817		935		713		808	

9 粗大ごみ処理実績

(単位：件、品)

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
収集	件数	8,012	8,486	8,878	9,700	9,140
	収集数	31,763	29,253	30,722	33,171	31,501
個人持込	件数	61,660	66,098	67,482	77,267	70,361
	持込数	182,576	199,735	200,770	236,111	217,408
御岳山	収集数	105	103	45	88	187

※ せん定枝を含む。

10 不法投棄処理実績

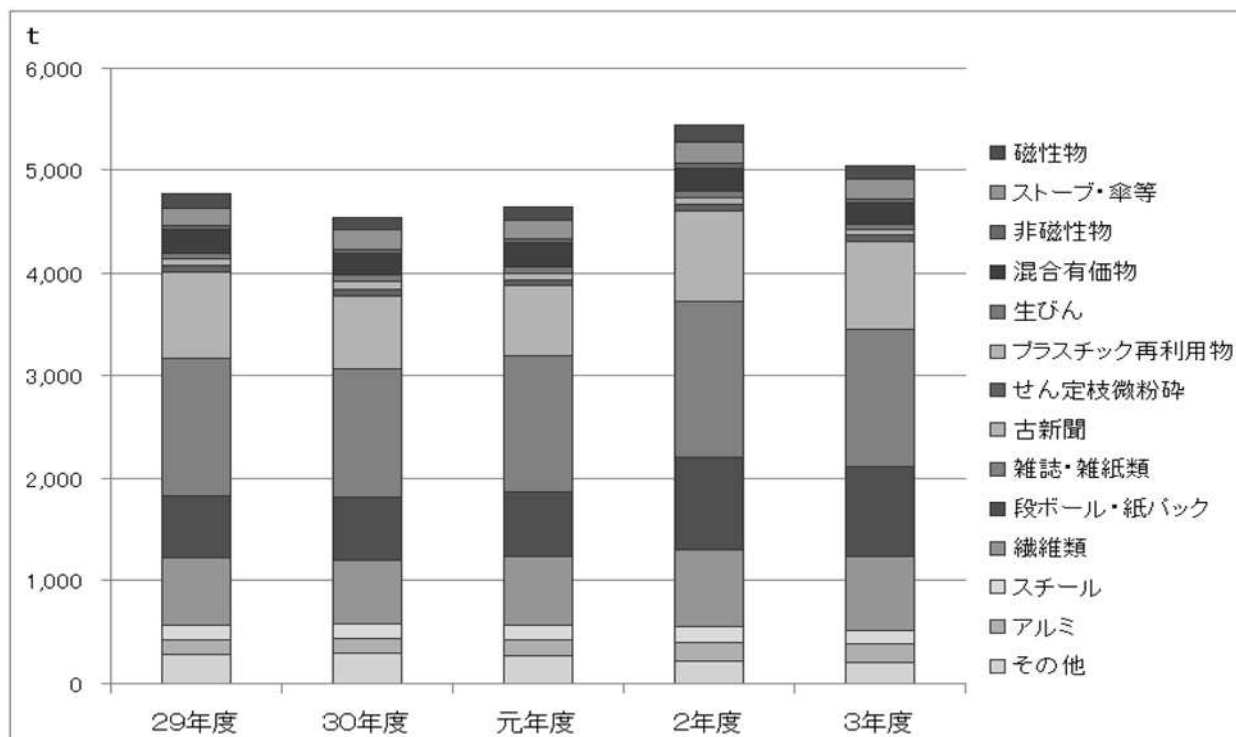
(単位：件、品)

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
件数		442	677	233	350	292
収集数		2,697	2,010	623	968	661

1.1 リサイクルセンターにおける有価物等の処理状況

(単位：t)

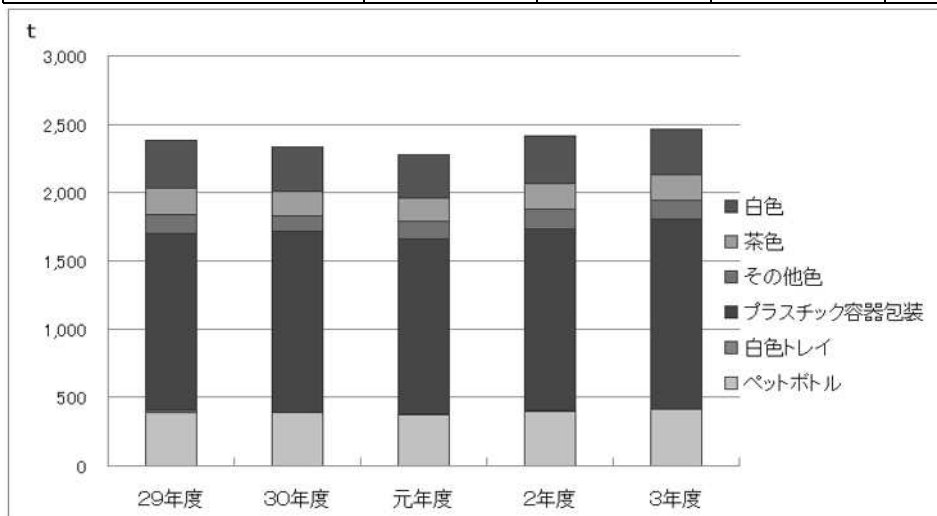
項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
破砕磁性物	75.76	66.52	70.20	114.79	81.91	
鉄プレス	60.85	51.14	60.36	48.57	46.44	
自転車	29.35	35.18	34.64	43.59	35.95	
ストーブ・傘等	173.36	192.35	174.15	213.24	187.61	
アルミ	プレス	22.25	21.07	21.95	23.53	17.48
	ガラニウム	13.71	14.48	15.61	19.00	22.48
混合有価物	226.26	215.10	234.70	218.88	215.17	
生びん	51.99	65.49	57.78	64.96	46.06	
綿布団	5.00	4.12	2.61	1.19	0.00	
羽毛布団	6.34	6.31	7.22	8.22	7.46	
プラスチック再利用物	66.02	76.22	75.26	64.26	51.45	
家電製品	8.59	9.85	12.90	11.95	13.73	
小型家電	225.21	230.56	212.70	151.59	143.18	
せん定枝微粉碎	67.49	58.17	46.58	68.53	69.87	
廃食用油	2.63	3.03	2.44	2.97	1.93	
充電式電池	0.85	0.88	0.06	0.08	0.07	
古新聞	840.24	716.74	686.78	881.18	840.15	
雑誌・雑紙	1,344.24	1,246.82	1,323.51	1,524.41	1,342.25	
段ボール・紙パック	607.43	614.69	639.19	898.79	885.78	
繊維類	649.59	628.11	669.99	748.20	717.60	
カン	スチール	140.42	134.08	135.04	150.78	133.71
	アルミ	153.02	151.23	156.58	184.59	181.93
合計	4,770.60	4,542.14	4,640.25	5,443.30	5,042.21	



1 2 リサイクルセンターにおける容器包装リサイクル法処理状況

(単位：t)

項	目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
カレット	白色	347.24	330.51	310.07	350.70	328.18
	茶色	198.01	175.12	173.20	189.40	187.24
	その他色	132.93	115.73	127.04	144.75	135.95
プラスチック容器包装		1,302.88	1,328.81	1,287.69	1,332.24	1,396.61
白色トレイ		10.69	3.62	3.14	2.96	2.35
ペットボトル		392.19	385.39	373.42	398.54	411.07
合 計		2,383.94	2,339.18	2,274.56	2,418.59	2,461.40

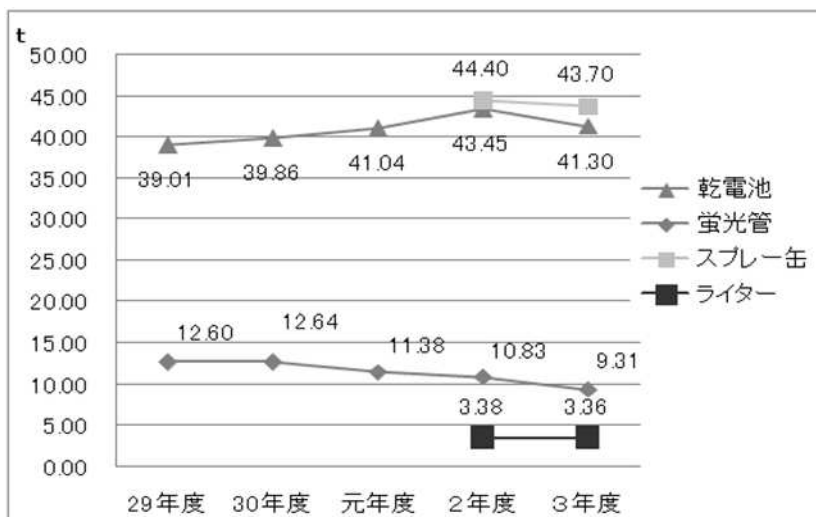


1 3 リサイクルセンターにおける有害ごみの処理状況

(単位：t)

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
乾電池回収量	39.01	39.86	41.04	43.45	41.30
蛍光管回収量	12.60	12.64	11.38	10.83	9.31
スプレー缶回収量	—	—	—	44.40	43.70
ライター回収量	—	—	—	3.38	3.36
合 計	51.61	52.50	52.42	102.06	97.67

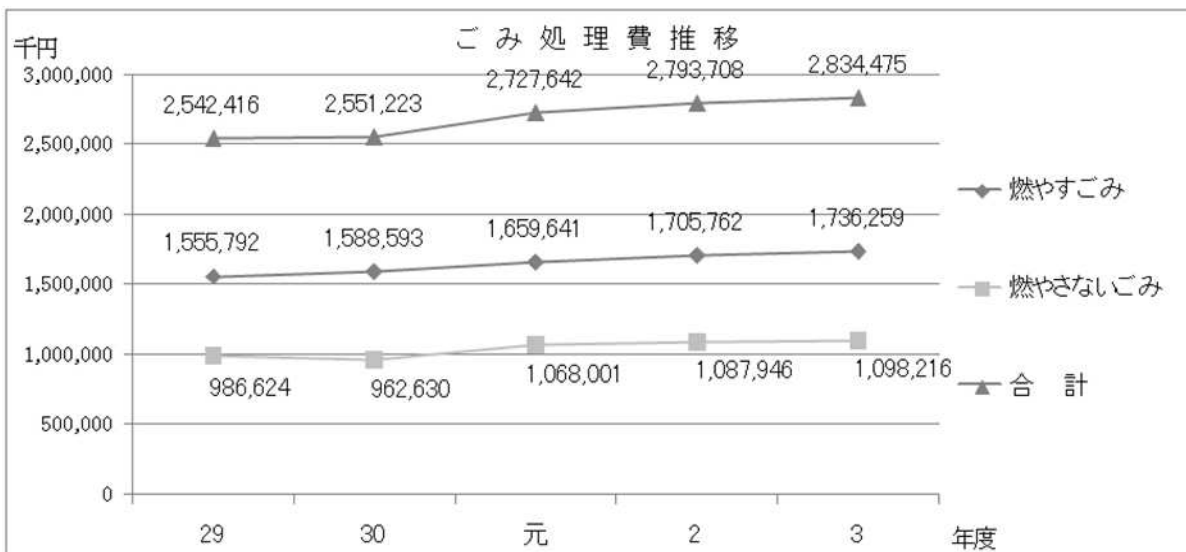
※令和2年度より、スプレー缶およびライターを有害ごみとして計上。



1 4 ごみ処理費
 (1) ごみ処理費

(単位：千円)

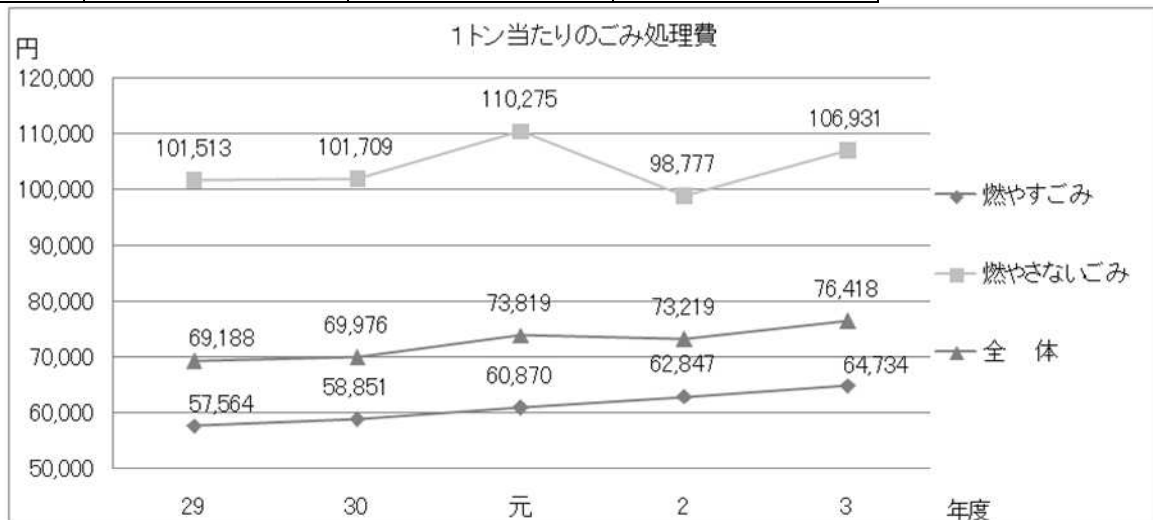
年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	合 計
2 9	1,555,792	986,624	2,542,416
3 0	1,588,593	962,630	2,551,223
元	1,659,641	1,068,001	2,727,642
2	1,705,762	1,087,946	2,793,708
3	1,736,259	1,098,216	2,834,475



(2) 1 トン当たりのごみ処理費

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	全 体
2 9	57,564	101,513	69,188
3 0	58,851	101,709	69,976
元	60,870	110,275	73,819
2	62,847	98,777	73,219
3	64,734	106,931	76,418

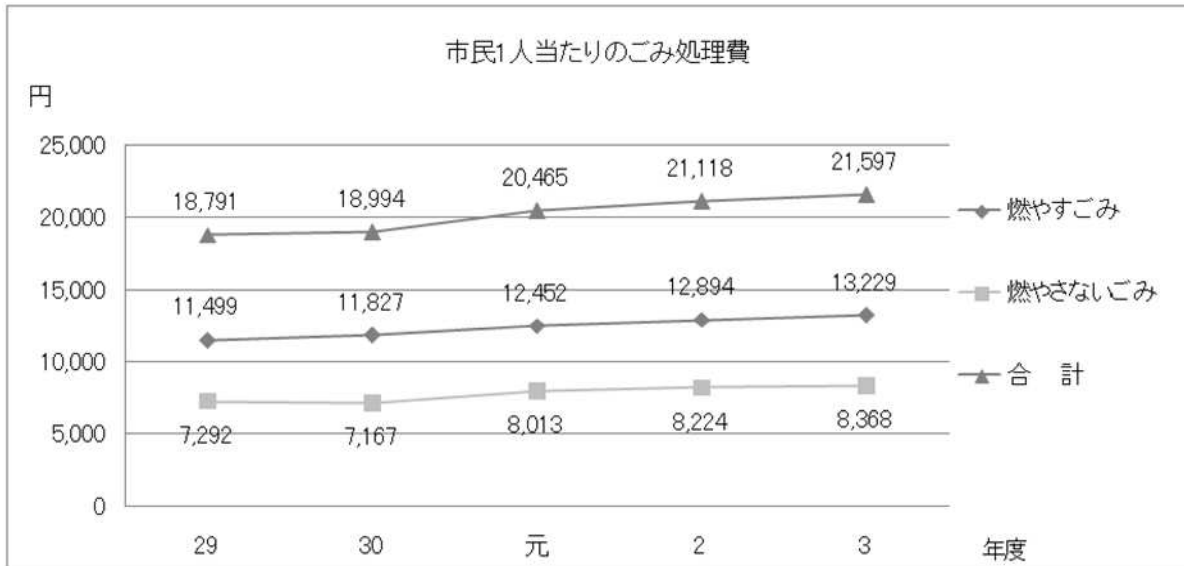


(3) 市民1人当たりのごみ処理費

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	合計
29	11,499	7,292	18,791
30	11,827	7,167	18,994
元	12,452	8,013	20,465
2	12,894	8,224	21,118
3	13,229	8,368	21,597

※ 燃やさないごみ処理経費には、資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみ処理経費を含む。



1.5 一般廃棄物処理手数料および清掃費

(1) 一般廃棄物処理手数料および清掃費

(単位：円)

年度	一般廃棄物処理手数料 (歳入)	清掃費 (歳出)
	ごみ処理手数料	廃棄物対策費
29	464,172,540	2,874,697,421
30	471,773,315	3,282,372,259
元	481,832,151	2,951,293,363
2	487,515,516	3,022,417,167
3	480,214,121	3,083,078,583

※ 廃棄物対策費には、し尿処理費が含まれる。

(2) 主な経費

ア ごみ収集運搬委託料

(単位：円)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ	御岳山地区	計
29	406,508,544	197,691,840	294,497,856	3,201,120	901,899,360
30	406,460,592	197,691,840	286,981,720	3,201,120	894,335,272
元	410,382,384	199,522,320	292,124,796	4,194,320	906,223,820
2	414,147,360	201,352,800	294,804,840	4,232,800	914,537,800
3	416,343,904	202,422,792	296,975,950	4,232,800	919,975,446

イ 指定収集袋委託料

(単位：円)

年度	有料ごみ袋製作配送等委託料	有料ごみ袋取扱事務委託料
29	72,180,112	30,366,573
30	77,536,426	29,752,397
元	78,756,562	31,784,532
2	83,532,797	37,014,574
3	78,526,766	31,791,851

※ 有料ごみ袋取扱事務委託料は、取扱金額に0.11を乗じた額。

ウ 美化デーごみ収集運搬およびその他清掃委託料

(単位：円)

年度	美化デーごみ 収集運搬委託	その他清掃委託		
		駅前清掃	観光地清掃	多摩川河川敷清掃等
29	2,747,520	1,177,280	0	1,679,400
30	2,804,760	1,209,276	0	1,608,120
元	2,190,600	1,205,568	0	1,609,170
2	2,227,500	1,252,104	0	1,542,200
3	2,211,000	1,252,104	0	1,762,750

エ ごみ処理施設負担金

(単位：円)

年度	西多摩衛生組合負担金	東京たま広域資源循環組合負担金	計
29	679,454,000	333,851,000	1,013,305,000
30	726,069,000	318,187,000	1,044,256,000
元	789,530,000	318,157,000	1,107,687,000
2	861,776,000	293,539,000	1,155,315,000
3	921,449,000	264,970,000	1,186,419,000

16 集団回収による資源回収量および報償金等交付状況

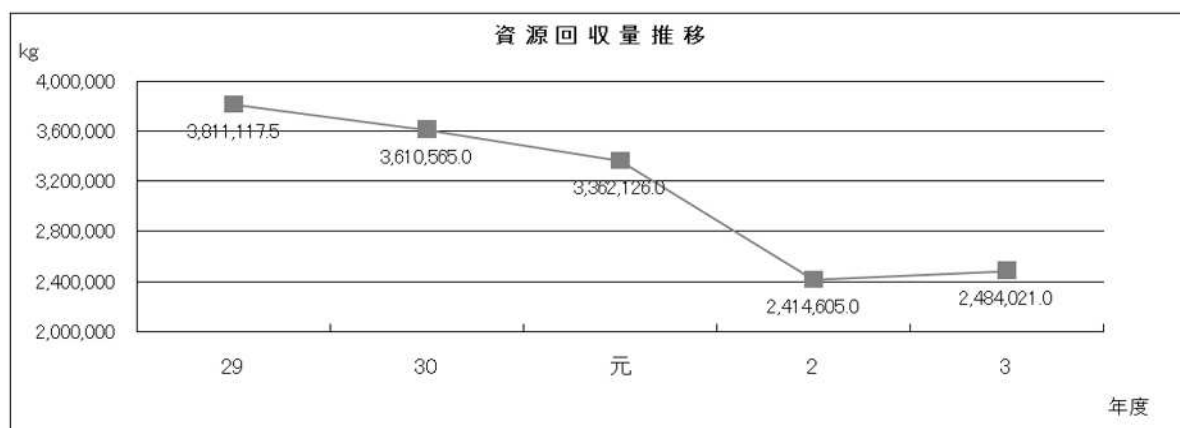
(1) 資源回収量

(単位：kg)

年度	新聞	雑誌・雑紙	紙パック	ダンボール	繊維類	くず鉄類	アルミ	1.8Lびん	ビールびん(大びん)	その他のびん	合計
29	1,538,749	954,983	18,313	681,158	167,429	61,155	70,244	34,291.5	13,863.5	270,931.5	3,811,117.5
30	1,394,352	925,623	16,965	667,633	164,252	58,514	68,401	30,107.0	12,236.0	272,482.0	3,610,565.0
元	1,224,577	902,431	16,591	640,940	167,020	54,795	67,269	26,893.0	9,519.0	252,091.0	3,362,126.0
2	807,737	640,411	14,275	518,084	122,499	44,048	53,363	16,142.0	2,560.0	195,486.0	2,414,605.0
3	824,805	659,912	14,568	543,525	129,996	42,493	53,833	16,774.0	1,695.0	196,420.0	2,484,021.0

※平成30年4月1日単価(円/kg)改定：新聞9円、雑誌・雑紙13円、紙パック13円、ダンボール11円、

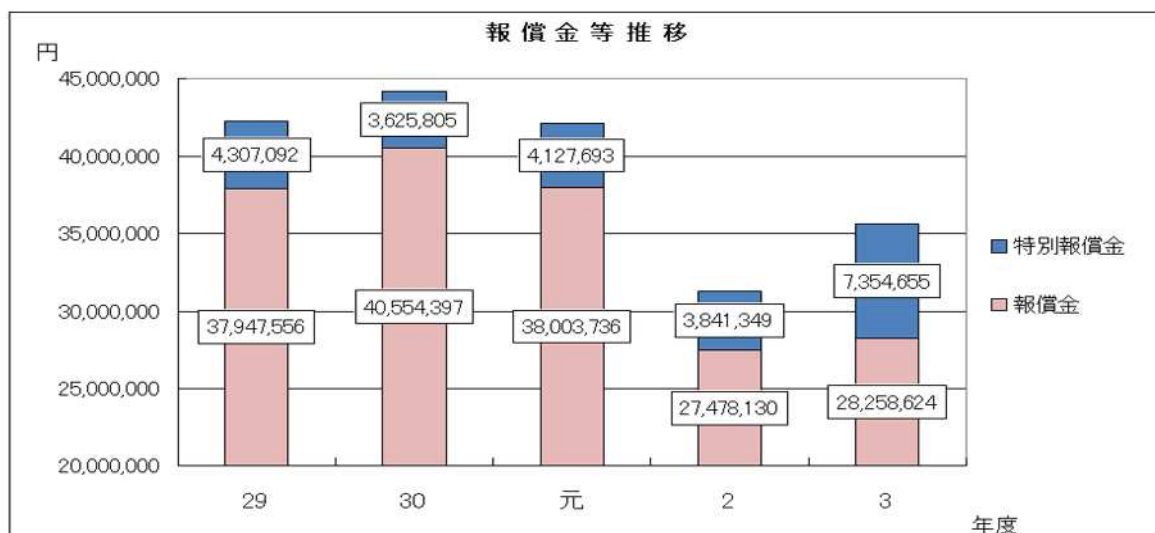
繊維類11円、くず鉄類8円、アルミ20円、1.8Lびん16円、ビールびん(大びん)16円、その他のびん15円



(2) 報償金等

年度	実施団体数	特別報償金該当団体数	実施回数	報償金(円)	特別報償金(円)
29	142	112	1,623	37,947,556	4,307,092
30	143	105	1,652	40,554,397	3,625,805
元	144	109	1,647	38,003,736	4,127,693
2	138	110	1,419	27,478,130	3,841,349
3	141	121	1,483	28,258,624	7,354,655

※特別報償金は、年間10回以上実施した団体に交付。

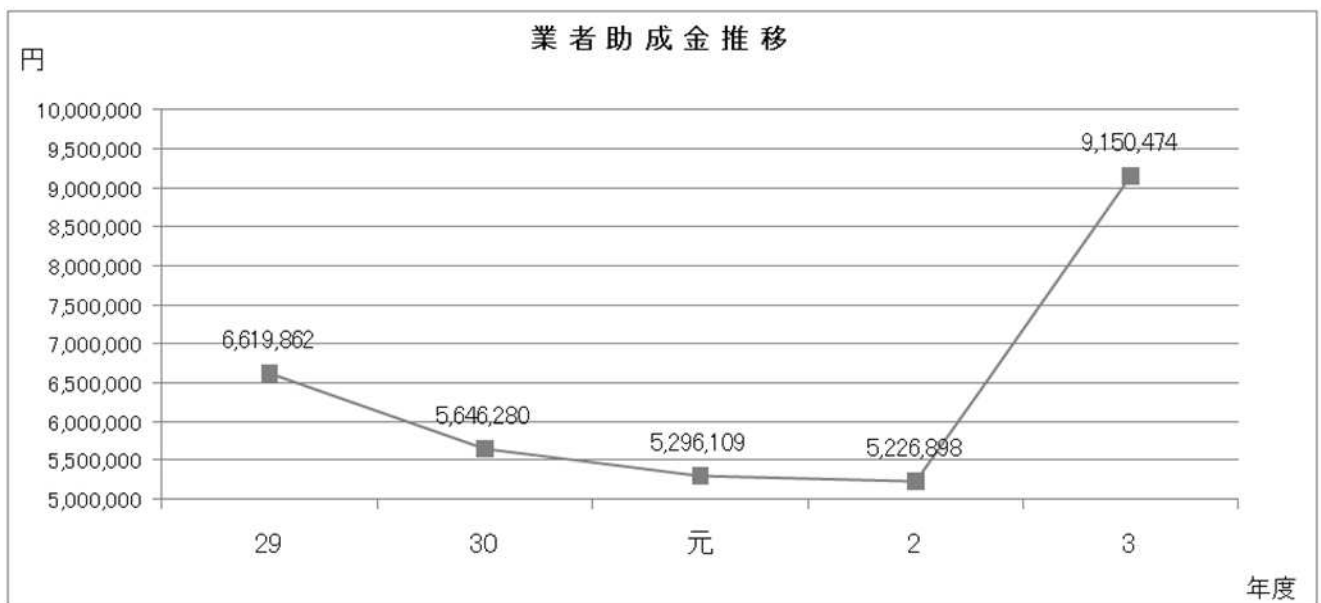


(3) 業者助成金

(単位：kg)

年度	回 収 量 (単位:kg)										助成金額 (円)	実施 回数 (回)	回収 業者 (社)
	新聞	雑誌 ・雑紙	紙パック	ダンボ ール	繊維類	くず鉄類	1.8Lびん	ビール びん (大び ん)	その他 のびん	計			
	0円	1円	1円	0円	5円	5円	4円	4円	16円				
29		951,583	18,292		165,654	61,155	32,963.5	12,296.0	270,931.5	1,512,875.0	6,619,862	1,671	15
30			16,935		162,867	58,514	29,313.0	11,369.0	272,482.0	551,480.0	5,646,280	1,702	15
元			16,564		166,040	54,805	26,450	8,836	252,136	524,831.0	5,296,109	1,689	15
年度	新聞	雑誌 ・雑紙	紙パック	ダンボ ール	繊維類	くず鉄類	1.8Lびん	ビール びん (大び ん)	その他 のびん	計	助成金額 (円)	実施 回数 (回)	回収 業者 (社)
旧	0円	0円	1円	0円	5円	5円	4円	4円	16円				
新	2円	3円	3円	3円									
2	186,405	150,199	13,805	124,245	120,089	43,758	15,999	2,400	194,856	851,756.0	5,226,898	1,454	12
3	786,885	634,822	14,018	525,115	126,156	42,463	16,662	1,694	196,145	2,343,960.0	9,150,474	1,522	11

※令和3年1月1日に単価改定。



第3章 し尿処理

1 し尿処理の概要

西多摩衛生組合によるし尿処理が平成8年5月をもって終了したことに伴い、青梅市、福生市、瑞穂町の3市町共同で建設した青梅市し尿処理場が、平成8年6月1日から稼働、平成31年3月に基幹的設備改良工事が完了した。平成31年4月からは新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始した。管理運営については全面委託で行っている。

(1) し尿処理場の規模

処理方式は、高負荷膜分離処理方式で、1日18キロリットルのし尿の処理能力を有し、処理により発生した脱水汚泥は堆肥化施設へ運搬している。臭気については活性炭吸着脱臭や、酸、アルカリによる脱臭処理を行っている。

また、施設のすべてを室内に収めたほか、建物の形状、色彩についても周囲の環境に調和するよう配慮した施設となっている。

(2) し尿処理量

(単位：kg)

年度	青梅市	福生市	羽村市	瑞穂町	計
29	1,524,280	80,030		303,720	1,908,030
30	1,384,180	76,820		284,090	1,745,090
元	1,237,600	65,430	92,540	271,470	1,667,040
2	1,196,430	61,940	45,700	233,370	1,537,440
3	1,113,570	69,500	51,830	217,240	1,452,140

2 し尿収集量および委託料の推移

(1) 収集件数、収集量および収集車両台数

(単位：件、kg、台)

年度	件数	収 集 量			収集車両台数 (バキュームカー)
		し尿処理場	汚水処理施設	計	
29	9,223	1,524,280	2,833,350	4,357,630	3
30	7,975	1,384,180	2,539,930	3,924,110	3
元	6,870	3,628,590		3,628,590	2
2	6,266	3,658,700		3,658,700	2
3	5,885	3,258,740		3,258,740	2

(2) し尿収集運搬委託料

(単位：円)

年度	一般	御岳山	計	一般1ヶ月当たり単価	御岳山1kg当たり単価
29	47,285,652	8,978,094	56,263,746	3,940,471	32.64
30	47,285,652	8,702,215	55,987,867	3,940,471	32.64
元	42,559,557	11,456,505	54,016,062	3,575,000	33.25
2	42,912,389	8,619,240	51,531,629	3,575,000	33.25
年度	一般	御岳山	計	一般1ヶ月当たり単価	御岳山1日当たり単価
3	43,512,480	10,915,646	54,428,126	3,626,040	273,285

3 し尿処理経費の推移

(1) し尿収集経費とし尿処理経費

(単位：円)

年度	し尿収集経費	し尿処理経費
29	56,874,107	81,452,745
30	56,489,059	81,271,167
元	54,515,521	83,301,822
2	52,143,591	77,400,115
3	54,868,243	68,070,122

(2) し尿処理業務委託料

年度	し尿処理 業務委託料 (単位：円)	内 訳 (単位：千円)					
		し尿処理	脱水処理	脱水ケーキ 運搬処分	定期点検	脱水汚泥 分析試験	その他
29	64,329,998	19,082	8,119	4,241	32,118	770	
30	56,471,840	20,820	6,297	3,288	22,634	385	3,048
年度	し尿処理 業務委託料	し尿処理	脱水汚泥 処分	脱水汚泥 運搬	定期点検	脱水汚泥 分析試験	その他
元	70,712,105	34,501	4,226	3,170	27,591	499	725
2	41,678,797	34,491	3,625	2,718		528	317
3	40,432,939	33,861	3,280	2,460		544	288

4 浄化槽清掃および設置に関する経費

(単位：件、円)

年度	浄化槽清掃料金軽減措置経費		浄化槽設置事業助成経費	
	件数	金額	件数	金額
29	84	1,096,600		
30	69	889,370		
元	49	670,420		
2	58	785,520		
3	45	610,610		

※平成27年度をもって、浄化槽設置事業助成は終了した。

第4章 資料

1 清掃事業のあゆみ

年度	ごみ収集	し尿収集
昭和 26	<ul style="list-style-type: none"> ・旧青梅町区域の大部分2,844世帯（全体の約42%）を収集対象とし、うち1,350世帯を直営による戸別収集を開始する。（集めたごみは、手引車で河辺地内（現東青梅4丁目）の野外焼却場に搬入する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集同様、旧青梅町区域2,844世帯を収集対象とし、加入世帯が664世帯となる。 ・青梅市師岡96番地築地政一郎に汚物取扱業の許可を与える。 ・収集方法は、従来は各加入者の便槽からし尿を樽にくみ取り、これをリヤカーに積んで運搬していたが、三輪自動車、普通トラック各1台を整備し、輸送力を強化した。 ・収集するし尿はすべて農家に還元する。
27		<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯数が前年に比べて、2.1倍となる。（1,394世帯）
28		<ul style="list-style-type: none"> ・運搬用リヤカーが1台増える。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・収集区域を、旧青梅地区の全域と根ヶ布・千ヶ瀬・上長淵・師岡の一部に拡大する。 ・塵芥焼却場（現長淵4丁目）が10月5日に完成し、ただちに焼却を開始する。 ※ 総工費 5,713,500円 ※ 焼却能力日量 7.5t ・加入世帯の増加に対処するため普通トラック1台および手引車2台を整備する。 ・危険物・もえがらの収集を一部区域で開始する。 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・大門・御岳・沢井上分・沢井下分区域の全域および河辺・野上・二俣尾の一部を収集地区に加える。 ・一般加入者については10日ごとの収集とし、特殊加入者については5日ごとの収集とする。 ・8月から旧青梅町区域の厨芥収集を開始する。（隔日収集） ・手引車を2台増加し、7台とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月1日、青梅市黒沢471番地小村品吉に汚物取扱業の許可を与え、許可業者数は2となる。 ・し尿を農家に還元するため、貯留槽8槽を大門地区に設置する。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（ごみ）を4月1日から1世帯1か月30円（改正前20円）とする。 ・河辺地内（現東青梅4丁目）の旧野外焼却場に堆積する焼却灰および不燃物、約4,000m³を除去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料（し尿）を4月1日から1樽（36ℓ）20円（改正前15円）とする。 ・収集区域については、旧青梅地区・千ヶ瀬・根ヶ布の全域および河边上・上長淵・下長淵・友田・駒木町・師岡・野上・大門・今井・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳・畑中・黒沢の一部とする。 ・加入世帯が2,000世帯を超える。（2,195世帯） ・初めてバキュームカー2台が稼働する。

年度	ごみ収集	し尿収集
32		<ul style="list-style-type: none"> ・藤橋・下の一部を収集区域に加える。 ・4月1日、築地政一郎に代わり、築地竹次郎を汚物取扱許可業者にする。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・吹上の全部および下の一部を収集区域に加える。 ・危険物・もえがらの収集区域を、河辺・二俣尾・沢井上分・沢井下分・御岳を除いた全域に拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料の普及に伴い、生し尿の農耕用利用が激減し、し尿の農家還元が極めて困難となったため、昭和33年度・34年度の2か年継続事業により、し尿処理場の建設に着手する。 ※ 総工費 50,226,000円 ※ 加温消化(三機)方式 ※ 1日処理能力 36kℓ ※ 建設位置 青梅市南小曾木字古武士2629番地
34	<ul style="list-style-type: none"> ・千ヶ瀬・師岡の一部および師岡市営住宅を、夏季(6～10月)期間、厨芥の収集区域に加える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新町・柚木の各一部を収集区域に加え、加入世帯が3,513世帯となる。 ・35年3月、し尿処理場が完成する
35		<ul style="list-style-type: none"> ・4月、し尿処理場の運転を開始する。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から人頭割制(1人1ヶ月20円)に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を設定し、36ℓ当たり3円とする。 ・日影和田・南小曾木の一部を収集区域に加える。 ・一部区域を直営により収集する。 ・し尿処理場からの放流水の影響により稲作被害が発生し、井戸水も一部汚染される。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が3,000世帯を超える。(3,066世帯) ・ごみ収集用特殊自動車(圧縮車)1台および厨芥収集用軽自動車(ミゼット)1台をそれぞれ購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹上・今寺・木野下・富岡の一部を収集区域に加える。 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から1人1ヶ月30円(改正前20円)に改める。同時に、し尿処理場投入手数料を36ℓ当たり1円(改正前3円)に改める。 ・加入世帯が5,000世帯を超える。(5,474世帯) ・4月1日、青梅市谷野88番地水村博に汚物取扱業者の許可を与え、許可業者数は3となる。 ・一部地形上の特殊区域を除き、し尿くみ取り作業をバキュームカー6台で行う。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・収集量の増加に伴い、塵芥焼却炉の増設(3.75t/日)を行い、処理能力を11.25t/日とする。 ※ 工事費 2,725,000円 ・厨芥の収集区域を、青梅・長淵・大門・梅郷・沢井の各地区に拡げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力の増加と放流水の良化を目的として、東洋理化方式による処理施設の改造に着手する。 ・直営によるし尿収集を廃止する。 ・し尿収集委託料引き上げの問題から、一時許可業者の作業放棄事態が起こる。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅地区は隔日、その他の地区は4日ごとに収集することとする。 ・ダンプトラックを1台購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、築地竹次郎に代わり、築地國雄を汚物取扱許可業者とする。 ・バキュームカー1台を増車する。
38	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(ごみ)を4月1日から1世帯1か月50円(改正前30円)に改める。 ・厨芥の収集区域を、一部地形上の特殊区域を除き、市全域に広げる。 ・ダンプトラック、軽自動車各1台を増車する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月、し尿処理施設の増設改良工事が完了し、1日処理能力は54kl(18kl/日が増加)となる。 ※ 工事費 9,228,070円 ・清掃条例を改正し、汚物処理手数料(し尿)を4月1日から1人1か月40円(改正前30円)に改める。 ・成木地区の一部と御岳山を除き、市内全域を収集区域とする。 ・バキュームカー2台を増車し、計9台となる。
39	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市黒沢700番地に求める。 ※ 面積 1,400.13㎡ ※ 土地購入費 1,088,000円 ・厨芥収集用軽自動車(ミゼット)1台を増車し、計3台となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯7,000世帯を超える。(7,094世帯) ・し尿処理施設での投入量が処理能力の限界に達し、農家還元量が大幅に増える。
40	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物・もえがらの収集を、汚物取扱業者に委託し、隔月収集から毎月収集に切り替える。 ・ダンプトラック1台を増車し、計3台となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集区域を、御岳山を除く市内全域とする。(8,235世帯) ・し尿処理施設増設の検討を本格的に開始する。 ・し尿処理場使用条例を廃止するため、し尿処理場投入手数料(360当たり1円)を10月から廃止する。
41	<ul style="list-style-type: none"> ・厨芥収集の一部を、汚物取扱業者に委託し、全市隔日収集とする。 ・ダンプトラック1台、軽自動車(ミゼット)各1台を増車する。 ・御岳山に、小型塵芥焼却炉を2基設置する。(処理能力0.5t/日) ・不燃物埋立地として、新たに青梅市上長淵1417番地内に面積1,909㎡の山林を借上げる。(42年1月から埋立開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が9,000世帯を超える。(9,030世帯) ・し尿の農家還元量がますます増える。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・加入世帯が4,084世帯となる。 ・収集能率の向上と経費の節減を図り、併せて収集に対する排出者側の隘路を解消するため、ダストボックスによる雑芥・厨芥の混合収集を計画する。 ・43年1月から一部地域にダストボックス60個を配置し、収集を汚物取扱業者に委託し、隔日収集を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・43年3月16日、西多摩衛生組合に加入する。 ・同組合が運営する緑化園内に1日処理能力170klのし尿処理施設を建設することが決定する。(建設費は全額青梅市が負担) ・新し尿処理場付帯工事として、場外給排水工事を一部施工する。 ※ 工事費 10,553,000円 ・道路幅員が狭く、し尿のくみ取りが不可能な世帯の汲み取りを行うため、小型バキュームカー1台を購入する。

年度	ごみ収集	し尿収集
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月1日、塵芥焼却炉を閉鎖し、同日から青梅市排出のごみを西多摩衛生組合緑化園焼却炉へ投入する。 ・ 9月、ごみ収集区域を青梅・長淵・大門・沢井各地区に拡大し、一般加入世帯（9,706世帯）すべてを隔日・混合収集とする。 ・ ダストボックス520個、クレーン付ダンプトラック3台を購入する。 ・ 危険物・もえがらの収集間隔を月1回から月2回に変更し、御岳山の収集（月1回）を開始する。 ・ 厨芥の収集委託を直営に切替え、混合芥収集の一部を汚物取扱業者に委託する。 ・ 御岳山に、小型塵芥焼却炉1基を増設する。（処理能力0.5t/日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月、西多摩衛生組合名義により、三菱重工業株式会社と新し尿処理場建設工事請負契約を締結し、建設に着手する。 ※ 建設年度 昭和43・44年度 ※ 契約金額（本体工事のみ） 231,350,000円 ※ 高速酸化処理方式 ※ 1日処理能力 170kℓ ・ 6月から、従来1か月1回であった収集間隔を20日に1回に短縮する。 ・ 加入世帯が10,000世帯を越える。（10,656世帯）
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダストボックス537個を購入する。（ごみ用322個、危険物・もえがら用215個） ・ クレーン付ダンプトラックを、3台を更新し、2台を増車する。 ・ 6月、長淵・大門地区の危険物・もえがら収集をダストボックスに切替える。同時に全市の収集間隔を、月2回から4回（週1回）とする。 ・ 9月、ごみ収集区域を、梅郷・小曾木・成木各地区に拡大し、隔日混合収集とする。このため、全市がダストボックス（一部地域紙袋収集）による混合収集となる。 ・ 危険物・もえがら埋立地を、新たに青梅市今井2434番地に求め、11月から埋立を開始する。 ※ 面積 14,153㎡ ※ 土地購入費 34,256,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西多摩衛生組合の新し尿処理場完成に伴い、9月1日から投入開始する。同時に市し尿処理場を閉鎖する。 ・ し尿処理場閉鎖に伴い、黒沢川堆積汚泥しゅんせつ工事を施工する。 ※ 工事費 1,230,000円 ※ 場所 古武士橋から湯場橋まで ※ 延長 1,000m ・ 11月16日、汚物取扱許可業者築地國雄、小村品吉、水村博の3業者が企業合同し、青梅新興株式会社を設立する。このため、3業者の許可を取消し、11月17日付けをもって新会社に許可を与える。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃条例を改正し、4月1日から一般家庭のごみ処理手数料は無料とし、特殊加入者については、月排出量200kgまで控除、超える部分は1kg5円に改める。 ・ 手数料無料化と世帯数増により、ごみ用ダストボックス150個を購入する。 ・ 4月、粗大ごみ収集（月1回）を開始する。 ・ 6月1日から業者委託区域（ごみ）を拡大し、業者の稼働台数が2台となる。（直営8台） ・ 6月 東青梅・沢井・小曾木・成木・青梅（一部）の各地区の危険物・もえがら 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃条例を改正し、一般家庭のし尿処理手数料を無料とするとともに、特殊加入者については、月排出量150ℓまで控除し、150ℓを超える部分は1ℓ2円に改める。 ・ 手数料の無料化に伴い、加入世帯が急増したことから、収集車の稼働台数を12台に増車する。（12月末13,000世帯）

年度	ごみ収集	し尿収集
	収集を、ダストボックスに切替える。 この切替えと世帯数増のため、ダストボックス280個を購入する。	
46	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、粗大ごみ収集回数を毎月2回（改正前は月1回）に改める。 ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 14世帯に1個 ※ 不燃物 25世帯に1個 11月、西多摩衛生組合ごみ焼却施設増設工事に着手する。（150t/24時間） 	<ul style="list-style-type: none"> 10月、し尿処理施設での全量処理が不可能になったため、今井地区の一部を借用し、掘削・処理する。 ※ 借用地 今井2023の2番地 2,281㎡ 今井2011の2番地 2,632㎡（昭和48年3月31日まで） 今井2022の2番地 2,453㎡
47	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、清掃条例を全面改正し、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行する。 不燃物収集回数を、月2回から週1回に改める。 御岳山の不燃物収集を、月1回から2回に改める。 11月30日、西多摩衛生組合ごみ焼却施設（150t/24時間）が完成し、合せて1日の処理能力300tとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「し尿浄化槽、清掃料金軽減措置に関する要綱」および「し尿汲取り不可能世帯に対するし尿浄化槽設置資金貸付要綱」を設置する。 し尿浄化槽清掃について、年1回に限り清掃料金の一部を補助する。（単独処理のみ） 今井地区にし尿処理対策委員会が発足する。 12月、し尿処理施設での全量処理が不可能となったため、今井2022の2番地（2号地）を掘削する。 48年1月、西多摩衛生組合し尿処理施設（第2）工事に着手する。（150kl/日）
48	<ul style="list-style-type: none"> 4月、ダストボックスの設置基準を改める。 ※ 可燃物 13世帯に1個 ※ 不燃物 23世帯に1個 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、し尿浄化槽清掃料金について、合併処理も補助対象とする。 49年3月、西多摩衛生組合し尿処理施設（150kl/日）が完成する。合わせて1日の処理能力は320klとなる。
49	<ul style="list-style-type: none"> 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき5円に改める。 12月～3月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削（西多摩衛生組合内の埋立地に移送処理）し、施設の長期使用を図るとともに、危険防止のため周囲に塀を設置した。（8,190㎡） 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量150ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき3円に改める。 6月～9月、し尿終末処分地（汲取り式水洗便所、浄化槽等から排出するし尿汚泥）の施設を整備する。 ※ 今井2023の2番地（1号地） ※ 借上面積 2,281㎡ 9月、し尿終末処分地（2号地）への投入を中止する。（今井2022番地の2） ※ 50年度埋立工事、51年度整備工事を完了し、51年11月15日に2号地を返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
50	<ul style="list-style-type: none"> 4月～6月、青梅市不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削し、西多摩衛生組合の埋立地に処理する。(13,602㎡) ダストボックスの設置基準を改める。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 可燃物 12世帯に1個 ※ 不燃物 変更なし (23世帯に1個) 7月、今井無線自治会から不燃物埋立地に対する周辺対策として、集会施設建設を要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月～3月、し尿終末処分地(2号地)返還に伴う埋立工事を施行する。
51	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまで控除し、超える部分は1kgにつき10円に改める。 10月1日家庭雑排水吸込槽の清掃料金の一部を補助する軽減措置を実施する。 52年3月、今井無線自治会集会施設が周辺対策費補助と集会施設設置事業補助により建設される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量150ℓまで控除、超える部分は1ℓにつき5円に改める。 11月15日、し尿終末処分地(2号地)を土地所有者に返還する。
52	<ul style="list-style-type: none"> 羽村町および瑞穂町において、廃棄物の終末処分を行った行為にかかる周辺の環境整備事業等に対し、両町と廃棄物終末処理対策協議会(21市)との協議により、総額3億円で和解し、4月5日に協定を締結し、解決する。 11月、御岳山に設置してある簡易焼却炉を廃止し、新たにバーナー付の焼却炉3基を設置する工事に着手し、年度内に1基、次年度に2基完成する。 53年3月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(5,100㎡) <ul style="list-style-type: none"> ※ 工事費用 23,562,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月28日、御岳山のし尿くみ取りを開始する。(サイフォン方式) 53年2月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽を設置する。 貯溜槽設置に伴う土地借上料として、200,000円を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> ※期間(57.10.1～72.8.31)
53	<ul style="list-style-type: none"> 5月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」の一部を改正する。 10月 不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。(11,200㎡) <ul style="list-style-type: none"> ※ 工事費用 58,800,000円 	<ul style="list-style-type: none"> くみ取式水洗便所等を使用する占有者で水洗便所改造義務期限の2年前までに限り減額を認めると改める。 5月20日、青梅市公共下水道の一部が供用開始となる。 8月31日、し尿終末処分地(1号地)の投入を中止し、処分地の埋立、残土置場の整備工事を施工する。 9月、汚水施設を整備し、投入を開始する。
54	<ul style="list-style-type: none"> 4月、不燃物埋立地整備用機械コンパクトを購入する。 ごみ減量運動に取り組むため、資源再利用 	<ul style="list-style-type: none"> 6月～8月、し尿終末処分地(1号地)返還に伴う整備工事を施工し、3月をもって返還する。

年度	ごみ収集	し尿収集
	推進報償金交付制度と家庭用ごみ焼却器購入補助金交付制度を実施する。	
55	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 特殊占有者については、月排出量200kgまでを控除し、超える部分は1kgにつき15円に改める。 11月1日、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足する。 56年1月、不燃物埋立地の埋立部分の一部を掘削・搬出する。 (15,600㎡) ※ 工事費用 95,160,000円 56年3月、不燃物埋立地周辺対策として、地元自治会および隣接地入間市桂地区との覚書により、協力報償金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊占有者については、月排出量180ℓまでを控除し、超える部分は1ℓにつき6円に改める。 5月1日、し尿くみ取り不可能世帯の解消を図るため、し尿くみ取り器具設置費補助金制度を実施する。
56	<ul style="list-style-type: none"> 10月、不燃物埋立地整備用機械ブルドーザーを購入する。 12月、「青梅市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）建設基本計画」を策定する。 57年2月、リサイクルセンター建設地を決定し、諸調査を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月、公共下水道の供用開始に伴い、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、16台とする。
57	<ul style="list-style-type: none"> 12月9日、リサイクルセンター建設に着工する。 ※ 破砕選別処理施設 749,900千円 ※ 焼却処理施設 1,198,000千円 	<ul style="list-style-type: none"> 58年1月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、15台とする。
58	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取り式普通便所使用料金を使用家庭1人月額260円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は従来どおりとする。なお、月180ℓの基礎控除は廃止する。 11月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、14台とする。
59	<ul style="list-style-type: none"> 59年3月、「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部を改正する。 占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg20円に改める。 4月2日、リサイクルセンターが稼働を開始する。 粗大および有害ごみ（乾電池）の分別収集を開始する。 昭和44年から行っていた今井地区内の埋立地への埋立を終了する。（昭和60年3月末まで） 	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所改造義務期限から2年を経過する占有者に対し、くみ取り式普通便所使用料金を使用家庭1人月額400円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は、1ℓ10円に改める。 7月、し尿くみ取りの委託車両台数を1台減車し、13台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> 日の出町内に開設する東京都三多摩地域広域処分組合谷戸沢処分場への埋立を開始する。 	
60	<ul style="list-style-type: none"> 今井5丁目地内の不燃物埋立地の埋立終了に伴い、協力報償金等について、今井5丁目自治会および入間市桂地区と協議し、報償金の切下げと美化デーごみ等について当分の間埋立てを継続することが決定した。 6月、上記不燃物埋立地への埋立終了に伴い、コンパクタを売却処分する。 ※ 売却金額 1,500千円 じんかい収集基地施設整備工事および公共下水道接続等整備工事を開始する。 ※ 工事費 4,828千円 8月、西多摩衛生組合施設整備検討委員会が設置される。 10月、可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、12台とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 7月、し尿くみ取り車委託車両台数を1台減車し、12台とする。
61	<ul style="list-style-type: none"> 御岳山焼却炉1号炉整備工事をを行う。 ※ 工事費 3,450千円 ※ じんかい収集車2t車1台を更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、「し尿浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。 10月、「青梅市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を新設する。(公害対策課) 10月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、11台とする。 11月、浄化槽汚泥水等脱水処理委託を開始する。
62	<ul style="list-style-type: none"> 11月 可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、13台とする。 御岳山焼却炉1号、2号および3号炉の上屋を塗装する。 	<ul style="list-style-type: none"> 63年2月、青梅市市街化調整区域内汚水処理検討委員会を発足する。(下水道部) 63年3月、し尿くみ取りの委託台数を1台減車し、10台とする。
63	<ul style="list-style-type: none"> 青梅新興が道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第2項による一般区域貨物自動車運送事業の経営について、昭和63年5月10日付関自貨2第490号で関東運輸局長より免許を受け、昭和63年9月2日より運輸を開始する。(車のナンバーが自家用から営業用となる。) 今井5丁目の不燃物埋立地の一部を整備し、地元用の運動広場を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、「し尿浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
平成元	<ul style="list-style-type: none"> 4月、家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を実施する。 4月、資源回収事業協力助成金交付制度を開始する。 4月・10月、可燃ごみ収集委託台数を各1台増車し、15台とする。また、不燃ごみ収集委託台数を1台増車し、6台とする。 塵芥収集車(2t車)の更新に伴い、 	<ul style="list-style-type: none"> 4月・2月、し尿くみ取り委託台数を各1台減車し、8台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> リレーパック車（3.5 t車）を導入する。 ・青梅新興にスプーンパッカー車（2 t車）が1台導入される。 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し16台とする。 ・塵芥収集車（2 t車）4台の更新に伴いリレーパック車（3.5 t車）4台を導入する。 ・青梅新興にスプーンパッカー車（2 t車）が1台増車され、2台となる。 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・塵芥収集車（2 t車）の更新に伴いリレーパック車（3.5 t車）を導入する。また、動物死体処理車（軽トラック）1台を新規に導入する ・10月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、7台とする。 ・青梅市ごみ問題検討協議会（平成3年6月～平成4年3月）を設置する。（当市のごみ問題についての「提言」をまとめる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿くみ取り委託車両台数を、4月と2月に各1台減車し、6台とする。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者の事業活動等に伴うごみの廃棄物処理手数料を、1kg23円に改める。 ・美化デーごみ等の処分、埋立を行っていた今井5丁目地内の不燃物埋立地を廃止する。（平成4年11月7日付行政財産としての用途廃止手続を行う。） ・12月、発泡スチロール（食品用白色トレイ）・ペットボトルを、市内スーパー店頭および市役所および市民センターで回収を始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額500円とし、事業所およびくみ取式水洗便所等は、1012円に改める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・5年3月 「青梅市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全部改正して、新たに「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を制定する。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・条例にもとづき、「青梅市廃棄物減量等推進審議会」を設置する ・塵芥収集車（2 t車）の更新に伴い、スプーンパッカー車（2 t車）1台を導入する。 ・7月、新町・河辺町・藤橋・今井地区でビン・カンの分別収集を開始する。 ・8月、不燃ごみ収集委託車両台数を1台増車し、8台とする。 ・10月 粗大ごみの電話申込みによる戸別有料化収集を開始する。（委託台数4台） ・10月24日、リサイクルフェスティバルの開催に合わせ、リサイクルセンター内にリサイクルショップが開設される。 ・11月、事業系一般廃棄物の処理につい 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年2月 し尿くみ取り委託車両台数を1台減車し、5台とする。

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> て、マニフェスト制度を導入する。 ・12月 リサイクルセンターにおいてフロンガスの引き抜き（冷蔵庫）を開始する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・6年3月、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」を策定する 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・御岳山焼却炉の改修工事（1号炉）を行う。 ・10月 大門・東青梅地区を新たにビン・カンの分別収集地区とし、区域の拡大を図り、収集を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7年2月、青梅市し尿処理場の建設に着工する。（青梅市・福生市・瑞穂町3市町共同建設） ※ 総工費 1,164,000,000円
7	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機器の補助対象機種の拡大および補助限度額の引上げを実施する。また、家庭用ごみ焼却器用煙突を補助対象とする。 ・7月～9月、河辺町1～3丁目で、プラスチックごみの実験収集を実施する。 ・10月～12月、御岳山焼却炉の建屋建替工事を行う。（1・3号炉） ※ 工事費 4,841,000円 ・8年1月、ビン・カンの分別収集を御岳山を除く市内全域に拡大する。 ・8年1月、廃棄物減量等推進審議会にダストボックス収集制度の見直しと家庭ごみの有料化について諮問する。 ・8年2月、リサイクルセンターにおいて廃プラスチック固形燃料化システムが稼働する。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・6月～7月、御岳山焼却炉の改修工事を行う。（2・3号炉） ※ 工事費 7,750,000円 ・9年3月、廃棄物減量等推進審議会からダストボックス収集制度の見直しおよび家庭ごみの有料化についての答申が出される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、西多摩衛生組合のし尿処理施設に替わり、青梅市・福生市・瑞穂町の3市町共同で建設していた「青梅市し尿処理場」が稼働を開始する。 ・6月、くみ取り式普通便所使用料金を、使用家庭1人月額600円とし、事業所およびくみ取り式水洗便所等は1015円に改めるほか、当該供用開始区域内における水洗便所への改造義務期限後の経過猶予期限を廃止する。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・12月、昭和54年度から実施してきた家庭用ごみ焼却器の購入補助制度を廃止する。 ・10年1月、最終処分場の谷戸沢処分場が埋立て完了に伴い、第二処分場である二ツ塚処分場への一部搬入が始まる。 ・10年3月、平成6年10月に着工する中間処理施設の西多摩衛生組合の新処理施設が竣工される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を車両台数制から従量制に変更する。（1kg当たり11.44円） ・9月、御岳山のし尿くみ取りに伴う貯溜槽設置土地使用貸借契約の更新に併せ、土地借上げ補償金200,000円を御岳山自治会に交付する。（平成9.9.1～平成29.8.31） ・10年3月、「青梅市し尿処理場」が青梅市に帰属される。
	<ul style="list-style-type: none"> ・10年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」を一部改正する。（ダストボックス収集制度の廃止、家庭系ごみおよび事業系ごみの有料化） 	

年度	ごみ収集	し尿収集
10	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、ダストボックス収集制度廃止およびごみの有料化に伴い、家庭用生ごみ処理機器等の補助件数が殺到し、6月25日をもって今年度の補助を中止とする。 ※ 補助台数 6, 167台 ※ 補助額 284, 325, 160円 ・5月、ごみ収集制度変更に伴う住民説明会を9月末まで市内全域で開催する。 ・9月1日から指定収集袋の販売を開始する。 ・10月1日、戸別収集制度およびごみの有料化を実施する。 ・粗大ごみ収集を委託から直営へ変更することに伴い、直営のリレーパック車5台を粗大ごみ収集車4台、軽トラック1台に更新する。 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・11月1日、リサイクルセンター内のせん定枝資源化施設を稼動する。 ・粗大ごみ収集車両（LPG車）を増車する。（粗大収集車両計5台） ・12月、御岳山地区に生ごみ処理機を設置する。（3基） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、リサイクルセンターへの粗大ごみの個人持込みを開始する。 ・御岳山地区での指定収集袋によるごみの排出を開始する。（ステーション収集） ・ごみ収集車（軽トラック）1台を2tダンプ（LPG車）に更新する。 ・東京都三多摩廃棄物広域処分組合が「エコセメント事業基本計画」を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13年2月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（家電リサイクル法に該当する粗大ごみ品目の削除、事業系ごみ用指定収集袋に小袋を追加）
13	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、事業系一般廃棄物処理手数料を改定し、持込みごみ処理手数料を1kg当たり20円（改定前15円）とする。 ・4月、家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、エアコン、電気冷蔵庫および電気洗濯機の行政回収を廃止する。以降は青梅市家電リサイクル推進協議会で取り扱うこととする。 ・容器包装リサイクル法にもとづき、ガラスビンと食品用白色トレイの再生処理業者への引渡しを開始する。 ・不法投棄対策として、「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を青梅郵便局長および御岳郵便局長と締結する。 	

年度	ごみ収集	し尿収集
14	<ul style="list-style-type: none"> 4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を開始する。 ごみ減量とリサイクルの促進に向けて組織改正を実施、新たにごみ対策課を設置し、環境衛生課の所管事務から廃棄物に関する事務を移管する。 「不法投棄にかかる情報提供サービスに関する覚書」を、市内13新聞販売店、東京都森林組合青梅支所および京王タクシーと締結する。 行政改革方針にもとづき、年度末をもって家庭用生ごみ処理機器等購入補助金交付制度を廃止する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 15年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（青梅市廃棄物減量等推進審議会委員数を15人以内から12人以内に変更、15年4月から施行） 	
15	<ul style="list-style-type: none"> 10月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料の表からパーソナルコンピュータを削除） 4月、青梅市総合長期計画の中で、市民1人1日100グラムのごみ減量を目指す「ごみ減量チャレンジ100」事業を計画し、ごみ減量に向けた積極的な取組みを開始する。 6月、容器包装リサイクル法にもとづく資源化処理を拡大し、ペットボトルおよびその他プラスチック容器包装の一部について、再生処理業者への引渡しを開始する。 10月、家庭用パソコンメーカーによる自主回収の開始に伴い、行政回収を廃止する。 16年3月、プラスチック容器包装の固形燃料化処理を終了し、容器包装リサイクル法にもとづく全量処理に移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、青梅市し尿処理施設管理運営懇談会委員から市議会議員3人を削除し、定数を6人とする。
16	<ul style="list-style-type: none"> 7月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（廃棄物手数料を1kg当たり20円を30円に改正、10月から施行） 4月、資源の戸別収集にペットボトルを追加し、ビン・ペットボトルとしての収集を開始する。 古紙類・繊維類・カンを青梅資源リサイクル事業協同組合へ搬入を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（廃棄物処理手数料の減免対象者に、障害者手帳の交付者がいる世帯で市民税非課税世帯を追加）
17	<ul style="list-style-type: none"> 4月、汚れたプラスチック類および容器包装以外の軟質系プラスチック類を可燃ごみに分別変更する。 4月、福祉施設のごみ収集有料化を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.47円に変更する。御岳山は30.23円

年度	ごみ収集	し尿収集
	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、有料ごみ袋の1枚売りを開始する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・18年3月、一般廃棄物処理基本計画書（平成18年度～24年度）を策定する。 ・18年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（動物の死体処理手数料を1体につき2,000円から4,000円に変更、19年3月から施行） 	
18	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、毎月第3日曜日に粗大ごみの持ち込み受け入れを開始し、祝日の受け入れを廃止する。 ・10月、家庭系指定収集袋に特小袋（可燃のみ）を追加する。 ・3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を作成し全戸配布をする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・19年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、19年4月から施行） 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックごみを不燃ごみと分別して収集を開始する。（各月の第1週は不燃ごみ（月1回）、それ以外の週は容器包装プラスチックごみ（週1回） ・可燃性の粗大ごみの大きさの基準を50cm以上に変更する。 ・皮製の衣料品も繊維類として回収する。 ・4月1日から20年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受け入れを西多摩衛生組合で行う。（6,932トン） 	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「可燃ごみ」・「不燃ごみ」を「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」に名称変更する。 ・指定収集袋に「容器包装プラスチックごみ」を追加し、経過措置として「不燃ごみ」専用袋での排出可能を半年間延長する。（10月に更に半年間延長する。） ・家庭系指定収集袋に特小袋（燃やさないごみ）を追加する。 ・高齢者世帯の減免対象年齢を65歳以上に引き上げる。 ・4月1日から21年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受け入れを西多摩衛生組合で行う。（4,320トン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、一般のし尿くみ取り委託業務契約を1kg当たり11.52円に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。（資源ごみの持ち去り行為の禁止、罰則規定は7月から適用） ・21年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。（粗大ごみ廃棄物処理手数料（別表第1）の一部を変更、21年4月から施行） 	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、家電リサイクル法の一部改正により、テレビ(液晶・プラズマ)と衣類乾燥機が市では回収不能品に追加される。 ・8月、リサイクルセンターへの粗大ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設汚泥冷却措置(空冷チラーユニット)を更新した。 ・4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を従量制から1カ月

年度	ごみ収集	し尿収集
	<p>個人持込みにおいて、昼休み時間帯の受付を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年間使用延長をしてきた「不燃ごみ」袋での「容器包装プラスチックごみ」の排出を3月末で終了する。 	<p>3,961,000円(税込)に変更する。御岳山は、1kg当たり31.74円(税込)</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) 22年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、22年10月から施行) (「高齢者(65歳以上)のみの世帯」を「高齢者市民税非課税世帯」に変更、23年4月から施行) <ul style="list-style-type: none"> 4月、収集部門と処理部門を一元化し、リサイクルセンターをごみ対策課リサイクルセンター管理係とする。 粗大ごみの自宅回収申込み受付時間を昼休みにも拡大する。 10月の料金改定に合わせ、減免対象者に配布する「燃やすごみ」指定収集袋の半年間分を枚数調整し、後期分については、ごみ袋取扱店で交換できる引換券を交付する。また、ごみ処理手数料(指定収集袋)の改定により、一般家庭から出るおむつの無料収集と、リサイクルセンターへの剪定枝の持込みを無料化する。 今井作業所を閉鎖し、リサイクルセンターで白色トレイの選別作業を開始する。 10月、粗大ごみ料金の算定基準の一部を幅と高さの合計に改め、新たな料金区分を設定する。(収集単価1,000円、持込単価700円) 回収不可であったオルガン・電子ピアノ・電子オルガンを粗大ごみに変更する。 9月まで販売していた容器包装プラスチックごみ袋と旧不燃ごみ袋を同サイズ10枚1組単位の未開封のものに限って、1月中旬から3月末日までごみ対策課・リサイクルセンター・各市民センターで等価交換を実施する。 3月、「青梅市ごみ分別ハンドブック」を「青梅市ごみ減量・資源リサイクルハンドブック」に改訂し全戸配布をする。 7月1日から7月30日まで多摩川衛生組合の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。(2,236トン) 	<ul style="list-style-type: none"> 4月、御岳山を除くし尿くみ取り委託業務契約を1カ月3,882,572円(税込)に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> 23年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(ごみ処理手数料・粗大ごみ廃棄物処理手数料の一部を変更、23年4月から施行) 	

年度	ごみ収集	し尿収集
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、化粧ビンの回収を燃やさないごみから資源ごみのビンに変更する。 ・ 日曜日の粗大ごみの持ち込みを、第3日曜日から毎週日曜日に拡大し、リサイクルセンター管理系の再任用職員で受け付ける。それに合わせ、リサイクルショップの開所日も同日に変更する。 ・ リサイクルセンターで、ごみ袋の販売とボランティア袋の配布を始める。 ・ 高齢者世帯の減免対象について、65歳以上のみで構成される市民税非課税世帯に変更する。 ・ ペットボトル・白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 ・ 臼を粗大ごみ対象から外し、コンクリート付物干し台と漬物石を対象に加える。 ・ 8月、福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムの影響により、剪定枝チップの市民への配布を自粛する。 ・ 9月、公共施設の剪定枝受入れを中止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、し尿処理施設の投入ポンプ等を更新する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24年3月、「青梅市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例施行規則」の一部を改正する。(高齢者世帯減免世帯へのごみ袋支給を年間1回にする。24年4月から施行) ・ 24年3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画(平成24年度～平成38年度)を改訂する。 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、ごみ対策課から清掃リサイクル課に課名を変更する。 ・ 高齢者のみの非課税世帯に交付するごみ袋引換券を年間1回(4月)の発行に変更する。(施行規則第12号) ・ 6月11日から25年3月22日まで、宮城県牡鹿郡女川町の可燃性災害廃棄物1,427トン(月～金、1日7～20トン、車両2～5台)を西多摩衛生組合で受け入れる。 ・ 11月、剪定枝チップの市民への配布を再開する。 ・ 12月、公共施設の陶磁器・ガラス類の別袋での排出を開始する。 ・ 25年1月、公共施設の剪定枝受入れを再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、浄化槽設置事業補助金交付事務を都市整備部下水工務課へ移管する。
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、かばん、靴、ベルト、ぬいぐるみ類の無料回収を始める。(第4水曜日、戸別回収) ・ 4月、家庭用廃食用油の無料回収を始める。(リサイクルセンター) ・ 11月2～3日、青梅産業観光まつり会 	

年度	ごみ収集	し尿収集
	<p>場内にて使用済小型家電のイベント回収を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月、塵芥収集基地（長淵4丁目地内）を閉所し、塵芥収集業務をリサイクルセンターに移転する。 ・ 12月20日から26年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1,512トン） ・ 26年2月、使用済小型家電のボックス回収を始める。（市役所、リサイクルセンター、11市民センター） 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃残さ（ガラス、陶磁器）の資源化に伴い、東京たま広域資源循環組合への搬入を9月で停止する。 ・ 10月、リサイクルセンターへの直接持込の際の住所確認を始める。 ・ 8月1日から27年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（2,443トン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,940,471円（税込）に、御岳山は1kg当たり32,64円（税込）に変更する。
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、ガラス、陶磁器のリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 1月、有害ごみのリサイクルセンターへの直接持込による回収を始める。 ・ 4月4日から28年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1,881トン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽事業）を開始する。 ・ 3月、浄化槽設置事業補助金交付を終了する。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ コイン電池の有害ごみとしての回収を始める。 ・ 11月5～6日、青梅産業観光まつり会場内にてフードドライブを実施する。 ・ 4月2日から29年3月31日まで小金井市の燃やすごみの受入れを西多摩衛生組合で行う。（1,817トン） 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル・白色トレイの拠点回収を3月末で終了する。 ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を締結し、使用済のパソコンおよび小型家電の宅配便を利用した回収を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月、青梅市し尿処理場の区域を青梅都市計画汚物処理場として、都市計画決定する。 ・ 9月、青梅市し尿処理場基幹的設備改良工事に着手する。 ※ 工事年度 平成29・30年度 ※ 工事契約金額 594,000,000円
30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、粗大ごみ自宅回収の委託を開始する。 ・ 4月、ガラスを第1・3・5週、陶磁器を第2・4週に戸別収集を開始する。併せて、ペットボトルの戸別収集を週1回カンの戸別収集を第1・3・5週、ビンの戸別収集を第2・4週に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、青梅市し尿処理場の基幹的設備改良工事が完了する。

年度	ごみ収集	し尿収集
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、粗大ごみの「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 ・ 8月、ごみの分別をAIが自動案内する「AIチャットボットによるごみの分別案内」の実証実験を開始する。 ・ 2月、青梅市リサイクルセンター容器包装プラスチック処理ライン設置工事に着手する。 ※ 工事年度 令和元・2年度 ※ 工事契約金額 148,500,000円 ・ 3月、市内スーパー5店舗と河辺駅前にて、マイバックキャンペーンとしてエコバックを配布する。 ・ 3月、令和2年度版ごみ収集カレンダーのページ数拡充（8ページから24ページ）および広告掲載（1枠50,000円、計12枠）を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、青梅市し尿処理場に、これまでの青梅市、福生市、瑞穂町のし尿に加えて、新たに羽村市のし尿と青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の浄化槽汚泥の投入を開始する。 ・ 10月、御岳山を除く、し尿くみ取り委託業務契約を1か月3,575,000円（税込）に、御岳山は1kg当たり33,250円（税込）に変更する。 ・ 3月、「し尿浄化槽清掃経費軽減措置に関する要綱」の一部を改正する。
令和2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月、フードドライブの受付を通年に変更する。 ・ 8月、AIチャットボットによる粗大ごみ料金の案内を開始する。 ・ 3月、市内在住の外国人向けにごみ収集に関する情報をまとめたリーフレット「青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を6ヶ国語（英語・タガログ語・ベトナム語・中国語・韓国語・スペイン語）で発行する。 ・ 3月、リサイクルセンターの容器包装プラスチック処理ライン設置工事が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月、し尿処理施設管理運営懇談会を廃止する。
令和3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月、リサイクルセンターの維持管理業務を委託化する。 ・ 12月、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事に着手する。 ※工事年度 令和3・4・5年度 ※工事契約金額 418,000,000円 ・ 3月、青梅市LINE公式アカウントにてごみの分別案内を開始する。 ・ 3月、ごみ収集に関する情報を分かりやすく簡単な言葉でまとめたリーフレット「やさしい日本語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月、御岳山地区の収集運搬業務委託契約を、これまでの1kgあたりの単価から、1日あたりの単価に変更する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月、青梅市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和18年度）を改訂する。 	

2 一般廃棄物収集・運搬委託の経過

- (1) 燃やすごみ・資源ごみ（古紙・繊維類） ※資源ごみは平成10年10月1日から委託
- | | |
|-------------|---|
| 昭和41年10月 1日 | 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。 |
| 昭和43年 4月 1日 | 直営収集のほか、一部を小村品吉に委託する。 |
| 昭和44年 4月 1日 | 直営収集のほか、一部を水村博に委託する。 |
| 昭和44年11月17日 | 水村博への委託分について、築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | ダストボックス収集から戸別収集への移行と、直営収集の廃止および古紙・繊維類の戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。 |
| 平成16年 4月 1日 | 青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に加え、(株)大島商事に委託する。 |
- (2) 燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみ・有害ごみ
- ※有害ごみは平成10年10月1日から追加
※容器包装プラスチックごみは平成19年4月1日から不燃ごみと分別して収集
- | | |
|-------------|--|
| 昭和40年11月 1日 | 小村品吉に委託する。 |
| 昭和44年 6月 1日 | 築地國雄に委託する。 |
| 昭和44年11月17日 | 築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | (1)に記載した収集制度への移行と、有害ごみの戸別収集開始に伴い、青梅新興(株)およびスイハン企業(株)に委託する。 |
- (3) 資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル・ガラス・陶磁器）
- ※ペットボトルは平成16年4月1日から委託
- | | |
|-------------|---|
| 平成 5年 7月 1日 | スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクルおよび青梅新興(株)に委託する。 |
| 平成 8年 4月 1日 | スイハン企業(株)、(有)青梅クリーンリサイクル、青梅新興(株)および奥住運輸(有)に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | (1)に記載した収集制度の移行に伴い、(有)青梅クリーンリサイクル、奥住運輸(有)、(有)サンクリーン永昌および共同企業(株)に委託する。 |
| 平成23年 4月 1日 | ペットボトルと白色トレイの拠点回収を直営から委託に変更する。 |
| 平成30年 4月 1日 | ペットボトルと白色トレイの拠点回収を廃止する。収集品目にガラスと陶磁器を追加する。 |
- (4) 粗大ごみ
- | | |
|-------------|---|
| 平成 5年10月 1日 | 青梅新興(株)に委託する。 |
| 平成 9年 4月 1日 | (有)サンクリーン永昌に委託する。 |
| 平成10年10月 1日 | 委託収集を廃止して直営収集とする。 |
| 平成30年 4月 1日 | 直営収集を廃止し、委託収集とする。（ふれあい収集を除く。） |
| 平成31年 4月 1日 | 直営による「ふれあい収集」を廃止し、委託による「粗大ごみ運び出しサービス」を開始する。 |
- (5) し尿収集、運搬
- | | |
|-------------|--------------------------|
| 昭和26年 4月 1日 | 築地政一郎に委託する。 |
| 昭和30年 7月 1日 | 築地政一郎および小村品吉に委託する。 |
| 昭和32年 4月 1日 | 築地政一郎委託分について、築地竹次郎に変更する。 |
| 昭和36年 4月 1日 | 築地竹次郎、小村品吉および水村博に委託する。 |
| 昭和37年 4月 1日 | 築地竹次郎委託分について、築地國雄に変更する。 |

昭和44年11月17日

築地國雄、小村品吉および水村博の3業者が企業合同し、青梅新興(株)を設立したことに伴い、同社に委託する。

3 一般廃棄物処理業等許可業者および浄化槽清掃許可業者一覧
(収集・運搬業47社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-1	ス イ ハ ン 企 業 (株)	青梅市今井 3-3-18	0428-31-0371
収・運-2	(有) 青 梅 ク リ ー ン リ サ イ ク ル	青梅市今井 3-3-16	0428-33-5191
収・運-4	太 誠 産 業 (株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
収・運-8	松 浦 商 事 (株)	立川市幸町 3-16-1	042-535-6001
収・運-10	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
収・運-13	藤 産 業 (株)	瑞穂町箱根ヶ崎東松原 1-9	042-568-7681
収・運-14	(有) 鈴 木 商 店	青梅市野上町 3-2-20	0428-22-3814
収・運-18	三 田 商 会	青梅市二俣尾 2-712-4	0428-78-8733
収・運-19	(有) 吉 崎 商 店	青梅市藤橋 3-1-24	0428-31-4151
収・運-23	比 留 間 運 送 (株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
収・運-24	(有) カ ワ ス ギ	埼玉県入間市宮寺 2310-23	04-2934-3600
収・運-25	丸 順 商 事 (有)	羽村市富士見平 2-1-14	042-554-2229
収・運-26	(有) 磯 野 商 店	青梅市師岡町 2-64-2	0428-22-0828
収・運-27	(株) 大 島 商 事	青梅市野上町 3-25-11	0428-24-8041
収・運-31	(有) サ ン ク リ ー ン 永 昌	青梅市勝沼 2-307-1	0428-22-8561
収・運-34	奥 住 運 輸 (有)	青梅市藤橋 3-18-14	0428-31-8881
収・運-36	(株) 加 藤 商 事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
収・運-37	(株) エ ス ・ イ ー テ ィ	埼玉県所沢市東所沢和田 2-32-5	04-2951-7760
収・運-39	(株) ま ご こ ろ 清 掃 社	八王子市長房町 126-2	042-665-1761
収・運-40	(株) 星 光	青梅市河辺町 6-20-11	0428-24-7305
収・運-41	(株) 表 養 樹 園	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531
収・運-44	共 同 企 業 (株)	青梅市新町 4-8-7	0428-31-3102
収・運-45	(有) 小 作 物 産	羽村市羽加美 3-5-25	042-554-2332
収・運-49	豊 栄 運 送 (有)	青梅市藤橋 3-2-2	0428-31-9117
収・運-51	(株) 若 林 商 店	青梅市新町 7-28-5	0428-31-5101

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
収・運-52	(有) 福 瑞 商 会	福生市福生 2250-27	042-530-6014
収・運-54	(株) ア ュ ミ ・ プ ラ ン	埼玉県所沢市三ヶ島 1-144-3	04-2949-7720
収・運-55	金 持 隆 太 郎	青梅市畑中 2-213	0428-24-8757
収・運-56	藤 村 一 郎	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 22-4	042-556-0836
収・運-60	新 日 本 物 流 (株)	八王子市高倉町 50-16	042-557-7931
収・運-62	(株) 遠 藤 商 会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
収・運-65	相 模 原 紙 業 (株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
収・運-68	(株) ス イ ー ピ ン グ サ ー ビ ス	あきる野市瀬戸岡 360-1	042-597-6111
収・運-71	(株) ア ク ト ・ エ ア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
収・運-72	青 南 建 設 (株)	八王子市檜原町 1271-17	042-624-0221
収・運-73	(株) 内 藤 ク リ ー ン サ ー ビ ス	羽村市双葉町 2-19-19	042-551-7110
収・運-75	(有) 古 川 新 興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
収・運-83	カ シ マ サ ー ビ ス (株)	杉並区高円寺南 2-13-3	03-3311-3604
収・運-84	(株) エ コ ワ ス プ ラ ン ト	西多摩郡日の出町平井 22-10	042-588-0072
収・運-87	(株) ケ イ ミ ッ ク ス	港区虎ノ門 1-3-1	03-3500-5900
収・運-90	(株) 東 広	西多摩郡瑞穂町大字二本木 651-8	042-557-7060
収・運-94	(株) ゼ ロ シ ス テ ム ズ	八王子市長房町 125-1	042-669-0900
収・運-95	(株) カ タ オ カ	青梅市東青梅 3-20-5	0428-24-5668
収・運-98	エ コ 丸 信 (株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
収・運-99	(株) サ ン ・ エ キ ス プ レ ス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
収・運-101	(有) ミ ヤ マ 商 店	羽村市羽東 3-12-8	042-558-1801
収・運-103	(株) 田 邊 商 店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075

(処分業 2 社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
処分-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281
処分-4	青 南 建 設 (株)	八王子市檜原町 1271-17	042-624-0221

(浄化槽清掃業 1 社)

許可番号	名 称	所 在 地	電 話
浄-1	青 梅 新 興 (株)	青梅市黒沢 1-699	0428-74-4281

(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

刊行物資料

ごみ減量・リサイクル通信

広報おうめ掲載記事



ごみ減量・リサイクル通信

発行 青梅市環境部清掃リサイクル課

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 電話0428-22-1111

令和4年4月から燃やさないごみが50センチメートル未満のものまで収集できるようになります！

これまで一辺の長さが30センチメートル以上の燃やさないごみは粗大ごみとして排出していただいておりましたが、令和4年4月から、一辺の長さが50センチメートル未満のものまで燃やさないごみとして収集できるようになります。

燃やさないごみとして出せる主なものは以下のとおりです（ここに書いたものはあくまでも一例です）。

【金属類】

- ・ホットプレート ・オーブントースター ・家庭用FAX ・カセットコンロ ・鍋 ・フライパン ・工具類 等

【硬質プラスチック製品】

- ・植木鉢 ・プランター ・ポリタンク ・プラスチック製カラーボックス
- ・ヘルメット ・レターケース ・照明器具 等

【その他】

- ・傘 ・洗濯ばさみ付角ハンガー ・電気ポット ・空気入れ
- ・中身が固まって取り出せないビン ・木や金属などの異素材と合体したガラス

《排出するときの注意点》

- 一辺の長さが50センチメートル以上のものは、引き続き粗大ごみとして排出してください。
一辺の長さが50センチメートル未満であっても、袋に入らないものは粗大ごみとして排出してください。
- 以下の種類は50センチメートル以上でも収集します。
・傘 ・空気入れ ・洗濯ばさみ付角ハンガー ・電気ポット
- 鍋・フライパンは持ち手を除いて50センチメートル未満なら燃やさないごみ、50センチメートル以上なら粗大ごみとして排出してください。
- ガラス・陶磁器は燃やさないごみでは出せません。バケツや箱などの容器に入れて排出してください。
また、一辺の長さが30センチメートル以上のものは粗大ごみとなります。
- 刃物などを出す場合は新聞紙やぼろ布等に包んで、「危険物」などの表記をしてごみ袋に入れてください。
- カセットコンロを出す際は、ガスボンベを取り外してから排出してください。
- 石油ストーブ、石油ファンヒーターは、火災の原因となるおそれがあるため、50センチメートルより小さくても粗大ごみとして排出してください。



収集車両の火災

近年、燃やさないごみ等のごみ袋に混ざっていたライターやスプレー缶等が原因で、収集車両の火災が発生しております。

車両火災が発生すると、作業員や通行人、周辺の住宅等に被害を及ぼすおそれがあるほか、人の命にかかわる事故に発展する可能性があります。

車両火災を未然に防ぐためにも、一人一人が正しく分別してごみ出しするようにご協力をお願いします。

火災の原因となることが多いごみは表のとおりです。



ごみの種類	処分方法
ライター 	有害ごみとして排出してください。 なるべく使い切ってから、透明または半透明の袋に入れて排出してください。 中身が残っている場合は、「残りあり」などの貼り紙をしてから透明または半透明の袋に入れて排出してください。
スプレー缶 カセットコンロ用 ガスボンベ 	有害ごみとして排出してください。 なるべく使い切ってから、透明または半透明の袋に入れて排出してください。 中身が残っている場合は、「残りあり」などの貼り紙をしてから透明または半透明の袋に入れて排出してください（危険なので穴は開けないでください）。 特に、カセットコンロ用ガスボンベをカセットコンロにつけたまま排出するのは大変危険です。カセットコンロから取り外して有害ごみとして排出してください。
電子タバコ 本体 	有害ごみとして排出してください。 透明または半透明の袋に入れて排出してください。
モバイル バッテリー 	市では収集・処理することができません。 小型充電式電池回収協力店に置いてある回収ボックスに入れてください。 小型充電式電池回収協力店は、一般社団法人JBR Cホームページを参考にしてください。

令和3年度 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

キャッチフレーズ部門最優秀賞

『ちょっとまって その紙まだまだ 使える資源』

井上 琥次郎 さん（第六小学校5年生）



青梅市リサイクル推進協力店募集!

ごみ減量およびリサイクル活動を積極的に取り組む市内の小売店舗を「青梅市リサイクル推進協力店」として指定することにより、ごみ減量と再資源化の推進を図り、資源循環型のまちづくりを目指すことを目的としています。青梅市では、リサイクル推進協力店を募集しています。

対象

リサイクル推進協力店は、次の事項のうち、2つ以上を実施する小売店舗が対象となります。

- ・ペットボトルの回収
- ・発泡スチロールトレーの回収
- ・牛乳パックの回収
- ・ビンの回収
- ・カンの回収
- ・買物袋の持参奨励
- ・簡易包装の推進
- ・使い捨て容器の使用自粛
- ・エコマーク、グリーンマーク商品の販売促進
- ・生ごみ処理機器等の販売
- ・広告、チラシの再生紙の使用
- ・中古品の下取り、引取り
- ・事業ごみのリサイクルの推進
- ・その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業



現在の登録店舗

現在、15店舗がリサイクル推進協力店として登録されています。お買い物の際には、リサイクル推進協力店をぜひご利用ください。

店舗名	住所
高野商店	沢井2-914
カフスギ陶器店	本町139
(有)でんきのAm i	野上町4-9-6
セイント ニコラス	河辺町10-10-3
リカーステーションおかざき	森下町498
(株)釜屋 新町営業所	新町3-8-8
(株)釜屋	本町123
(株)成電社	東青梅5-20-3
志村電設(株)	東青梅4-2-3
でんきのえんどう	二俣尾4-956-4
八百誠商店	裏宿町626
(株)エコスタ RAYA吉野店	梅郷5-1111
マルフジ東青梅店	東青梅2-14-2
マルフジ千ヶ瀬店	千ヶ瀬町3-400
コープみらい コープ青梅新町店	新町2-3-1

申し込み方法

申し込みは、市ホームページから、リサイクル推進協力店申込書をダウンロードし、市役所5階清掃リサイクル課へ提出してください。

ご存じですか?資源ごみの集団回収

青梅市は、昭和54年度から資源再利用推進報償金交付制度を開始し、以前から集団回収の実施が盛んな地域です。家庭から排出される古紙、空きびん、空き缶、繊維類などの再利用可能なごみは、集団回収により無駄にすることなく資源有価物として有効活用されています。集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、地域コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることに役立っています。

令和2年度には2,414,605kgの資源有価物が集団回収実施団体の協力を得て回収されました。特に回収量が多かった品目は古紙類で、全体の82%です。再利用可能な古紙類は、回収後、古紙問屋を経て、古紙を利用する国内製紙メーカーに供給され、再資源化されています。また一部の古紙は国際商品として輸出され海外で有効に活用されています。

ところが、近年は多くの資源有価物の市場価格が下がってきており、資源の有効活用を図るリサイクルの基盤に影響が出ています。各団体が集団回収によって集めたもののうち、値段が付かない資源物が出ているものためです。

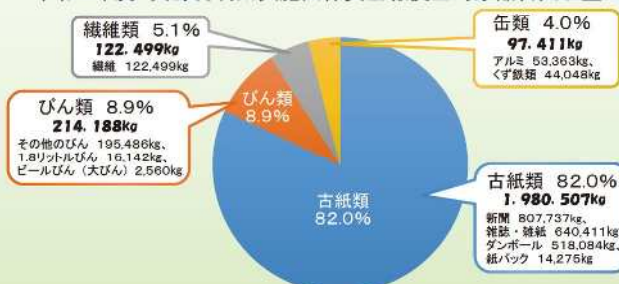
また、最近の集団回収による回収量も残念ながら減少傾向にあります。

市では、集団回収を実施する地域の自治会、こども会、PTA等の各団体に、回収量に応じた報償金を交付しています。この報償金は各団体の活動費として役立てられています。同時に、有価資源物の引き取り先である資源回収事業協力者にも回収量に応じた助成金を交付し、地域内で有価資源物が引き取られやすい仕組みを守るよう支援しています。

資源有価物はぜひ地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。行政収集のみに頼ることなく、地域内の健全なリサイクルシステムを維持していきましょう。

なお、集団回収の実施日や回収している資源物は、各団体で異なりますので、それぞれの団体に確認ください。

令和2年度 資源再利用実施団体奨励報償金対象品目回収量



集団回収を始めるには団体の登録が必要です

報償金を申請するためには、営利を目的としない10人以上の住民が集まって団体を作ります。集める品目、持ち寄る場所、回収業者、回数、代表者、取引口座等を記入した団体登録申請書を清掃リサイクル課に提出してください。詳しくは市ホームページまたは清掃リサイクル課へお問い合わせください。報償金の単価は表のとおりです。



品目	単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円

集団回収実施団体の方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、集団回収を計画どおりに実施することが困難な状況が続いておりますが、ご協力をいただきありがとうございます。感染拡大防止への協力が求められる時期に集団回収を実施する場合は、密にならないよう気を付けて作業を行っていただくとともに、体調の管理、マスクや手袋の着用、手洗いの徹底等の基本的な感染予防策を十分に講じていただくようお願いいたします。

青梅市資源回収事業協力者を受け付けています

市では、市内の各種団体の集団回収で集められた「古紙・缶・びん類」など有価資源物を回収していただく資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。ご協力いただける事業者はご登録をお願いします。

登録資格: 市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間: 随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法: 清掃リサイクル課に「青梅市資源回収事業協力者登録届出書」を提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロード可

※届け出は毎年度必要です。

知っていましたか？ごみ収集

ここでは、普段のごみ収集や分別で、皆さんから質問が多い内容についてお答えいたします。

Q. ごみを収集する時間は決まっていますか？

A. ごみ収集は、ごみの量や天候、道路の状況に影響を受けるため、いつも同じように収集ができるとは限りません。そのため、収集に何う時間は定めておりません。

市民の皆様は、収集が始まる午前8時までに出していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

Q. ごみはすべて同じ業者が収集しているのですか？

A. ごみの種類やお住まいの地域によって収集している業者は変わります。

現在、青梅市では7社の業者に収集を委託しております。それぞれの業者が、午前8時から担当している地域を一軒一軒収集しております。そのため、ごみの種類によって収集に何う時間も異なります。

収集している業者は次のとおりです。なお、ごみ収集に関する問合せは青梅市役所までお願いします。

燃やすごみ	燃やさないごみ	資源ごみ
新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パック、繊維類	容器包装プラスチックごみ 有害ごみ	(カン・ビン・ペットボトル・ガラス・陶磁器)
青梅新興株式会社 スイハン企業株式会社 株式会社大島商事	青梅新興株式会社 スイハン企業株式会社	有限会社青梅クリーンリサイクル 奥住運輸有限会社 有限会社サンクリーン永昌 共同企業株式会社

Q. プラスチックごみはすべて容器包装プラスチックごみ（紫のごみ袋）で排出できるのですか？

A. 容器包装プラスチックごみとは、商品の容器や包装として使われていて、中身（商品）を使い終わった後に不要となるプラスチックごみのことです。すべてのプラスチックごみが該当するわけではありません。

例えば、弁当箱やバケツは中に物を入れるための容器ではありますが、弁当箱やバケツそのものが商品であるため、容器包装プラスチックごみには該当しません。コンビニ弁当の容器などは、中に入っていた食品が商品であり、容器包装プラスチックごみに該当します。（汚れている場合は、洗って排出してください。）

容器包装プラスチックごみに該当しないもののうち、硬質プラスチックでできているもの（例：弁当箱、バケツ等）は燃やさないごみ（オレンジ色のごみ袋）、軟質プラスチックでできているもの（例：クリアファイル、ビニール手袋等）は燃やすごみ（みどり色のごみ袋）になります。

また、ほとんどの容器包装プラスチックごみにはプラマークが付いています。参考としていただきますようお願いいたします。



Q. 雑誌・雑紙やダンボール・紙パック等は、雨の日は出さない方がいいですか？

A. 新聞・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール・紙パックは濡れていても収集いたします。ビニール袋に入れたり、軒下に移動させたりする必要はありません。いつもと同じ場所に排出してください。

なお、繊維類については、雨に濡れると資源化できなくなります。雨の日でも収集はしておりますが、なるべく次回以降に排出していただくようお願いいたします。

Q. お店や会社から出るごみは回収してもらえるのですか？

A. お店や会社など、事業所での事業活動に伴って排出されるごみは、事業者の責任で自ら処理することが原則であり、種類・量・質にかかわらず「事業系ごみ」となるため、家庭用のごみ袋で排出することはできません。

ただし、排出量が少ない事業所については、以下の種類・方法に限り収集いたします。

ごみの種類	排出方法
燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ	事業系ごみ袋（家庭用のごみ袋とは違います）を使って排出します。 一度に排出できる量は、大型（45L相当）の袋なら3袋、小型（22.5L相当）の袋なら6袋までです。

上記の表より排出量が多い事業所は、市で許可を出している廃棄物処理業者に依頼する等の自己処理をしてください。（許可を出している処理業者の一覧は市ホームページからご確認ください。）

また、事業所から排出される粗大ごみ、資源ごみ（ビンやカン、ダンボールなど）、および産業廃棄物は、市では収集いたしませんので、廃棄物処理業者に処理を依頼する等の自己処理をしてください。

Q. 新型コロナウイルスの検査キットは捨てられるのですか？

A. 使用済みのキットのうち、プラスチックが主材料で針のないものについては、燃やすごみとして収集することが可能ですので、排出される場合は以下のようにお願いします。（針のあるキットは収集・処理することができません。購入したお店やメーカー等にご相談ください。）

1. 使用後はビニール袋等に入れて口をしっかりと縛り、一週間程度保管する。
2. 一週間程度経過したら、袋ごと燃やすごみの袋に入れて、燃やすごみの収集日に排出する。

※袋に入れた後はよく手を消毒してください。また、検査キットが袋の外に触れた場合は、袋を二重にしてください。



青梅市のごみ処理費用は？

令和2年度 ごみ処理経費(歳出)の内訳

令和2年度ごみ処理経費(歳入)

○ごみ処理手数料(指定収集袋手数料)

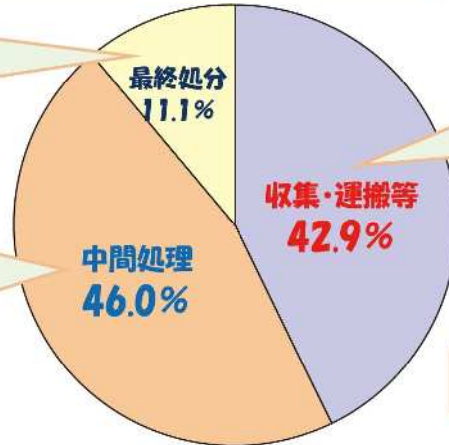
4億8,752万円

3億1,050万円

- 東京たま広域資源循環組合(最終処分場)負担金 **2億9,354万円**
- 有害ごみ対策経費 **1,696万円**

12億8,481万円

- 西多摩衛生組合(焼却施設)負担金 **8億6,178万円**
- リサイクルセンター管理・施設整備経費等(燃やさないごみや容器包装プラスチックごみの選別処理など) **4億2,303万円**



11億9,840万円

- 収集・運搬委託料等 **10億3,941万円**
- 廃棄物対策費(資源回収、ごみ収集センター、施設見学会、ごみ情報誌発行等のごみ減量対策費など) **1億5,899万円**

合計 27億9,371万円

令和2年度の青梅市におけるごみ処理経費は27億9,371万円かかっており、一般会計(歳出)に占める割合は4.2%です。

市民1人あたり年間 21,118円

1世帯あたり年間 43,788円

ごみ1kgあたりの経費 73円

フードドライブを通年で実施しています！

ご家庭で使い切れない食品を捨ててしまいませんか。

日本では、年間570万トン(農林水産省:令和元年推計値)の食べ物が食品ロスとして廃棄されています。

青梅市では、食料資源を有効活用し食品ロスを減らす取組としてフードドライブを通年で実施しています。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のことです。ご家庭で使い切れない食品がありましたら、条件等をご確認のうえ、清掃リサイクル課までお持ちください。

受付場所

市役所5階清掃リサイクル課窓口

受付日時

月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで
(祝日、年末年始を除く。)

対象となる主な食品

- 缶詰(肉、魚、野菜、果物など)
- インスタント食品
- レトルト食品
- フリーズドライ食品
- 嗜好品(お菓子、インスタントコーヒー、お茶パックなど)
- 乾物(パスタ、そうめん、うどん、そば、海藻など)
- 乳幼児食品
- 調味料
- 飲料(アルコール類は除く)
- お米(国産米で精米から1年以内のもの)

集める食品の条件

次のすべての条件を満たすもの

- 未開封のもの
- 包装や外装を破損していないもの
- 賞味期限が明記されていて、持参日から期限まで1か月以上あるもの(塩、砂糖、米は除く)
- びん詰めの食品ではないもの
- 生鮮食品、冷凍、冷蔵食品ではないもの

注意事項

受け取りの際に、賞味期限等をご確認させていただきます。お持ちいただいた食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

その他

お持ちいただいた食品はフードバンク青梅へ寄付しています。また、食品をお持ちいただいた方にフードドライブ等に関するアンケート調査を行っています。ご回答いただいた方には青梅市オリジナルロゴ入りエコバックを差し上げていますので、併せてご協力をお願いいたします。

実施状況

年度	延べ人数	回収量
令和元年度	82人	203.9kg
令和2年度	117人	395.4kg
令和3年度 (2月1日現在)	115人	410.5kg

フードバンク青梅の紹介

「フードバンク」とは、包装の破損・在庫過剰・印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品や、まだ安全に食べられるのに捨てられてしまう食品を寄贈していただき、食べ物に困っている方や福祉施設に届ける活動です。

青梅市友田町を拠点に活動しているフードバンク青梅では、寄贈を受けた食材を市内の子ども食堂や児童福祉施設等へ提供する活動を通じて、子どもたちの成長を支援するとともに、食品ロスの削減に貢献しています。

問い合わせ フードバンク青梅 0428-78-3304
(活動日:毎週水曜日)



広報おうめ掲載記事

発行日	掲載内容
令和 3年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を作成しました ・西多摩衛生組合で可燃ごみの広域支援を行います ・資源再利用実施団体奨励報償金の交付 ・ごみ袋の減免
令和 3年 4月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・せん定枝の持ち込みとチップの無料配付
令和 3年 5月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・青梅市リサイクル推進協力店募集
令和 3年 6月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国蝶オオムラサキ見学会 参加者募集 ・西多摩衛生 令和2年度ダイオキシン類測定結果
令和 3年 6月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から排出されるごみの取り扱い ・ごみ収集作業員のマスク着用
令和 3年 7月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのゆくえを知ろう！夏休み処分場見学会 ・ごみの最終処分 ・「多摩川1万人の清掃大会」は中止となりました ・子ども用・成人用おむつの無料回収
令和 3年 7月 15日 特集ページ(1ページ)& 掲載記事	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量にご協力ください ・作ってみよう！ポスター&キャッチフレーズ小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール ・フードドライブを通年で実施します ・ペットボトルの排出方法 ・バーベキューごみは持ち帰りましょう ・ガラス・陶磁器の排出方法
令和 3年 8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの出し方 ・家電4品目の収集は販売店等へ ・粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を
令和 3年 8月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物は地域の集団回収へ ・びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルの出し方
令和 3年 9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・違法な不用品回収業者にご注意ください ・市で収集できないごみの処理
令和 3年 9月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップをご利用ください
令和 3年 10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「おいしく 楽しく 食べ切ろう」 家庭でのフードロスを減らしましょう ・青梅市廃棄物減量等推進審議会委員募集 ・環境にやさしい買い物を心がけましょう ・粗大ごみ運び出しサービス
令和 3年 10月 15日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの排出にご協力を ・青梅市ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか

発行日	掲載内容
令和 3年11月 1日 特集ページ(1ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量にご協力ください ・ごみの減量のポイント ・せん定枝の持ち込みとチップの無料配布 ・ボランティア袋の利用方法 ・小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター&キャッチフレーズコンクール入賞者発表 ・「外国語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を配付しています ・リサイクルセンターで無料回収しているもの ・資源物の回収にご協力ください！ ・紅葉の谷戸沢処分場自然観察会
令和 3年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・飼っていた動物の火葬
令和 3年12月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙・雑誌等の持ち去り防止にご協力を ・粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を ・年末の粗大ごみ処理はお早めに
令和 3年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の維持管理 ・年末年始のくらしのガイド ごみの収集等
令和 4年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・外食時の食品ロスを減らしましょう ・傍聴にお出かけください 青梅市廃棄物減量等推進審議会
令和 4年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車の火災 ・三多摩は一つなり交流事業 ごみ処理見学会とつるつる温泉めぐり ・雑誌・雑紙の回収・再利用にご協力を ・青梅市指定収集袋（ごみ袋）の仕様を一部変更しました
令和 4年 2月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップをご利用ください ・「青梅市一般廃棄物処理基本計画」（案）への意見募集
令和 4年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを通年で実施します ・資源回収団体説明会は中止となります
令和 4年 3月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃費の一部を補助します ・青梅市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます ・ごみの排出は計画的に ・青梅市ごみ収集カレンダーの配付
令和 4年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・音声版・点字版 「青梅市ごみ収集カレンダー」を作製します ・4月から「燃やさないごみ」で出せるものの大きさを拡大します

5月1日号

青梅市リサイクル推進協力店募集

- 青梅市リサイクル推進協力店とは、市民や小売店舗の事業主の皆さん、行政が一体となって、ごみの減量とリサイクル活動を推進する事業所です。
- 協力店には、店舗掲示用のステッカーをお渡しするほか、市ホームページ等を通じてPRをします。
- 登録資格** 市内にある小売店舗で、次のごみ減量・リサイクル推進事項のうち、2項目以上を実施する店舗
- ①ペットボトルの回収
 - ②発泡スチロールトレイの回収
 - ③牛乳パックの回収
 - ④びんの回収
 - ⑤かんの回収
 - ⑥買い物袋の持参奨励
 - ⑦簡易包装の推進
 - ⑧使い捨て容器の使用自粛
 - ⑨エコマーク・グリーンマーク商品の販売促進
- ⑩生ごみ処理機器等の販売
⑪広告・チラシの再生紙の使用
⑫中古品の下取り・引き取り
⑬事業ごみのリサイクルの推進
⑭その他、市長が認めるごみ減量・リサイクルに関する事業
- 登録方法** 清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する「青梅市リサイクル推進協力店申込書」に必要事項を記入して提出します。
- お問い合わせ** 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



国蝶オオムラサキ見学会 参加者募集

東京たま広域資源循環組合 ☎042・597・6152

埋立てが終了した谷戸沢処分場で保全している「国蝶オオムラサキ」の観察や再生した里山的自然環境を体感できる自然観察ガイドツアーを開催します。

日程 6月26日(土)

時間 ①午前8時30分から ②10時から ③午後1時から

※各回入れ替え制で行います。

※当選した方から各回に振り分けるため、時間の指定はできません。

会場 谷戸沢廃棄物広域処分場(日の出町)

※JR河辺駅付近で集合・解散(詳細は当選した方へお知らせします)

対象 多摩地域在住・在勤・在学者

※小学生以下は保護者同伴 定員 各回40人

費用無料

申し込み 次のいずれかの方法で6月15日(必着)までに東京たま広域資源循環組合「オオムラサキ見学会」係へ

▽郵送：ハガキに住所氏名、年齢、性別、電話番号、通勤・通学先(多摩地域在住でない方のみ)を記入し、〒190-0181日の出町大字大久野7642番地

▽インターネット：同組合ホームページ <http://www.tama-junkanku-haijai.com/>

せん定枝の持ち込みとチップの無料配布

市内の一般家庭から出たせん定枝は、リサイクルセンターへ直接持ち込むと無料になります。自宅回収は有料、0.5kg当たり200円

これらのせん定枝は、機械で細かく砕き「せん定枝チップ」にし、畑の補助肥料やマルチング(根張り)材などとして市民に無料で配布しています。ぜひご利用ください。



※いずれの場合も住所確認のため運転免許証等をお持ちください。

- 持ち込みとチップの配布**
- 月～金曜日(祝日を除く)、日曜日 午前9時～午後4時
- 自宅回収粗大(み扱い)**
- 月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後5時に粗大ごみ専用受付電話 ☎23・5805 で申し込み
- せん定枝を出す時の注意**
- ▽直径10cm以内、長さ1m以内にしてください
- ▽毒性のある木(キョウソク、シロアリなど)
- ▽木の根、シロロの幹、枯れてしまったもの、草、落ち葉、ツルは出せません。(燃やすごみで出してください)
- お問い合わせ** リサイクルセンター ☎31・0540



4月15日号

6月1日号

西多摩衛生組合 令和2年度ダイオキシン類測定結果
※基準値を下回っています。

環境センター排ガス中のダイオキシン類測定結果

(単位 ng-TEQ/mN)

採取場所※	採取日	測定値
1号炉	令和2年 7月 8日	0.0062
	令和2年11月12日	0.0067
	令和3年 3月 5日	0.022
2号炉	令和2年 6月11日	0.0064
	令和2年12月23日	0.0093
	令和3年 1月 5日	0.010
3号炉	令和2年 4月28日	0.0095
	令和2年10月 9日	0.0065

※各炉煙突排ガス採取口

▷1ナノグラム (ng) は10億分の1グラム (g)

▷法規制値は1ng-TEQ/mN (ダイオキシン類対策特別措置法)

▷公害防止協定規制値は0.05ng-TEQ/mN

環境センター周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位 pg-TEQ/m)

採取場所	令和2年	
	6月18日の正午～ 19日の正午	12月10日の正午 ～11日の正午
羽村市	三中(屋上)	0.014
	松林小(屋上)	0.012
	あさひ公園(地上)	0.012
瑞穂町	四小(屋上)	0.011
	富士見公園(地上)	0.015

▷1ピコグラム (pg) は1兆分の1グラム (g)

▷環境基準値は0.6pg-TEQ/m (ダイオキシン類対策特別措置法)

詳細 ホームページ <https://www.nishiei.or.jp> 参照

問い合わせ 西多摩衛生組合計画管理課 ☎042-554-2409

ごみ収集作業員のマスク着用

現在、ごみ収集の作業員は、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクを着用して作業を行っています。

これからの時期は気温が高くなり、作業員は炎天下の中で作業を行い続けるため、特に熱中症のリスクが懸念されます。そのため、収集作業員は適宜マスクを外してごみ収集作業を行う場合があります。

また、のどの渇きを感じる前に、こまめな水分

詳しくは市ホームページ(記事ID:34219)をご覧ください。
問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係



事業所から排出されるごみの取り扱い

事務所や店舗などの事業所から排出されるごみは、住宅兼事業所の住宅部分のごみを除き、家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。適正な排出にご協力ください。

▽燃やすごみ・燃やさないごみ・容器包装プラスチックごみ:1回の排出量が指定収集袋の大袋3袋以内(小袋6袋以内)の場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を用いて出せます。大袋4袋以上の場合は、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。

▽粗大ごみ・産業廃棄物:市では収集できません。

るので、一般廃棄物または産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

▽資源ごみ(新聞、雑誌、雑紙、ダンボール、びん、カン、ペットボトルなど):資源ごみは貴重な資源になりますので、資源物処理業者に依頼するなど、リサイクルにご協力ください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係



7月1日号

ごみのゆくえを知ろう！ 夏休み処分場見学会

日程・行程
 ①8月10日(火) J R 八王子駅付近集合・解散 八王子市戸吹グリーンセンター、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場
 ②8月17日(火) J R 立川北口公園付近集合・解散 浅川清流循環組合 二ツ塚処分場、谷戸沢処分場
 ③8月20日(金) J R 三鷹駅付近集合・解散 武蔵野グリーンセンター、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場

対象
 ▼多摩地域在住の小学4～6年生と保護者
 ▼多摩地域在住・在勤・在学の中学生以上
定員 各日20人(抽選)
費用 1人500円(昼食代)
※当日集合
その他 当日は写真撮影やインタビューに協力いただくことがあり

ます。また、内容は公開される場合があります。
申し込み 7月28日(必着)までに、東京たま広域資源循環組合ホームページの夏休み処分場見学会申込みフォームまたはハガキに「夏休み処分場見学会参加希望」と記入し、参加者全員の氏名、年齢、性別、住所、電話番号(日中連絡がとれる番号)、参加希望日、通勤・通学先(多摩地域在住でない方)を記入して、〒190-0181西多摩郡日の出町大字大久野7642東京たま広域資源循環組合「夏休み処分場見学会」係へ
詳細・問い合わせ 同組合ホームページ
 E-mail: ps://www.tama-junko.com/
 URL: www.tama-junko.com/
 TEL: 042-597-6152

ごみの最終処分



多摩地域25市1町のごみは、清掃工場で焼却・破砕処理後、日の出町にある二ツ塚処分場で最終処分をしています。

焼却灰は、道路の側溝やよう壁などの原料となる「エコセメント」にリサイクルされています。

二ツ塚処分場は、多摩地域全体のごみの最終処分問題を解決するために、日の出町の方々の理解を得て設置されました。

現在も、処分場維持のため、日の出町から多くの協力を得ています。

ごみを排出する際は、ごみの中に有害な物質が混入しないよう、分別の徹底と適切な排出をお願いします。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



エコセメント

「多摩川1万人の清掃大会」は中止となりました

毎年8月の第1日曜日に実施している「多摩川1万人の清掃大会」については、新型コロナウイルス感染拡大防止と参加者等の安全確保のため、令和3年度は中止することとなりました。
問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

子ども用・成人用おむつの無料収集

「燃やすごみ」の日に、家庭から出る子ども用・成人用おむつを無料で戸別収集しています。汚物は取り除き、透明または半透明の袋に入れて排出してください。

なお、ペット用おむつは、指定収集袋(緑色のごみ袋)に入れて排出してください。
問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

8月1日号

粗大ごみの出し方

※電話番号を間違えないように(注意)してください。
 ※収集まで6日程度お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。
 ※受付日時 月・金曜日 午前9時～午後5時
 ※受付日 月・金曜日 午前9時～午後4時
 ※受付日、年末年始を除く
 ※粗大ごみや連休明けの申し込みは混み合います。
 ※粗大ごみの数量を伺います。
 ※粗大ごみの品名・サイズ(寸法)・数量を伺います。
 ※粗大ごみの品名・サイズ(寸法)・数量を伺います。
 ※粗大ごみの品名・サイズ(寸法)・数量を伺います。
 ※粗大ごみの品名・サイズ(寸法)・数量を伺います。

積めるように道路際まで品物を出してください。
 収集時の立ち会いはありません。
 ▼せん定枝は長さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず重ねてください。枯れたもの、草、落ち葉等は収集できません。
 ▼65歳以上の方のみ、障害者の方等ご居住し、身近に手厚い家族等がいない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、屋内から運び出して収集する制度がありますので、申し込み時に相談ください。
その他 生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当当給世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証明書を提示してください。自宅回収の場合は、申し込み時にお申し出ください。▼建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

粗大ごみ等の不法投棄への自衛策に「協力」

不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。
 市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行い、法律によって処罰される。不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していただきます。依然としてなりません。不法投棄されたごみの

処分は、土地所有者へお願いしています。土地所有者の皆さんは、捨てられないよう自衛策にご協力ください。
問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係





ごみの減量にご協力ください

ごみの減量には皆さん一人ひとりの行動が欠かせません。買い物をする際はマイバッグを持参する、過剰な包装は断る、生ごみを捨てる際は水分を十分に切ってから捨てる、雑紙は「燃やすごみ」で排出するのではなく、「雑誌・雑紙」の収集日に排出するなど、ごみの減量についてできることから実践してください。

問い合わせ 清掃リサイクル課（市役所5階）

作ってみよう！ポスター&キャッチフレーズ 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール

皆さんがごみを減らすためにやっていることや、まちをきれいにするためのアイデアなどをポスターやキャッチフレーズで表現してみませんか？入賞作品は、広報おうめや市ホームページに掲載するほか、市役所ロビーに展示し、啓発活動に活用します。優秀作品は、来年度のごみ収集カレンダーにも掲載する予定です。

対象 小学4～6年生

テーマ 「ごみを減らそう」、「ごみのリサイクル」、「街をきれいにしよう」
※テーマをひとつ選んでください。

応募条件 応募用紙は市内小学校、清掃リサイクル課（市役所5階）で配布、市ホームページ（記事ID…543）からダウンロード可
☆ポスター部門

四つ切り（縦54cm×横38cm）の白色画用紙に絵の具で描画。応募用紙に必要事項を記入し、作品の裏にのり付け▷デジタル作品や立体作品は対象外▷オリジナルではないキャラクターは使用不可

☆キャッチフレーズ部門

応募用紙に20文字程度で記入▷各部門1人1作品・共同作品は不可

応募方法 市内小学校在学者…8月27日までに各校または9月3日までに直接清掃リサイクル課へ▷市外小学校在学者…9月3日までに直接清掃リサイクル課へ

令和2年度ポスター部門金賞作品



4年生の部

5年生の部

6年生の部

令和2年度キャッチフレーズ部門最優秀賞作品
「いってきます わすれず持ってね エコバック」

バーベキューごみは持ち帰りましょう

自然環境に恵まれた青梅市には、毎年バーベキューを楽しむ方が訪れます。多くの方はマナーを守り、ごみを持ち帰っていただいています。ごみの置き去りが起きているのが現状です。市では、定期的に河川の清掃を行うとともに、7～8月には環境美化委員が「河川ごみ減量要請事業」としてごみの持ち帰りを呼びかけています。

豊かな自然を守るために皆さんもごみの持ち帰りにご協力ください。
※環境美化委員とは、環境美化指導員と環境美化推進員から構成されており、ごみの適正処理やごみの減量等に熱意と見識を有する市民の中から、自治会長の推薦に基づき、市から委嘱を受けた方で、皆さんの周りの環境美化にご尽力いただいています。



フードドライブを通年で実施します

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。

市では、食料資源を有効活用し食品ロスを減らす取り組みとしてフードドライブを通年で実施しています。ご家庭で使い切れない食品がありましたら、条件等をご確認のうえ、清掃リサイクル課までお持ちください。

受付日時 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

※祝日、年末年始を除く

受付場所 清掃リサイクル課（市役所5階）

対象食品 缶詰（肉、魚、野菜、果物など）、インスタント食品、レトルト食品、嗜好品（インスタントコーヒーなど）、乾物（乾麺、海藻など）、乳幼児食品、調味料、お菓子など

※いずれも冷凍・冷蔵食品を除く

食品の条件 次のすべての条件を満たすもの

- ①未開封で包装や外装が破損していないもの
- ②賞味期限が明記されており、それが1か月以上あるもの
- ③びん詰めの食品ではないもの
- ④包装や外装を他のものに押し替えていないもの
- ⑤生鮮食品以外のもの

※賞味期限のない塩や砂糖などは、①③④の条件を満たしていること

注意事項 受け取りの際に、種類や条件等を確認します▷食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

ペットボトルの排出方法

▷外したキャップ、はがしたラベルは、「容器包装プラスチックごみ」（紫色のごみ袋）で排出してください。

▷収集・運搬の際にかさばらないように、なるべくつぶしてください。

▷排出の際は、ビニール袋には入れず、バケツや箱などの容器に入れ、午前8時までに道路に面した敷地内または決められた集積所に出してください。

ペットボトルは収集後、さまざまな形でリサイクルされます。そのためにも、正しく分別することが必要です。ご協力をお願いします。

ペットボトルの出し方



（経済産業省 <https://www.meti.go.jp/> からイラストを加工して使用）

ガラス・陶磁器の排出方法

ガラス・陶磁器は戸別収集を行っています。燃やさないごみとして排出することはできませんので、ご注意ください。排出する際は、バケツや箱などの容器に入れ、午前8時までに排出してください。割れたガラスは透明か半透明の袋に入れてから容器に入れてください。また、青梅市リサイクルセンターに直接持ち込んで処分することもできます。

詳しい排出方法は、各ご家庭に配布している「青梅市ごみ収集カレンダー」の15ページをご覧ください。

また、収集の際、一度に大量に排出すると、収集に影響が出る場合があります。市内全体の円滑なごみ収集のため、複数回に分けて排出したり、青梅市リサイクルセンターに持ち込む等、ご協力をお願いします。

やむを得ず、大量（おおむね40リットル以上）に排出する場合は事前にお問い合わせください。

※参考：青梅市の指定収集袋（大型）が40リットル相当です。

資源物は地域の集団回収へ

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。
 集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニティづくりや物を大切にすることを育てることも役立っています。また、「資源再利用推進報償金交付団体」に登録後、集団回収を実施した各団体へ、回収量に応じた報償金が市から交付され、各団体の活動費として役立てられています。

資源物は、地域の集団回収に出すよう協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集団回収が計画どおりに実施できない場合があります。集団回収の実施日

報償金単価

品目	単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8ℓびん	16円
ビールびん(大びん)	16円
その他のびん	15円

や回収する資源物は、各団体で異なりますので、各団体へご確認ください。
 新たに集団回収を行うたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。
 問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルの出し方

びん、かん、陶磁器、ガラス、ペットボトルを出すときは、対象となるもの・対象とならないもの(下表参照)を確認してください。

地域の資源回収に出すことができるものは、地域の資源回収に出すようご協力をお願いします。

排出時の注意事項

▷バケツ、かご、箱などの容器に入れて出してください。

※品目ごとに別の容器に入れてください。

▷割れたガラスは、透明または半透明の袋に入れてから容器に入れてください。

▷びん、かん、ペットボトルは、中を軽くすすいでください。

▷びん、かん、ペットボトルの中には、たばこの吸い殻などの異物を絶対に入れないでください。

▷ペットボトルは、キャップとラベルを外し、なるべくつぶしてください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

種類	対象となるもの	対象とならないもの
びん	飲料・食品・化粧品・飲み薬のびん	▷汚れの取れないびん…燃やさないごみへ ▷ガラス製のコップ、グラス等…ガラスへ
かん	飲料用のスチール缶・アルミ缶・アルミボトル、食品・缶詰の缶、食用油の缶	▷スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ…有害ごみへ ▷飲料・食品用以外の缶、塗料の缶…燃やさないごみへ ▷一斗缶…粗大ごみへ
陶磁器	茶わん、植木鉢、土鍋、土瓶、急須 ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ	▷七輪…燃やさないごみへ ▷レンガ、瓦、タイル…販売店または専門業者へ処分を依頼してください。
ガラス	ガラス製のコップ・グラス・皿・花瓶・灰皿・風鈴、板ガラス ※一辺の長さが30cmを超えるものは粗大ごみへ	▷網入りガラス、合わせガラス、金属などの異素材が付随しているガラス…燃やさないごみへ
ペットボトル	マークがある容器(ジュースやコーヒーなど飲料用の容器、日本酒や料理酒など酒類の容器、しょうゆ・食酢・ノンオイルドレッシングの容器など)	▷マークがない容器(食用油、ソースなど油脂を含むもの、香辛料が強い容器など、洗剤やシャンプーなどの非食品容器)…中をすすいで容器包装プラスチックごみへ

市で収集できないごみの処理

次のごみについては、市では収集・処理できません。
 処分する場合は、購入した販売店、メーカー、廃棄物処理業者等へお問い合わせください。

※処理費用は、販売店等へご確認ください。

※詳細は「青梅市ごみ収集カレンダー」20ページをご覧ください。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

※「リネットジャパンリサイクル(株)」で1回につき1箱分無料で収集を行っています。

違法な不用品回収業者にご注意ください

一般家庭から出る不用品は、法律等に基づき、適正に処理されますが、違法な不用品回収業者を利用すると、不適正に処理された状態で海外へ輸出されたり、不法投棄されたりするおそれがあります。

チラシや軽トラック等で「ご家庭の不用品を無料回収します」と宣伝する業者にご注意ください。

適正な処理方法については、市ホームページ(記事ID…2252)をご確認ください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係



ソーラーシステムなど)

▽農業用具(農機具、農業用ビニールシート、フレームなど)

▽土砂類(土、石、砂、石灰ブロック、レンガ、コンクリート、水槽に敷き詰めてある石など)

▽その他(ピアノ、モーター、1辺50cm以上の金庫、白など)

▽薬品類(農薬類、肥料、殺虫剤、融雪剤など)

▽危険物類(エンジンオイル、ペンキ、ガスボンベ、ガソリン、灯油など)

▽在宅患者の医療器具(注射器、注射針など)

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

▽冷蔵庫・冷凍庫
 浴槽、風呂がま、便器

▽洗濯機・衣類乾燥機

▽エアコン
 建築廃材(畳、1坪を超える物置、瓦、タイル)

▽テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)

▽エレベーター

▽自動車、オートバイとその部品等(本体タイヤ、バッテリー、ホイール、マフラー、シートなど)

▽建築廃材(畳、1坪を超える物置、瓦、タイル)

▽在宅患者の医療器具(注射器、注射針など)

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

「おいつく 楽く 食べかすつー」 〜家庭での食品ロスを減らしましょう〜

10月は「食品ロス」削減月間です。

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまふ食品のことをいいます。日本の食品ロス量は年間600万tとなっており、これを一人当たり換算すると約130g/日(茶碗約1杯分)にもなります。

また、家庭で発生する食品ロスは大きく3つに分類されます。

①食べ残し(食卓にのぼった食品で、食べきらずに廃棄されたもの)
②直接廃棄(賞味期限切れ等により、手つかずのまま廃棄されたもの)
③過剰除去(厚くむき過ぎた野菜の皮など、過剰に

除去された食べられる部分)

買った食品ロスを削減するためにできることを、4つの場面に分けて紹介します!

買ったものとき
▽買い物前に冷蔵庫をチェックして、必要な分だけ買うようにしましょう。

▽すぐに使用する商品は陳列順に購入しましょう。

調理のとき
▽食べられる分だけ作るようにしましょう。

▽食材が余ったときは、使い切りレシピを検索してみましよう。

飲食店で食事をするとき
▽食べきれない場合は、持ち帰ることができるか確認してみましよう。

食品が余ったとき
▽フードドライブを活用しましょう。

▽フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。青梅市ではフードドライブを毎年実施しております。詳しくは市役所ホームページ(記事ID:1740)をご覧ください。

市役所ホームページでは食品ロスについても詳しい記事を掲載しています(記事ID:37952)。ぜひご覧ください。

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

リサイクルショップをご利用ください

リサイクルショップでは、リサイクルセンターに運び込まれた、まだ使えるような物を修理し、低価格で販売しています。

主に自転車、タンス、テーブル、ベッド、衣装ケース、学習机などを展示していますが、その時によって変わりますので、ぜひ足を運んでみてください。

また、大きな家具等、購入した商品の配送サービス(有料)もあります。

営業日時 月・金・日曜日
午前9時〜午後4時
※祝日を除く
運営 (公社) 青梅市シル

バー人材センター
※リサイクルショップは、

リサイクルセンター施設内にありますが、出入り口、駐車場が違いますので、ご注意ください。

お問い合わせ リサイクルショップ ☎ 32・5374



▽食べきれない場合は、持ち帰ることができるか確認してみましよう。

食品が余ったとき
▽フードドライブを活用しましょう。

▽フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。青梅市ではフードドライブを毎年実施しております。詳しくは市役所ホームページ(記事ID:1740)をご覧ください。

市役所ホームページでは食品ロスについても詳しい記事を掲載しています(記事ID:37952)。ぜひご覧ください。

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

青梅市廃棄物減量等推進審議会 委員募集

応募資格 次のすべての要件を満たす方

①青梅市の区域内に住民登録している方
②応募の時点において満20歳以上の方

③青梅市の廃棄物の処理および再利用に関心があり、審議会への出席が可能な方

④地方公務員法第16条各号に該当しない方

⑤青梅市職員でない方
⑥青梅市の他の付属機関等の委員でない方

募集人員 2人(男女各1人)

※性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、性別の人数を問わない。

任期 12月1日から2年間

審議内容

一般廃棄物(ごみ)の減量、再資源化などに関すること
▽一般廃棄物の処理計画などに関すること

通常年2回程度、平日昼間の開催を予定
報酬 会議1回につき1万円500円

応募方法 10月22日(消印)までに、清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する申込書(市ホームページ(記事ID:50948)からダウンロード可)に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、応募動機を記入した書類(400字程度)を添え、次のいずれかの方法で清掃リサイクル課へ

直接持参: 午前8時30分〜午後5時
※土・日曜日を除く
▽郵送: 〒198-8701 青梅市清掃リサイクル課
▽ファックス: 022-3508

▽電子メール: 017315@city.ome.lg.jp
※電子メールは、件名を「廃棄物減量等推進審議会委員応募」とし、申込書と応募動機を記入した書類を添付

選考方法等 資格審査、動機審査
※審査の結果、候補者が募集人員を超えた場合は抽選

※審査結果は後日郵送
お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

お問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

環境にやさしい買い物 心がけましょう

- 環境省の呼びかけにより、毎年10月は3R推進月間と定められています。市では、この3つのRに1つプラスして、4Rを推進しています。
- この機会に日頃の買い物について見直してみませんか。
- 一人ひとりの行動がごみの減量につながります。
- 4Rとは？
 - ごみ減量のキーワードの頭文字をまとめたものです。
 - ▽リフューズ (Refuse) : 不要なものは断る。
 - ▽リデュース (Reduce) : ごみを減らす。
 - ▽リユース (Reuse) : 繰り返し使う。
 - ▽リサイクル (Recycle) : 資源として再利用する。
- 環境にやさしい買い物とは？
- ▽マイバッグを持参し、レジ袋は購入しない。
 - ▽包装はできるだけ少ない物を選ぶ。
 - ▽詰め替え用の商品を選ぶ。
 - ▽必要なものを必要な分だけ買う。
 - ▽食材は地元産や旬のものを選ぶ。
- 問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

粗大ごみ運び出しサービス

- 粗大ごみを屋外の収集可能場所へ運び出すことが困難な場合に、屋内から粗大ごみを運び出すサービスを実施しています。
- 対象世帯 中学生以下の子どもを除く、世帯員全員が次のいずれかに該当し、身近に協力者(親族等)のいない世帯
- ▽65歳以上の方
 - ▽身体障害者手帳をお持ちの方
 - ▽要介護認定を受けている方
 - ▽妊娠中の方
- 利用回数 1回10品以下
- 費用無料
- ※粗大ごみの処理手数料は通常通りかかります。
- 注意点
- ▽運び出しを行う前に事前確認のため、自宅を訪問します。
 - ▽事前確認および運び出しの際は、必ず立ち会いが必要です。
 - ▽出入り口から出せない物、取り外し工事や解体作業等が必要なもの、市が収集処理できないものは対象外です。
 - ▽申し込みから運び出し実施までに時間がかかりますので、早めにご相談ください。
 - ▽運び出した品物は、別の日に通常の粗大ごみと同様に収集を行います。
 - ▽粗大ごみを運べるよう、通路の確保等の準備をお願いします。
 - 申し込み 粗大ごみ専用受付電話 ☎23・58005
 - ※粗大ごみ戸別収集の申し込みの際にご相談ください。
- 問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係



事業系ごみの排出にご協力を

- 事業系ごみ(事務所や店舗等の事業所から出されるごみ)は、住宅兼事業所の住宅部分のごみを除き、家庭系一般廃棄物指定収集袋では出せません。
- ☆燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ：1回の搬出量が指定収集袋の大袋3袋以内(小袋6袋以内)の場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋で排出できます。大袋4袋以上の場合、青梅市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。
- ☆粗大ごみ、産業廃棄物：廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
- ☆資源ごみ：資源ごみは、貴重な資源となりますので、資源物処理業者に依頼するなど、リサイクルにご協力ください。
- 問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

青梅市ごみ収集カレンダーに 広告を掲載しませんか

- 毎年全戸配布しているごみの収集日等を掲載した「青梅市ごみ収集カレンダー」(令和4年4月～翌年3月)に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、事業所、営業者の皆さんは、ぜひお申し込みください。
- 規格 カレンダー：A4サイズ、広告：縦3cm × 横13cm (J.P.E.G形)
- 式) 作制部数 7万1千部 (予定)
- 掲載料 1枠5万円
募集枠数 先着12枠
- 注意事項 掲載位置の指定は不可▽同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合限り2枠以上掲載可
- 申し込み 11月19日まで
に市ホームページ(記)
- 問い合わせ 清掃リサイクル課
- 〒261-0199 から広告掲載申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告図案を添えて電子メール ☎ div131@city.yamanashi.lg.jp または直接清掃リサイクル課(市役所5階)へ
- ※メールの件名は「青梅市ごみ収集カレンダー広告掲載応募」としてください。

クル課ごみ減量推進係

2023	4月	5月	2024
日	1	2	3
月	4	5	6
火	7	8	9
水	10	11	12
木	13	14	15
金	16	17	18
土	19	20	21
日	22	23	24
月	25	26	27
火	28	29	30
水	31		

広告枠



ごみの減量にご協力ください

ちょっとまって その紙まだまだ 使える資源

令和3年度小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進キャッチフレーズコンクール最優秀賞
問い合わせ 清掃リサイクル課（市役所5階）

ごみの減量のポイント

燃やすごみは、家庭から出るごみ量の70%以上を占めています。燃やすごみの減量がごみ量削減のポイントです。

◎生ごみ

生ごみを捨てる時、そのまま捨てていませんか？生ごみには多くの水分が含まれており、その水分が重さと臭いの原因になっています。水分を減らしてごみを出すことで、ごみ袋の節約や臭いが減るなど、ひと手間かけることでいいことがたくさんあります。次の3つのポイントに気を付けてごみを出しましょう。

①生ごみを水に濡らさない！

野菜などは使えない部分を切り落としてから洗います。乾いたごみは、濡れやすい三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れずに捨てます。野菜の皮をむくときは、乾いたトレイや新聞紙の上などでむきましょう。

②しばって乾かす！

お茶がらやティーバックは水気をしばり、乾かしてから出しましょう。ざるの上などに置くのも効果的です。

③ごみを出す前にひとしばり！

ごみ袋に入れる前にぎゅっとひとしばりしてから出しましょう。便利なグッズなども販売されていますので、使いやすいものを選んでみてください。

◎紙類

燃やすごみの袋に紙類が混入していることが多くあります。紙は大切な資源となりますので、資源ごみとして出してください。資源ごみは、地域の集団回収へも出すことができます。

◎草木ごみ

草や葉については、よく乾燥させてから燃やすごみの袋に入れて出しましょう。乾燥すると、かさが減りごみ袋の節約になります。また、市内の一般家庭から出たせん定枝については、リサイクルセンターへ無料で持ち込むこともできます。

せん定枝の持ち込みとチップの無料配布

市内の一般家庭から出たせん定枝は、リサイクルセンターへ直接持ち込むと無料になります。（自宅回収は有料。0.5㎡当たり200円）これらのせん定枝は、機械で細かく砕き「せん定枝チップ」にし、畑の補助肥料やマルチング（根覆い）材などとして市民に無料で配布しています。ぜひご利用ください。

なお、いずれの場合も、運転免許証等で住所を確認します。

◎せん定枝の持ち込みとチップの配布

月～金曜日、日曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後4時

◎せん定枝の自宅回収

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後5時に電話☎23-5805で申し込み

◎せん定枝を出す時の注意

所有している山林や事業所内から出たせん定枝は出せません▷太さ10cm以下のもの、長さ100cm以内になしてください（生竹、シュロ、キョウチクトウ、ウルシ、アセビは、長さ50cm以内）▷毒性のある木（キョウチクトウ、ウルシなど）やトゲのある木（ユズなど）は一般のせん定枝とは別になしてください▷木の幹・根、シュロの幹、枯れてしまったもの、草、落ち葉、ツルは出せませんので、燃やすごみで出してください。

ボランティア袋の利用方法

◎ボランティア袋とは

道路や公園等、公共の場所の清掃をして出たごみを排出するための袋です。自治会等の催し物で出たごみ、家庭ごみ、マンション・市営住宅などの集合住宅の敷地内から出たごみを捨てるために用いることはできません。

◎ボランティア袋の入手方法

清掃リサイクル課（市役所5階）、リサイクルセンター、各市民センター、住友金属鉱山グリーン青梅（総合体育館）の窓口で申請をしてください。



◎ボランティア袋の排出方法

袋の排出者名の欄に氏名または団体名を必ず記入したうえで、燃やすごみボランティア袋は各地区の燃やすごみの収集日に、燃やさないごみボランティア袋は、各地区の燃やさないごみまたは容器包装プラスチックごみの収集日に排出してください。自宅から排出できない場合は市民センターの決められた場所へ出してください。

小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター＆キャッチフレーズコンクール入賞者発表（敬称略）

市内在住の小学4～6年生を対象に募集を行い、ポスター部門75点とキャッチフレーズ部門236点の応募がありました。

入賞作品は市役所2階行政情報コーナーで展示予定です。（市ホームページ・記事ID…543でもご覧になります。）

◎ポスター部門

小学4年生の部

（金賞）勝山 真 二小

（銀賞）鈴木健太 河辺小

（銅賞）飯口優里 吹上小

小学5年生の部

（金賞）高山恵奈 二小

（銀賞）藤野睦美 四小

（銅賞）鶴巻実桜 吹上小

小学6年生の部

（金賞）井上真優 若草小

（銀賞）奥山陽菜 若草小

（銅賞）関谷瑞杏 若草小

◎キャッチフレーズ部門

（最優秀賞）井上琉次郎 六小

「ちょっとまって その紙ま

だまだ 使える資源」

（優秀賞）吉田拓海 若草小

（優秀賞）松井南々海 若草小



小学4年生の部金賞



小学5年生の部金賞



小学6年生の部金賞

「外国語版 青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を配布しています

市内にお住まいの外国人向けに、ごみの収集に関する情報をまとめたリーフレット「外国語版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を配布しています。英語、タガログ語、ベトナム語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語版があります。ぜひご利用ください。

配布場所 清掃リサイクル課（市役所5階）

※市ホームページ（記事ID…30990）からも閲覧可

リサイクルセンターで無料回収しているもの

持ち込みできる日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時

※祝日、年末年始を除く

持ち込みできるもの

◆有害ごみ

乾電池、コイン電池（ボタン電池は除く）、蛍光管（直管形、丸形等）、電球、水銀体温計、スプレー缶（消火器は除く）、カセットコンロ用ガスボンベ、煙草殺虫剤の容器（金属製）、ライター、電子タバコ

※中身の残っているライター、スプレー缶等は、火災や爆発のおそれがあるため、なるべく使い切ってから出してください。また、穴は開けないでください。

◆廃食用油

サラダ油、オリーブ油、菜種油、大豆油、ごま油、紅花油等

※動物性油、バーム油、機械油、灯油等は回収できません。

※天かすなどの固形物は紙などでこし、取り除いてください。

◆ガラス・陶磁器

コップ、ガラス食器、茶わん、土鍋、植木鉢（土は落としてください）等

※びんは、持ち込みできません。収集日に出してください。

※割れたものも持ち込み可

※瓦や網入りガラス等の特殊なものは回収できません。

※大きさが30cmを超えるものは粗大ごみとなります。処理手数料をお支払いください。

◆使用済小型家電

携帯電話（スマートフォン、PHS等）、電子端末（タブレット端末等）等

※回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る製品が対象

※パソコンの持ち込み不可

※使用済み小型家電の回収ボックスは、市役所、市民センター、住友金属鉱山グリーン青梅等に設置されています。

持ち込み方法等 粗大ごみ受付にて住所確認をした後、それぞれ専用の箱やタンク等に入れてください。

※自宅から持ち込む際に使用した袋や箱等は、お持ち帰りください。

問い合わせ リサイクルセンター☎31-0540

資源物の回収にご協力ください！

★使用済小型家電<表1>

▷市役所、リサイクルセンター、各市民センター、住友金属鉱山アリーナ青梅（総合体育館）に回収ボックスを設置しています。
▷電池類は外し、個人情報情報は消去してください。

★水曜日資源物の行政回収の日

水曜日は市内全域（御岳山を除く）で資源の回収日です。
※なるべく地域等で実施する集団回収を優先的に利用しましょう。

第1水曜日…新聞・折込チラシ

▷新聞と折込チラシは一緒にひもで束ねて出してください。
▷雨の日でも出せます。ビニール袋には入れないでください。

第2水曜日…雑誌・雑紙<表2>

▷ひもで束ねるか紙袋に入れて出してください。
▷雨の日でも出せます。ビニール袋には入れないでください。

第3水曜日…ダンボール・飲料用紙パック

▷ダンボールはひもで束ねて出してください。
▷飲料用紙パックは水洗いして乾かし、切り開いてからひもで束ねて出してください。（中にアルミが貼ってあるものは燃やすごみへ）

第4水曜日…繊維類（繊維・かばん・靴・ベルト・ぬいぐるみ）<表3>

▷種類ごとに分け、透明または半透明の袋に入れて出してください。
▷汚れや傷みがひどいもの、濡れているものは回収できません。
▷繊維類は雨に濡れると資源化できないため、雨の日に出すのはなるべく控えてください。



<表1>

回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る家電製品（例）	
携帯電話、携帯音楽プレーヤー、電子端末、カメラ（使い捨ては除く）、携帯ゲーム機、電子辞書、カーナビ、補助記憶装置（USBメモリ等）、電卓、シェーバー、ドライヤー、家電付属品（アダプター、コード類）など	

<表2>

種類	回収できるもの（例）	回収できないもの（例）
雑誌・雑紙	紙箱、菓子箱、ティッシュ箱（口のビニールは容器包装プラスチックごみへ）、包装紙、雑誌、書籍、カレンダー、パンフレット、チラシ、画用紙、半紙、紙袋、割り箸の袋、はがき、封筒、メモ用紙、ラップ・トイレットペーパーの芯、名刺、シュレッダーくず など	圧着はがき、粘着物の付着した紙、臭いのついた紙、感熱紙、カーボン紙、ビニール等の樹脂コーティング紙、防水加工された紙、写真、インクジェット写真プリント用紙、使用済みのティッシュ、ペーパータオル、レシート、食品残さなどで汚れた紙、金・銀箔のついた紙 など⇒燃やすごみへ

<表3>

種類	回収できるもの（例）	回収できないもの（例）
繊維	古着、革製の衣類、タオル、カーテン、シーツ、毛布	布団、じゅうたん⇒粗大ごみへ 下着、靴下、汚れているもの、ペット用に使ったもの⇒燃やすごみへ
かばん	革・布・エナメル製品、ウエストバッグ、ハンドバッグ、ベルトポーチ、リュックサック	ハードケース、スーツケース、車輪の付いたバッグ、ゴルフバッグ⇒粗大ごみへ ランドセル、保冷バッグ⇒燃やすごみへ
靴	革・布・エナメル・ゴム製品、ショートブーツまでの長さの靴、靴ひもの取れた靴	長靴、スリッパ、スパイク、登山靴、ハーフブーツ以上の長さの靴、安全靴、片足のみ靴⇒燃やすごみへ
ベルト	革・布・エナメル製品	おもちゃのベルト⇒燃やすごみへ
ぬいぐるみ	50cm未満のもの	50cm以上のもの⇒粗大ごみへ

埋め立てが終了した谷戸沢処分場で、再生した里山の自然環境を体感できる処分場見学会を開催します。
日時 12月2日（木）午前8時15分JR八王子駅付近集合〜午後4時同駅解散（予定）
会場 八王子市戸吹クリーンセンター、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場
※バスで移動
対象 多摩地域在住・在勤・在学者

定員 20人（抽選）
費用 500円（昼食代を含む）
※当日集金
申し込み 11月15日（必着）
までにハガキに、参加者の全員の住所、氏名、年齢、性別、電話番号（日中連絡のとれる番号）、通勤・通学先（多摩地域在住者を除く）を記入し、〒190-0181西多摩郡日の出町大字大久野764-2番地東京たま広域資源循環組合「紅葉の谷戸沢処分場自然観察会」係へ
※詳細は、東京たま広域資源循環組合ホームページ <https://www.tama-junkankumi.ai.com/>参照
※同ページから申し込み可
問い合わせ 東京たま広域資源循環組合適正化・広報担当 ☎042-597-6152

紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

飼っていた動物の火葬

市民であることが分かるもの（運転免許証等）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課（市役所5階）へ申請し、手数料2千円をお支払いください。領収書をお持ちのうえ、飼っていた動物を火葬場（長淵5-743・友引の日、1月1日〜3日を除く午前9時〜午後4時）へ持ち込んでください。※犬の場合は、火葬の申請時に、死亡の届け出も必要となります。

※大型犬の場合は、事前に火葬場へご連絡ください。
※火葬後の骨はお返しできません。
祝日、年末年始を除く月曜日に、ご自宅へ引き取りに伺うこともできます。希望者は、清掃リサイクル課へご連絡ください。引き取り時に手数料4千円をお支払いください。問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係

新聞紙・雑誌等の持ち去り防止にご協力を

市の回収へ出した資源物（新聞紙・雑誌等）を持ち去ることは、条例で禁止されています。

市では、定期的にGPSを使ったパトロールなどを行い、皆さんのご協力をお願いします。

粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は、犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然としてなくなりません。

年末の粗大ごみ処理はお早めに

年末の粗大ごみの収集は大変混み合います。年内に処理を希望する方は、早めの申し込み、持ち込みをお願いします。特に日曜日のリサイクルセンターへの持ち込みは大変混雑が予想されます。緊急の場合を除き、できるだけ平日をご利用ください。

◆リサイクルセンターへの個人持ち込み

※12月29日～1月3日を除く

◆自宅回収
申し込み専用電話 ☎23・5805

※電話がつながりにくい場合があります。

※市内の住所が確認できるものをお持ちください。

◆いづれも

生活保護、児童扶養手当（母子家庭等）、特別児童扶養手当を受給している方は、粗大ごみの処理手数料が免除されます。該当する方は、申し込みの際に申し出てください。

受付日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
収集日 月～金曜日（祝日可）

持ち込みできる日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、12月29日～1月3日を除く

※市内の住所が確認できるものをお持ちください。

年末年始のくらしのガイド

年末年始のごみの収集等

ごみの焼却は、都条例等により原則として禁止されています。年末の片づけ等で出たごみは、燃やさずに市の収集に出してください。

種類	収集や申し込みの期限
燃やすごみ 燃やさないごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ 有害ごみ	▷「令和3年度版青梅市ごみ収集カレンダー」のとおり収集します。 ▷お住まいの地区によっては、12月30日に燃やすごみの特別収集を行います。
粗大ごみ せん定枝	▷月～金曜日の午前9時～午後5時に専用電話 ☎23-5805（かけ間違いにご注意ください）へ申し込んでください。 ▷年末は大変混み合います。年内の収集を希望する場合は、早めに申し込んでください。 ▷年末は12月28日まで、年始は1月4日から
自宅回収	▷月～金曜日、日曜日の午前9時～午後4時に直接リサイクルセンターへ持ち込んでください。 ▷年末は12月28日まで、年始は1月4日から
リサイクルセンターへの持ち込み	▷電話で清掃リサイクル課へ申し込んでください。 ▷年内のくみ取りを希望する場合は、12月28日の正午までに申し込んでください。 ▷年末は12月28日まで、年始は1月4日から
し尿くみ取り	

浄化槽の維持管理

浄化槽は、適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。

浄化槽法では、浄化槽の使用者が行うべき3つの義務を定めています。個人または法人で浄化槽を管理している方は、確実に実施してください。

①保守点検：都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業▽専門業者（都環境局ホームページ <https://www.kanryo.jp>）

②清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業▽青梅市の許可業者・青梅新興(株) ☎74・4281へ申し込み

③法定検査：都知事が指定した機関が実施する①と②の状況等を客観的に判断する検査▽都知事指定機関（公財）東京都環境公社多摩分室 ☎042・595・7982へ申し込み

また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合、30日以内に都へ届け出てください。

▽保守点検については：都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽担当 ☎042・528・2692

▽清掃については：市清掃リサイクル課清掃係 ☎042・595・7982

▽法定検査については：（公財）東京都環境公社多摩分室 ☎042・595・7982

また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合、30日以内に都へ届け出てください。



青梅市廃棄物減量等推進審議会	
1月18日(火) 午後2時30分から	
市役所議会棟3階 大会議室	
一般廃棄物処理基本計画について ほか	
10人(抽選)	
当日の午後2時~15分に会場入り 口で	
清掃リサイクル課ごみ減量推進係	

食べられるのに破棄されてしまう食材(食品ロス)は年間600万トンにのぼり、国民1人あたりに換算すると、約130g(お茶わん1杯分)の食べ物が毎日捨てられています。食品ロスを減らすために、一人ひとりが食品ロス削減のコツ

- ▽食べきれぬ分だけ注文する
- ▽小盛りのメニューを活用するなど、頼みすぎないように注意しましょう。
- ▽量や食材を確認: お店の人に量や食材を確認して、自分が食べきれぬか判断しましょう。
- ▽持ち帰り可能か確認: 残ってしまった料理は、お店の人に持ち帰り可能か聞いてみましょう。

外食時の食品ロスを減らしましょう

※農林水産省の資料をもとに作成
問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



ごみ収集車の火災

先月の燃やさないごみ(オレンジ色の袋)の収集においてライターが混入していたことによりごみ収集車の火災が発生しました。発火の原因とされる電子タバコ、モバイルバッテリー、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、ライター等の排出方法は次のとおりです。事故防止のため、適正な排出にご協力ください。

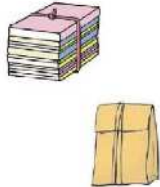


問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

区分	排出方法
ライター、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	ごみ収集カレンダーの「有害ごみ」の日に、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ※中身が残っている場合は「残有り」等の貼り紙をしてください。 ※スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベは穴をあけず、できるだけ使い切ってください。
電子タバコ(加熱式を含む)	ごみ収集カレンダーの「有害ごみ」の日に、透明または半透明の袋に入れて出してください。
モバイルバッテリー	市では収集・処理することができません。小型充電式電池回収協力店へ持参してください。 ※小型充電式電池回収協力店は(一社)JBR Cホームページ https://www.jbr.com/ で検索できます。

雑誌・雑紙は、地域の資源回収または回収日(第2水曜日)に出してください。ひもで束ねるか、紙袋や封筒に入れて口が開かないようにひもで縛って出してください。

雑誌と雑紙を一緒に束ねてもかまいません。
雑紙として出せるもの
▽画用紙、習字の半紙(絵の具や墨がついていても可)▽チラシ(新聞折り込みでないもの)▽パンフレット、プリント類▽封筒(窓のビニール部分は燃やさない)紙袋▽カレンダー、ポスター、包装紙▽ラップ、トイレットペーパーの芯▽ティッシュの紙箱(口のビニール部分は容



器包装プラスチック(みへ) 雑紙として出せないもの
▽着ハガキ▽粘着物・汚れ・においがついた紙▽感熱紙▽カーボン紙▽ノーカーボン紙▽コーティング紙、ワックス等で防水加工された紙▽写真▽使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル▽レシート▽金・銀・アルミ

詳細は、市ホームページ記事ID:53923参照

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



変更箇所	変更前	変更後
家庭系・事業系ごみ袋(家庭系燃やさないごみ袋(小型・家庭系燃やさないごみ袋(小型を除く)本体の切込み)	切り込みなし	本体下部2か所に5mm程度の切込み ※一見裂けているように見えますが、不良品ではありません。
家庭系・事業系ごみ袋本体のエンボス加工・穴開け加工の位置	本体中央やペロ部分	持ち手部分に統一
家庭系ごみ袋の外装袋サイズ・取出し口(小型・特小型のみ)	小型…横20cm×縦33cm、特小型…横17cm×縦23cm、取出し口…左横部分	小型…横18cm×縦22cm、特小型…横16cm×縦18cm、取出し口…上部分
家庭系ごみ袋の外装袋に表記されている外国語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語

雑誌・雑紙の回収・再利用にご協力を

青梅市指定収集袋(ごみ袋)の仕様を一部変更しました

三多摩は一つなり交流事業
ごみ処理施設見学とつるつる温泉めぐり

日時 2月25日(金) 午
前9時市役所前ロータリー集合〜午後4時15分
分ごる解散

対象 市民

行程 市役所〜西多摩衛生組合〜つるつる温泉(昼)

費用無料

定員 先着40人(予約制)

食休憩含む)〜二ツ塚最終処分場〜市役所

※新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、9時〜午後5時

貸切バスで回ります。

※1回あたり2人まで申し込み可

申し込み 2月3日〜10日に電話で清掃リサイクル課ごみ減量推進係へ

※土・日曜日を除く午前

リサイクルショップをご利用ください

リサイクルショップでは、リサイクルセンターに運び込まれた、まだ使えそうな物を修理し、低価格で販売しています。

主に自転車、タンス、テーブル、衣装箱、学習机等を展示していますが、

その時によって変わりますので、ぜひ足を運んでみてください。

また、大きな家具等、購入した商品の配送サービス(有料)もあります。

営業日時 月・金・日曜日
午前9時～午後4時

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」(案)への意見募集

意見募集

市では廃棄物処理に関する必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画となる「青梅市一般廃棄物処理基本計画」について改訂を検討しています。一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、市町村に策定が義務付けられており、おおむね5年ごとに改訂されています。このたび改訂案を作成しましたので、皆さんの意見を募集します。

募集期間 2月7日(月)～21日(月)

閲覧場所
▽清掃リサイクル課(市役所5階)

※祝日を除く
運営(公社) 青梅市シルバー人材センター
※リサイクルショップは、リサイクルセンター施設内にありますが、出入り口、駐車場が違いますので、ご注意ください。

問い合わせ リサイクルショップ ☎32・5374

▽行政情報コーナー(市役所2階)
▽各市民センター
▽中央図書館
▽リサイクルセンター
▽市ホームページ(記事ID:54711)

対象 次のいずれかに該当する方
▽市内在住・在勤・在学の方
▽市内に事務所または事業所を有する方

▽当該案件に直接的な利害関係を有する方

提出方法 21日(消印)までに閲覧場所に備え付けの用紙(市ホームページからダウンロード可)に意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

※必要事項の記載があれば様式は問いません。
▽直接持参:午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日を除く

▽郵送:〒198-8701 青梅市清掃リサイクル課
▽ファックス:☎22・3508
▽電子メール:divi315@city.ome.lg.jp

※件名は「一般廃棄物処理基本計画(案)への意見」としてください。

意見への対応 受け付けた意見は、個人情報を除き、市の考え方を付して、市ホームページで公表します。意見に対する個別の回答はできません。

問い合わせ 清掃リサイクル課 ☎み減量推進係

フードドライブを通年で実施します

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、集められた食べ物をフードバンク等に寄付する活動です。

市では、食料資源を有効活用し食品ロスを減らす取り組みとしてフードドライブを通年で実施しています。ご家庭で使い切れない食品がありましたら、条件等をご確認のうえ、清掃リサイクル課までお持ちください。

また、食品をお持ちになった方に対して、フードドライブ等に関するアンケート調査を行っています。回答した方には、オリジナルロゴ入りエコバッグをお渡しします。

ご協力をお願いします。

受付日時 月・金曜日の午前8時30分～午後5時

※祝日、年末年始を除く

受付場所 清掃リサイクル課(市役所5階)

- ②賞味期限が明記されており、それが1か月以上あるもの
- ③びん詰めの食品ではないもの
- ④包装や外装を他のものに移し替えていないもの
- ⑤生鮮食品以外のもの
- ※賞味期限のない塩や砂糖などは、①③④の条件を満たしていること

注意事項

▽対象食品 缶詰(肉、魚、野菜、果物など)、インスタント食品、レトルト食品、嗜好品(インスタントコーヒーなど)、乾物(乾麺、海藻など)、乳幼児食品、調味料、お菓子など

※いずれも冷凍・冷蔵食品を除く

食品の条件 次のすべての条件を満たすもの

①未開封で包装や外装が破

損していないもの

▽受け取りの際に、種類や条件等を確認します。

▽食品の種類や状態によっては、お持ち帰りいただく場合があります。

問い合わせ 清掃リサイクル課 ☎み減量推進係



資源回収団体説明会は中止となります

毎年実施している資源回収実施団体説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

登録関係書類や説明会資料を各実施団体へ送付しますので、ご確認ください。

新たに集団回収を行います。

たい団体は、一定の条件を満たせば実施できますので、お問い合わせください。

問い合わせ 清掃リサイクル課 ☎み減量推進係

浄化槽清掃費の一部を補助します

市では、住民登録のある一般家庭および店舗・事務所などの併用住宅（※）で、市が許可した清掃業者が清掃した浄化槽に限り、次のすべてに該当するものについて、年度1回、清掃費の一部を補助しています。

※単独浄化槽を使用している併用住宅については処理対象容積3m³まで

対象

①浄化槽法に基づく都への浄化槽設置届をして、確認されている浄化槽

②建築基準法による建築確認を受けている浄化槽

③公共下水道供用開始区域外または供用開始されてから1年以内の区域内の浄化槽

④個人管理の浄化槽

申請方法 清掃作業実施日から1か月以内に、領収書、通帳等振り込み口座が分かるもの、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ

その他 下水道への接続等で浄化槽を撤去する際の汚泥引き出しは補助の対象外。

青梅市資源回収事業協力業者の登録を受け付けます

市では、市内の各種団体の資源回収で集められた「古紙・カン・ビン類」などの資源物を回収する資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。4月から1年間の資源回収にご協力いただける回収業者を募集します。

登録資格 市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間 随時

※4月から回収を行いたい業者は3月中に届け出をしてください。

登録方法 清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する「青梅市資源回収事業協力業者登録届出書」に必要事項を記入し、清掃リサイクル課へ提出してください。

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時 ※届出書は市ホームページ（記事ID:544）からダウンロード可

※届け出は毎年必要です。お問い合わせ 清掃リサイクル課 ごみ減量推進係

「ごみ」の排出は計画的に

3〜4月は引っ越しシーズンのため、ごみの排出量が多くなります。引っ越しを予定している方は、「青梅市ごみ収集カレンダー」で収集日を確認のうえ、計画的に排出してください。市外に転出する方で引っ越しまでに収集日がない場合に限り、リサイクルセンターで家庭ごみの受け入れを行っています。

引っ越しごみの排出方法

指定収集袋を使う、ひもで縛るなど、家庭から排出する際と同じ基準で分別してください。

リサイクルセンターの受付

日時 月々金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時〜正午、午後1時〜4時

※市内で転居する方は、持ち込みできません。地区ごとに決められた収集日に出してください。

※引っ越しや管理者の死亡などで名義変更の届け出をしていない方は、清掃リサイクル課へ申請してください。

▽引越しや管理者の死亡などで名義変更の届け出をしていない方は、清掃リサイクル課へ申請してください。

青梅市ごみ収集カレンダーの配布

ごみ収集日を掲載した青梅市ごみ収集カレンダー（令和4年4月〜5年3月）を環境美化委員の協力のもと、各家庭に配布します。

3月22日を過ぎてても届かない場合は、清掃リサイクル課へご連絡ください。

なお、市民センターでも当該地区のカレンダーを受け取ることができるほか、市ホームページ（記事ID:1182）にも掲載しています。

※4月1日から受付時間が
午前9時〜11時30分、午後1時30分〜4時に変更となります。

粗大ごみの排出方法

▽自宅回収（事前予約制）
：粗大ごみ専用受付 ☎23・5805へ申し込み
※月々金曜日（祝日を除く）午前9時〜午後5時

▽リサイクルセンターへの持ち込み（予約不要）
：月々金曜日（祝日、年末年始を除く）、日曜日、午前9時〜午後4時

お問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係、収集指導係



△青梅市ごみ収集カレンダー

音声版・点字版

「青梅市ごみ収集カレンダー」を作製します

令和4年度版青梅市ごみ収集カレンダーの音声版（デジタル方式）・点字版を
ボランテアの皆さんのご協力により作製します。配布を希望する方は、清

掃リサイクル課へご連絡ください。

問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

4月から「燃やさないごみ」で出せるものの大きさを拡大します

「燃やさないごみ」で出せるものの大きさを、一辺の長さが30cm未満から50cm未満に拡大します。一辺の長さが50cm以上のものは「粗大ごみ」となります。詳しくは今後配布される令和4年度版青梅市ごみ収集カレンダーをご覧ください。

▽鍋・フライパンは持ち手を除いて50cm未満なら燃やさないごみ、50cm以上なら粗大ごみ

▽傘、空気入れ、洗濯ばさみ付角ハンガー、電気ポットは50cm以上でも燃やさないごみ

▽ガラス・陶磁器は燃やさないごみでは出せません。バケツや箱などの容器に入れて決められた日

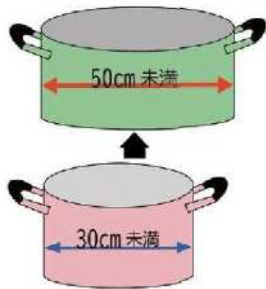
▽石油ストーブ、石油ファンヒーターは、火災の原因となるおそれがあるため、50cm未満でも粗大ごみとして排出してください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

燃やさないごみ（例）：電子レンジ、カセットコンロ、プランター、ポリタンク、ヘルメット等

排出するときの注意点
▽一辺の長さが50cm以上のものは引き続き粗大ごみ

▽ガラス・陶磁器は燃やさないごみでは出せません。バケツや箱などの容器に入れて決められた日



に排出してください。また、一辺の長さが30cm以上のものは粗大ごみ

▽石油ストーブ、石油ファンヒーターは、火災の原因となるおそれがあるため、50cm未満でも粗大ごみとして排出してください。

問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

令和3年度
青梅市清掃事業概要

編集・発行 青梅市環境部清掃リサイクル課
東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話番号 0428-22-1111
発行 令和4年12月

